

令和 5 年第 1 回定例会

河津町議会会議録

令和 5 年 3 月 7 日 開会

令和 5 年 3 月 16 日 閉会

河津町議会

令和五年第一回〔三月〕定例会

河津町議会会議録

令和五年第一回〔三月〕定例会

河津町議会会議録

令和5年河津町議会第1回定例会会議録目次

第1号（3月7日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長の施政方針及び行政報告	7
○一般質問	17
大川良樹君	18
宮崎啓次君	34
桑原猛君	49
渡邊昌昭君	59
○散会の宣告	77
○署名議員	79

第2号（3月8日）

○議事日程	81
○出席議員	82
○欠席議員	82
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	82
○事務局職員出席者	82
○開議の宣告	83

○議事日程の報告	83
○一般質問	83
北島正男君	84
渡邊弘君	97
正木誠司君	115
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	132
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	149
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	151
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	157
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	159
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	161
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	164
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	166
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	168
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	169
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	171
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	173
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	188
○散会の宣告	191
○署名議員	193

第 3 号 (3月9日)

○議事日程	195
○出席議員	195
○欠席議員	195

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	195
○事務局職員出席者	196
○開議の宣告	197
○議事日程の報告	197
○議案第18号～議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託	197
○散会の宣告	214
○署名議員	215

第 4 号 (3月16日)

○議事日程	217
○出席議員	217
○欠席議員	217
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	217
○事務局職員出席者	218
○開議の宣告	219
○議事日程の報告	219
○議案第18号～議案第25号の委員長報告、質疑、討論、採決	219
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	224
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	225
○河津町議会改革特別委員会委員長及び副委員長の互選	227
○日程の追加	227
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	228
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	232
○議員派遣の件	238
○第2常任委員会研修視察報告について	238
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	239
○閉会の宣告	239
○署名議員	241
○議案等審議結果一覧	243

第 1 日

3 月 7 日（火曜日）

令和5年河津町議会第1回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和5年3月7日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の施政方針及び行政報告
日程第 5 一般質問

出席議員(10名)

1番	正木誠司君	2番	北島正男君
3番	大川良樹君	4番	桑原猛君
5番	渡邊昌昭君	6番	遠藤嘉規君
7番	上村和正君	8番	渡邊弘君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木基君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	稲葉吉一君	町民生活課長	土屋典子君
健康増進課長	臼井理治君	福祉介護課長	土屋勉君
産業振興課長	中村邦彦君	建設課長	山本博雄君
防災課長	村串信二君	水道温泉課長	渡辺音哉君
教育委員会 事務局 局長	島崎和広君	会計管理者 兼 会計室長	鈴木亜弥君

事務局職員出席者

事務局長 飯田吉光 書記 山田祐司

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） これより令和5年河津町議会第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

2番、北島正男議員、3番、大川良樹議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、3月2日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日から3月17日までの11日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の施政方針及び行政報告、一般質問4名をお願いしたいと思います。

8日は、一般質問3名、諮問案件、同意案件、条例案件、指定管理者の指定、規約関係、補正予算の議案審議をお願いしたいと思います。

9日は、令和5年度予算8議案の提案理由の説明とそれに対する総括質問並びに予算審査特別委員会への委員会付託をお願いしたいと思います。

9日午前11時から16日午後3時までは休会とし、その間に予算審査特別委員会による予算審査をお願いし、16日午後3時から本会議を再開し、予算審査特別委員会委員長の報告と議員発議の件などの審議をお願いしたいと思います。

なお、17日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（遠藤嘉規君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から17日までの11日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下、関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎諸般の報告

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

第1回定例会が開催されるに当たり、令和4年第4回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について

1月27日、賀茂郡町議会議長会臨時総会が西伊豆町で開催され、出席しました。

①令和5年度賀茂郡町議会議長会事業計画について。

②令和5年度賀茂郡町議会議長会歳入歳出予算について。

を協議しました。

同日、賀茂郡町議会議長会議が西伊豆町で開催され、出席しました。

議会運営上の諸問題等について協議しました。

2月17日、静岡県町村議会議長会総会及び議長会議が静岡市で開催され、出席しました。

2、町議会活動について

町議会議員活動。

1月30日、東伊豆町・河津町議会議員交流会を開催し、両町議会議員全員が出席しました。

伊豆縦貫自動車道河津下田道路(Ⅱ期)工事区間の現地視察及び意見交換を実施しました。

1月31日、町からの要請で議員説明会が開催され、議員全員が出席しました。

①河津町行政事務包括業務委託について。

②町有地(旧南中学校跡地)について。

③まちづくり事業説明会について。

④見高地区高潮対策事業について。

説明を受けました。

同日、令和5年第1回臨時会が開催され、議員全員が出席しました。

2月28日、議会全員協議会を開催し、令和5年度第1回定例会について町から説明を受けました。

例月出納検査結果報告。

12月26日、令和4年11月分の出納検査報告書を受領しました。

1月31日、令和4年12月分の出納検査報告書を受領しました。

2月24日、令和5年1月分の出納検査報告書を受領しました。

監査結果報告。

2月1日、指定金融機関(出納取扱金融機関)等の監査報告書を受領しました。

同日、随時監査結果報告書を受領しました。

議会運営委員会。

3月2日、議会運営委員会を開催し、令和5年第1回町議会定例会の日程等を協議しました。

常任委員会関係議員活動。

12月9日、第1常任委員会を開催し、公共交通に関する町の取組状況について調査しまし

た。

12月20日、第2回河津町青少年問題協議会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

1月12日、1月27日、2月3日、広報常任委員会を開催し、令和4年第4回町議会定例会広報紙面作成・発行作業を行いました。

1月19日、第2常任委員会視察研修を実施しました。伊東市役所にて伊東市の地域ブランドの取組、一般社団法人美しい伊豆創造センターにて事業の取組について視察をしました。

1月30日、第1常任委員会を開催し、調査スケジュールについて協議しました。

2月2日、河津駅前広場管理運営委員会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

2月3日、第2常任委員会を開催し、視察研修報告及び今後の活動について協議しました。

2月14日、町村議会広報クリニックが東京都で開催され、広報常任委員会が出席しました。

2月16日、河津町国民健康保険運営協議会が開催され、国保運営協議会委員が出席しました。

同日、第1常任委員会を開催し、公共交通に関する意見交換会の実施について協議しました。

2月18日、広報常任委員会と中央大学生との意見交換会を開催し、移住や観光地について求めるもの等をテーマに意見交換を行いました。

3月2日、広報常任委員会を開催し、令和5年第1回町議会定例会の内容について広報紙作成打合せを行いました。

3月6日、河津町共同募金委員会運営委員会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

同日、令和4年度第4回河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

3、一部事務組合について

1月13日、下田メディカルセンター議会全員協議会が開催され、組合議員が出席しました。

1月16、17日、東河環境センター議会議員研修が実施され、組合議員が出席しました。

2月13日、下田メディカルセンター議会2月定例会が開催され、組合議員が出席しました。

2月15日、下田地区消防組合議会2月定例会が開催され、組合議員が出席しました。

2月20日、伊豆斎場組合議会2月定例会が開催され、組合議員が出席しました。

2月21日、東河環境センター議会第1回定例会が開催され、組合議員が出席しました。

4、議長に要請のあった諸会合等

12月15日、「年末の交通安全県民運動」街頭広報が行われ、議員とともに出席しました。

1月13日、河津町新春産業経済懇話会「新年賀詞交歓会」が開催され、議員とともに出席しました。

2月1日、第33回河津桜まつりオープニングセレモニーが開催され、出席しました。

2月2日、令和4年度第2回静岡県地方議会議長連絡協議会政策研修会が開催され、副議長とともに出席しました。

5、町の行事について

1月5日、河津町消防団出初式。

1月8日、河津町二十歳の集い。

2月1日、伊豆縦貫自動車道河津七滝ICから河津逆川IC間トンネル名称看板除幕式。
上記行事が開催され、議員とともに出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の施政方針及び行政報告

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、町長の施政方針及び行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） おはようございます。

本日ここに、令和5年第1回河津町議会定例会を招集し、令和5年度当初予算をはじめ、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と、令和5年度の主な施策の概要並びに昨年12月定例会以降の行政報告を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

国は、「新しい資本主義」の実現に向けた重点投資分野として、人への投資と配分、科学技術・イノベーションへの投資、新規創業への投資、デジタルトランスフォーメーションへの投資、グリーントランスフォーメーションへの投資を5つの柱とし、経済・財政一体改革を着実に推進することとしています。また、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって景気が持ち直していくことが期待とされるとし、その一方で、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとの認識を併せて示しております。

本町においては、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の悪化は回復傾向にあるも

の、ロシアのウクライナ侵攻に伴う原油価格や物価の高騰、円安の影響により町内経済の先行きはまだまだ不透明な状況が続いており、依然として厳しい情勢にあります。また、社会保障関係経費の増額、労務単価や建設資材の高騰による建設コストの上昇など、歳出増は避けられない状況にあります。

このような状況下、令和5年度当初予算編成に当たっては、これまで進めてきた安心安全対策や公共施設の長寿命化なども計画的に進め、併せて交流人口・関係人口の拡大に向けた取組にも力を入れてまいります。

限られた財源を最大限に有効活用すべく、歳出の徹底した見直しにより健全な財政運営を堅持しつつ、町民とともに作り上げていく「共創のまちづくり」を基本目標として、民間の力も活用しながら、町民と行政が責任と役割を果たす中で、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」「豊かさをみんなで創るまちづくり」「未来を創る人が育つまちづくり」の3つの重点テーマの下、各施策に取り組んでいくこととしました。

1つ目の重点テーマ「誰もが安心して暮らせるまちづくり」では、橋梁寿命化補修事業、普通河川しゅんせつ事業、防災情報伝達システム整備事業、防災拠点施設整備事業等に取り組んでいきます。防災情報伝達システム整備については、3か年計画で同報無線デジタル化に着手し、難聴エリアの縮小を図ります。防災拠点施設整備事業については、見高地域の避難施設として長野地区に消防団蔵置場を併設した防災拠点施設を整備します。

2つ目の重点テーマ「豊かさをみんなで創るまちづくり」では、伊豆縦貫自動車道の早期完成、小学校統合後の跡地利用の検討、第1次産業と第3次産業との連携に取り組んでいきます。

3つ目の重点テーマ「未来を創る人が育つまちづくり」では、文教施設整備に向けた検討、中学校体育館屋根修繕工事、高校生通学費補助事業、地域子育て支援センター運営に取り組んでいきます。文教施設整備に向けた検討については、幼稚園、小・中学校連携教育の推進のため文教施設整備検討委員会を組織し、新たな文教施設整備の検討を行います。

以上が令和5年度の主要施策であります。

令和5年度予算の概要について申し上げます。

令和5年度河津町予算案は、一般会計、特別会計及び企業会計の歳出予算の総額は71億5,544万8,000円となりました。

そのうち、一般会計当初予算は47億7,200万円、前年度比3億7,900万円、8.6%の増となりました。

健全な財政運営を堅持しつつ、次世代に引き継ぐため1つ1つの課題と向き合い、町民とともにコロナ収束後を見据えた新しい時代のまちづくりに取り組むべく予算編成をしております。本町のさらなる発展と振興を図るべく本予算を提案いたします。

総務課関係事業について申し上げます。

職員研修関係につきましては、令和5年度も静岡県と職員人事交流事業を実施します。1年間、県へ1名派遣し、県から1名派遣を受け入れることにより幅広い知識と視野を養います。また、美しい伊豆創造センター、静岡地方税滞納整備機構への職員の派遣も実施をします。そのほか、各種研修や自己啓発研修費補助金により職員の資質の向上と研さんを図ってまいります。

企画調整課関係事業について申し上げます。

令和5年度は町制65周年を迎え、記念行事として記念式典及び記念講演を計画してまいります。また、白馬村との姉妹都市提携40周年記念イベントも併せて実施をしております。

地域づくり推進事業では、国が推奨する地域おこし協力隊の活用に加え、地域活性化起業人を活用し民間企業から人的支援を受けて、そのノウハウや知見を生かしながらまちづくり、地域づくりに取り組んでまいります。

交流事業では、従来の姉妹都市、都市と農村交流事業に加え、都市と漁村交流事業の創設、今年度実施をしたワーケーション推進モデル事業参加企業から提言のあった地域課題解決連携事業への補助金、またクラウドファンディング制度をより活用しやすくするため手数料分を支援補助する制度を創設し、関係人口の増加に努めてまいります。

地域公共交通につきましては、小学校統合に伴い、町営バスの逆川から西小学校への路線を廃止いたします。また、自主運行バスでは地区から要望があった路線について増便、時間変更等を行います。乗車率の低下、コロナ禍の民間事業者の収益の悪化などにより町負担額の増加が見込まれますが、スクールバスの活用や新モビリティサービスの研究等も検討してまいります。

ふるさと納税推進事業につきましては、民間事業者と連携して各ポータルサイトでの宣伝を行い、引き続き返礼品の開拓と寄附の増進、財源確保を目指していきたいと考えております。

河津バガテル公園につきましては、民間企業による指定管理者が決定し、令和5年4月から運営が引き継がれることとなりました。「花のまち河津」の拠点施設として、指定管理業者と協力をして公園の魅力化を推進し、来園客の増加、経費の節減に努めてまいります。

防災課関係事業について申し上げます。

防災対策につきましては、近年頻発する台風、集中豪雨や南海トラフ巨大地震に対応するため防災・減災対策の強化・充実が喫緊の課題であると考えております。

令和5年度におきましては、同報系防災行政無線のデジタル化整備を令和5年度から令和7年度の3か年計画により進め、スピーカー見直しによる難聴エリアの縮減及び情報伝達手段の強化を図ります。

また、各種災害に対応する防災拠点施設として、長野地区に見高地域住民の防災拠点施設を整備してまいります。この施設は、統合する新消防第1分団の蔵置場部分を併設した形で建設をいたします。

そのほか、継続して災害用備蓄品の整備、家具固定の推進、防災ハザードマップの更新といった防災対策の強化・充実に努めてまいります。

町民生活課事業について申し上げます。

窓口業務については、令和6年度の戸籍のデジタル化に向けてシステム改修を進めていきます。行政手続での戸籍証明書の添付省略、本籍地以外の市区町村での発行などに対応できるよう段階的に整備を進めていきます。

また、令和5年4月から地方税納付方法が拡充されます。納付書に地方税統一QRコードを付することで、全国の地方統一QRコード対応金融機関で納めることができるようになるほか、スマートフォンやパソコンを使って自宅からキャッシュレスで納付できるようになります。当町では、固定資産税、軽自動車税、町県民税普通徴収分、国民健康保険税の4税が対象となります。納税者の利便性の向上と事務の効率化が図られることから、ぜひ多くの方にご利用いただきたいと思っております。

健康増進課関係事業について申し上げます。

救急医療対策事業につきましては、町内の公的病院である伊豆今井浜病院の機能維持・充実強化に対して運営助成を引き続き実施してまいります。特定健診・がん検診事業につきましては、賀茂医師会の協力の下、受診率の向上を図り、重症化予防、がんの早期発見、早期治療につなげてまいります。

予防接種事業につきましては、各対象者の接種に尽力してまいります。国民健康保険事業につきましては、今後の効果的かつ効率的な事業実施に向けて第3期データヘルス計画を策定いたします。

福祉介護課関係事業について申し上げます。

子ども・子育て支援事業につきましては、子ども・子育て支援事業計画により事業の着実な推進を図ってまいります。また、令和7年度を始期とする第3期計画策定に向け、現在の計画検証及びアンケート調査を実施します。

介護保険事業につきましては、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、介護給付適正化計画の見直しを行います。今年度行ったアンケート調査結果を踏まえ、策定委員会で協議をいただき、令和6年度から3か年の高齢者福祉施策の計画を策定します。また、介護サービス量を見込み、介護保険料の設定を行います。

産業振興課関係事業について申し上げます。

地籍調査事業は、現在1市5町広域連携により共同実施をしており、令和5年度も津波浸水想定区域である谷津地区の一部0.10平方キロメートルを実施予定です。また、令和4年度に現地立会いを実施した谷津地区の海側0.11平方キロメートルについても測量の成果の閲覧を予定しております。

有害鳥獣対策関係につきましては、有害鳥獣捕獲に対する助成（報奨金）制度とともに電気柵等の設置補助を継続し、有害鳥獣被害の軽減に努め、農業者の耕作の維持につなげていきたいと考えております。また、賀茂広域で体制整備を進めてきた鳥獣害対策実施隊については、令和5年度に町内モデル地区を選定し、集落一体で獣害対策に取り組んでまいります。

高潮対策事業につきましては、完成予定のペロバ海岸200メートル護岸かさ上げ工事に対して護岸・陸間長寿命化計画を策定し、維持管理を行っていきます。

治山事業につきましては、大鍋地区星原における土砂流出被害に対して、県の補助事業により下流域約300メートルを計画的に整備していきます。令和5年度は約70メートルを流路工として整備する予定です。

観光振興事業につきましては、誘客を図るため、教育旅行、合宿、スポーツ大会等参加誘致促進事業を推進するとともに、交流人口の増加を目的とした新たなスポーツイベントとしてトレイルランニング大会「ユーラスエナジーカップ天城アタック35」を開催します。

また、商工振興事業につきましては、プレミアム商品券、プレミアム工事券発行事業補助と、小規模事業者おもてなし工事補助事業の補助を行うため、事業経費について本定例会に補正予算を計上し、繰り越して事業を実施してまいります。

建設課関係事業について申し上げます。

道路維持事業につきましては、町道の修繕及び補修工事を計画的に実施し、道路機能の維持に努めてまいります。

道路改良事業につきましては、都市計画道路浜峰線の測量及び予備設計を実施し、町民のご理解を得られるよう努めていくほか、落橋した峰橋付近の歩道改良及び継続的に実施をしている浜・笹原地区の側溝改修工事を実施してまいります。

橋梁事業につきましては、道路法に基づく定期点検として27橋を実施するほか、通行止めとなっておりました天川橋の撤去に向けて測量、設計を実施します。また、館橋の補修設計が終了しましたので、令和5年度から補修工事を実施します。工事に伴う交通規制等、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

河川事業につきましては、沢田川の治水計画検討のため予備設計業務を実施してまいります。また、小鍋川と稲梓川についてはしゅんせつ工事を実施し、河川の安全を図ってまいります。

伊豆縦貫自動車道関係につきましては、2月28日に天城峠道路の月ヶ瀬・茅野間が新規事業採択時評価の手續に着手されることとなりました。今後は、天城峠道路の南側区間の事業化に向け、引き続き構成団体と連携を図り、積極的な要望活動を行ってまいります。

水道温泉課関係事業について申し上げます。

水道事業につきましては、アセットマネジメントの結果を踏まえ、耐用年数を迎える水道施設や設備の計画的な更新を、経営戦略により策定をした事業計画にのっとり、かつ収支バランスを考慮しながら順次行ってまいります。

物価高騰などの影響により厳しい経営状況が続いていますが、水道の安定供給に必要な工事として大鍋地区、長野地区、笹場地区での配水管工事を実施、並びに長野朝日台配水池の更新設計を実施してまいります。また、効率的な配水施設管理のため、新たな取組として遠距離配水池にスマートメーターを設置し、水量データなどを監視することで漏水の早期発見などにつなげるシステムの検証を試験的に実施してまいります。

温泉事業につきましては、安定した給湯を持続するため、継続して源泉管理や日常点検を実施しつつ、メンテナンス効率を上げてまいります。また、メーター交換など必要な設備の更新、修繕についても引き続き行ってまいります。

教育委員会関係事業について申し上げます。

令和5年4月から新小学校の河津小学校が開校します。河津小学校の児童数は254名、学級数は13学級となり、賀茂地区で最大の小学校となります。未来の子供たちの夢や希望を育むため、幼小中が1つの目標に向かって取り組む環境を構築し、幼小中の連携教育を推進します。また、地域全体で子供を育む取組の組織化を図るため学校運営協議会を新たに設置す

るとともに、統合準備委員会からの答申に沿って、中学校周辺における町の文教施設整備の検討を始めます。

河津中学校につきましては、安全対策のため、老朽化が進む体育館、武道場側の渡り廊下及びグラウンドの修繕を実施します。

また、今年度に引き続き中学生を被爆地である広島へ派遣する平和学習事業や青山学院大学での体験学習事業についても実施をしていきます。

新規事業といたしまして、保護者の経済的負担軽減と地域交通の利用促進のため、町内在住の高校生を対象に伊豆急行線の通学定期代2分の1相当額を補助する制度を創設します。

令和5年度の主な事業については以上でございます。

続いて、12月定例会以降の行政報告について申し上げます。

行政事務包括業務委託について申し上げます。

12月20日のプロポーザル選定委員会において受託候補事業者の選定を行い、株式会社共立メンテナンスが候補者として決定をしました。委託業務内容は、踊り子温泉会館や文化の家図書館、放課後児童クラブの運営管理など11業務となり、令和5年度から令和9年度までの5年間の委託となります。

今後は、最終的な契約内容及び金額について町と候補者との間で提案内容等を調整し、業務委託契約を締結いたします。

旧南中学校跡地売却・貸付けについて申し上げます。

当該土地の有効活用を図るため民間事業者から提案を募ったところ、1社から提案がありました。2月27日にプロポーザル選定委員会を開催し、事業者のプレゼンテーション及びヒアリング審査を行いました。

審査結果につきましては、貸付けでの土地活用を提案した、大和リース株式会社と株式会社クリエイトエス・ディーの共同提案が評価点1,300満点のうち1,023点、78.7%の評価点を獲得し、基準である6割を超えているため優先交渉権者に決定をしました。

今後は、細目にわたる協議を行い、合意後に事業用定期借地権設定契約を締結することとなります。

民間企業との連携協定締結について申し上げます。

2月12日に学校法人服部学園から、理事長で校長の服部幸應氏を招き、包括連携協定書の調印及び締結記念イベントを実施しました。これは、当町と渋谷区との防災協定に基づき様々な取組を実施している中、昨年8月に実施をした調理実習イベントをきっかけに、食を

通じた交流や地域活性化と食育の醸成等を図るため実現したものです。

また、2月24日にはアスクラロスルガ株式会社とパートナーシップ協定を締結しました。当町とはスポーツ産業振興を目的として包括的な連携の下、地域の一層の活性化並びに町民サービスの向上を図ることが期待をされます。今後は、町内外へのシティプロモーションやスポーツ振興に関して、連携して協力してまいります。

3月2日には、メリダジャパン株式会社と包括連携協定を締結しました。今後は、自転車等の利用促進によるサイクルスポーツの醸成や、サイクルツーリズムの促進による地域経済の活性化に関することなど連携しながら取り組んでまいります。

非課税世帯等臨時特別給付金・電力ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金について申し上げます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1世帯10万円及び電力ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金1世帯5万円の給付金受付は1月末日をもって終了し、2月末日までに支払いが完了しました。支給額は、臨時特別給付金が本年度220件、2,200万円、緊急支援給付金が928件、4,640万円となりました。

観光庁補助事業ワーケーション推進モデル事業について申し上げます。

観光庁からワーケーション推進モデル事業の採択を受け、当町は東京都の企業、シスココンサルティング株式会社とマッチングされ、町内でワーケーション実証事業を行いました。

11月から1月までの3か月で3泊4日のワーケーションを3回実施し、社長も含め計19名の社員の方に来町をいただきました。町内でのテレワークや観光、アクティビティ等を体験していただき、町の印象、感じたことを話し合うワークショップを実施し、地域課題の掘り起こしを行いました。関係人口の創出にもつながり、企業版ふるさと納税の寄附もあり、現在、事業執行を進めているところであります。

マイナンバーカード普及率向上対策について申し上げます。

マイナンバーカード普及率向上を目指し、12月に各地区の公民館等に出向き、申請サポートを行いました。4日間で20か所の会場へ出張し、195人の申請をサポートしました。また、12月12日から16日までの5日間と1月25日から31日までの7日間、夜間・臨時窓口を開設してマイナンバーカードの交付と申請サポートを実施し、合わせて78名の手続を行いました。平日の日中は常時申請サポートを受け付けておりますので、まだカードをお持ちでない方はお早めの申請をお願いいたします。

証明書コンビニ交付について申し上げます。

1月4日から全国のコンビニ等のマルチコピー機で、マイナンバーカードを使って各種証明書を取得できるようになりました。取得できる証明書は住民票の写し、印鑑登録証明書、納税証明書、所得・課税証明書、所得証明書、課税証明書の6種類です。年末年始を除く午前6時30分から午後11時までの毎日、取得可能ですので、ぜひご利用ください。

新型コロナ関係事業について申し上げます。

10月22日から保健福祉センターで実施していた新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチンの集団接種は12月26日に終了しました。2月末時点で医療機関等の個別接種を含め、4,279の方が接種しました。

また、新型コロナ、インフルエンザ同時流行に備え、年末年始の診療体制を確保しました。協力いただきました医療機関、薬局の皆様には感謝を申し上げます。

農業生産資材等価格高騰対策事業について申し上げます。

新型コロナ感染症や農業生産資材等の価格高騰の影響を受けた町内の農業者に対し、農業所得を維持することを目的に肥料や資材等の価格高騰分の差額を補助する事業を実施しました。富士伊豆農業協同組合と連携し、1月20日から2月20日まで申請の受付を行い、今月末には補助金の支払いが行われる予定です。

プレミアム付き商品券事業について申し上げます。

商工会が実施をするプレミアム付き商品券事業を補助することにより、町内の個人消費を喚起し、地域経済の活性化を図りました。

6月11日から開始をしたプレミアム商品券の使用期限が12月10日をもって終了しました。商品券購入者は1,298人で、販売金額6,000万円、商品券額面として9,000万円となりました。

7月1日から開始をしましたプレミアム工事券の使用期限が12月31日をもって終了しました。工事券購入者は139人で、販売金額4,000万円、工事券額面について4,800万円となりました。

11月7日から開始をしました生活応援ガソリン券の使用期限が1月31日をもって終了しました。ガソリン券購入者は3,000人で、販売金額1,500万円、ガソリン券額面にして3,000万円となりました。

第33回河津桜まつりについて申し上げます。

第33回河津桜まつりを2月1日から3月5日まで開催をしました。見頃が3月上旬まで続いたため期間を延長して開催しました。実行委員会の集計では、河津桜まつり期間中、河津駅周辺の入り込みの客数は約51万人で、うち伊豆急河津駅降車人員は約8万2,000人と聞い

ております。

特産品送付事業について申し上げます。

9月15日から1月31日までの期間、町内に宿泊してアンケートにご回答いただいた3,000名の方に河津町の特産品である農産物や魚介類等を送付しました。

河川事業について申し上げます。

縄地川及び沢田川について堆積箇所のしゅんせつを実施しております。また、地区要望のありました洞川の護岸かさ上げ工事を30メートル実施し、完了しております。

伊豆縦貫自動車道関係について申し上げます。

1月13日に沼津河川国道事務所から、河津下田道路（Ⅱ期）区間の3月19日開通と、河津七滝と河津逆川インターチェンジの名称が発表されました。この区間にあるトンネル名称も河津桜トンネルと決定をされ、2月1日の河津桜まつりの開会式に合わせ、トンネルの名称看板除幕式を実施しました。

要望活動につきましては、2月16日に伊豆縦貫自動車関連の期成同盟会6団体と合同で、国土交通省などに要望活動を実施しました。

小学校統合関係について申し上げます。

2月21日に新小学校の校歌が完成したことを記念して、校歌を作詞、作曲した新沢としひこ氏を招き、南小学校体育館で校歌完成記念ミニコンサートを開催しました。東小、西小学校の児童はオンラインでの参加となりましたが、昨年度も新沢氏と校歌の歌詞作成について交流していることもあり、新たな期待を胸に新校歌に聞き入っている様子でした。

社会教育事業について申し上げます。

1月1日に開催をした元旦マラソン大会につきましては、好天に恵まれ、町内外の幅広い年齢層から258人の参加をいただき、盛大に実施することができました。

また、民法改正により成人年齢が18歳に引き下げられましたので、これまでの成人年齢での二十歳の集いを1月8日に開催しました。該当者62名のうち52名、83.87%が出席し、厳かな雰囲気の中での集いとなりました。

1月22日に開催された第51回下田・河津間駅伝競走大会につきましては、天候不良や新型コロナウイルス感染症の影響により4年ぶりの開催となりました。参加チーム数は32チームで前回より減少しましたが、熱戦が繰り広げられました。大会運営にご協力をいただきました関係者の皆様、大会に出場していただいた各チームの皆様、また沿道で声援を送っていただきました多くの皆様に厚く御礼申し上げます。

入札結果について申し上げます。

12月19日に実施をした大鍋地区星原流路整備に伴う測量設計業務委託は、株式会社ウインディーネットワークと522万5,000円で随意契約しました。この事業は、新年度以降の速やかな施工に向けて、流路整備の測量設計を行うものです。

12月21日に実施をした浜地区道路施設改修工事その2は、有限会社加畑組が落札し335万5,000円で契約しました。この事業は、浜地区の側溝が老朽化している箇所について蓋及び受枠について改修するものです。

令和5年1月13日に実施をした業務用ノートパソコン購入その2は、株式会社下田オー・エー・システムが落札し72万6,000円で契約をしました。この事業は、令和5年度に職員の増加が見込まれるため、業務用ノートパソコンを購入するものです。

1月20日に実施をした河津町指定ごみ袋製造業務委託は、サーモ包装株式会社が落札し403万1,588円で契約しました。この事業は、令和5年度分の指定ごみ袋の製造を行うものです。

以上、令和5年度の施政方針と12月以降の行政報告となります。

新型コロナウイルス感染拡大は収束傾向にあり、今後はアフターコロナ、ウィズコロナにおける新たな対策が急務となります。依然として厳しい情勢ではありますが、掲げた3つの重点テーマを軸に各施策に取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（遠藤嘉規君） これで、町長の施政方針及び行政報告を終わります。

11時まで休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、一般質問に入ります。

なお、質問は一問一答とするか一括質疑とするかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、一般質問は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

3番、大川良樹議員、10番、宮崎啓次議員、4番、桑原猛議員、5番、渡邊昌昭議員。

◇ 大 川 良 樹 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、3番、大川良樹議員の一般質問を許します。

3番、大川良樹議員。

〔3番 大川良樹君登壇〕

○3番（大川良樹君） 3番、大川良樹でございます。

令和5年河津町議会第1回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答方式で質問いたします。

本日、私の質問は次のとおりでございます。

1件目、都市計画道路浜峰線について。

2件目、田中見高間農道整備について。

3件目、しずおか遺産制度の活用と観光拠点づくりについて。

以上、3件でございます。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

早速ですが、伊豆縦貫自動車道の状況を見ますと、県は1月31日に天城越え区間約20キロ都市計画決定や、2月28日には国土交通省が、伊豆市内ではありますが、月ヶ瀬茅野間を2023年度予算に向けての新規事業採択時評価の着手がされ、伊豆縦貫自動車道天城越え区間事業化に向け、一步ずつ前進されております。

また、町内を見ますと、3月19日の伊豆縦貫自動車道Ⅱ期工事区間、河津七滝インターチェンジ、河津逆川インターチェンジの供用開始や、大型同士の擦れ違いができなかった大鍋入り口の道路拡幅や、河津七滝インターチェンジ入り口付近の様変わりに、日に日に開通に

向けた機運が高まる思いを強く感じております。

しかしながら、これらは、地元住民の皆様の工事に対する騒音や振動等のご苦勞、ご不便やご理解、ご協力のたまものがあるのと、この場をお借りし厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

それらを含めまして、1件目、都市計画道路浜峰線についてお伺いします。

都市計画道路浜峰線は、伊豆縦貫自動車道の河津七滝インターチェンジから町なかを結ぶ中央幹線道路として位置づけられ、幅員16メートルの都市計画道路で、平成16年までに国道135号から観光交流館までの約1,030メートル、平成24年までに役場からコメリ横までの約947メートルを県の道路事業として完成しており、残る観光交流館から役場までの未整備区間、約630メートルの都市計画道路です。

前回の令和4年第4回定例会の私の一般質問で、伊豆縦貫自動車道のアクセス道路の質問で、町長から都市計画道路浜峰線についての答弁をいただき、その答弁として、来年度予算の中でどんなことが予算化できるのか、今後、地元を含めて相談をしながら進めていきたいという答弁をいただき、私は地元議員として、この道路に関して非常に前向きな答弁をいただけたと思いました。それを踏まえ、お伺いします。

①来年度予算で、都市計画道路浜峰線について予算化はされたのか。

②それについて、どのような内容なのか。

③この道路を今後、事業推進するためには、町の役割、県の役割はどのようにしたら進めていけるのか。

以上、3点をお伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の質問、町道浜峰線、大きくは3つございますので、それについてお答えしたいと思います。

まず、浜峰線につきましては、来年度の予算の道路新設改良事業として、都市計画道路浜峰線測量設計業務委託料として予算計上をさせていただきました。

特に、本路線は、先ほど議員のお尋ねにもあったように、伊豆縦貫自動車道のアクセス道路として大変重要でありまして、今後の天城越え路線の事業化などを考えたときに、その進捗を考え、あらかじめ取り組まなければならない事業であると考え、測量調査を行うものでございます。

経緯についてはご存じかと思いますが、また、大川議員の質問とも重なりますが、若干説

明させていただきます。

先ほども説明がありましたが、この道路は平成16年度までに国道135号から観光交流館までの約1,030メートルを整備しまして、平成24年に役場から下佐ヶ野谷津線合流点までの約940メートルを県の道路事業として完成しております。残る役場から観光交流館までの未整備区間、約630メートルについては、組合施行による各整理事業で予定をしておりましたが、地元の同意が得られず、組合施行事業を断念した経緯がございます。

都市計画の決定時期につきましては、当初は昭和35年に決定をし、その後、変更を重ねまして、平成7年に計画道路の変更を行い、路線名も、これまでの浜田中線から浜峰線に変更を行いました。

また、平成23年11月に地権者を含めた住民説明会を開催して、また、平成28年6月にも地区役員との今後の方針を説明して、理解を求めてきました。その後、いろいろなご意見がありまして、町においても主な買収対象予定者と折衝を重ねてきておりますが、令和3年度まで具体的な進展がない状況でありました。説明から月日もたち、世帯の交代もあることから、改めて令和4年3月の田中区の総会において、概要説明を行いました。その後、令和4年6月に予定される地権者を対象に意見交換会を行い、対象者24人中11名の方が出席をされました。

これらの経過を踏まえて来年度予算において測量業務を行いたく、予算計上したものでございます。後ほど担当課長について、内容については説明いたします。

次に、2点目の、町の役割、県の役割をどのようなものがあるかということでお尋ねですので、お答えします。

町の役割としては、当面は地権者の理解を得て、測量承諾を得て、用地の資料作成後に用地交渉に進める段階まで、当面は始めることかと思っております。

県の役割としては、これまでの経過を踏まえた助言や提言等が行われるものと考えております。

これまでの経緯も含めまして、詳細については担当課長より説明させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、私のほうから来年度予算の予算づけされた内容、そちらと、町の役割と県の役割について、若干ですけれども説明させていただきます。

まず、業務委託の内容についてなんです、町長の答弁の中にもありまして、未整

備となっております約630メートルの区間の周辺を測量いたします。測量の面積としては、おおむね4万2,000平米を予定しております。

地権者説明会を行った際に、詳しい図面による説明を求められておまして、今後、説明会などを行う場合に必要となるため、新年度実施を予定させていただきました。関係者の皆様にイメージの湧きやすい資料を作成していく予定としております。

次の2点目としましては、この道路の事業推進にするための町の役割と県の役割、どのようなものかということなのですが、前提としまして町の都市計画ということですので、町が主体となって進めていくものと考えております。

用地境界の確定や用地買収などにつきましては、町で実施していきまして、それ以降の部分、実際に道路工事などの部分については、県のほうに相談しまして県事業を活用しながら進めていくことになるのかなと考えております。そちらにつきましても、同時進行で県のほうには情報提供をしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 大川議員。

○3番（大川良樹君） 町長のほうからと担当課長のほうから、町長のほうからは経緯まで教えていただいて、いろんな経緯があったからこそ、この道路がまだ開通していないというのは本当、あったと思います。

今回の予算づけの中で、予算書を見ますと1,330万円ですか、かなりの大きい金額が、先ほど町長がおっしゃったように測量設計業務委託料ということで計上されたのかなということで、町も今回は本気になってこの道路を取り組みたい、そんな意思がひしひしと伝わるのかなと、この予算を見て、また、先ほどの担当課長の地権者さんとの境界とか測量、そういった部分も含めて非常に、この令和5年度、重要になってくるのかな、そんな期待を思うところであります。

そんな中で、先日の町政懇談会で町長は町民の方と意見交換をされまして、その中で、文教地区というか河津中学校を活用された幼小中の小学校の集約というか、先ほど行政説明にもありましたとおり、文教施設の整備計画ということでお話をされました。それらを踏まえましてお伺いしたいと思います。

①この道路、浜峰線を活用したまちづくりへのビジョンは。

②としまして、この道路の一部区間を開通させながら町長の思い描くまちづくり、例えば、その文教地区への進入路などを先行し進めることはできないのか。

以上、2件、お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2点ほどお尋ねですのでお答えします。

1つ目は、この道路を活用したまちづくりビジョン、2つ目は、一部区間を開通しながらまちづくり事業を進めることはできないかというご質問ですので、お答えします。

この道路は、先ほど申したように、伊豆縦貫道の将来的な関連道路として重要な路線であると考えておりますし、町にとっても田中地区の皆さんにとっても将来的な利活用が図れる道路でありまして、現状では具体的なビジョンは持っておりませんが、先ほど議員がおっしゃったように、今後の文教施設の整備等の関連につきましても、利便性や土地活用の可能性が増すものと思っておりますが、まだ今の段階ではそこまでいっておりませんので、具体的な今はビジョンを持っておりません。

取りあえず測量設計をやった中で地主さんとの協力を得ることが大事かと思っております。

2つ目の一部開通の関係でございますが、今申したように、用地の測量段階でもありますので、地権者の承諾がまず必要だということでございます。その後に、具体的な用地確定と交渉になるものですから、現段階ではこれらのことを理解しながら進めてもらうしかないのかなと思っておりますし、地権者の皆様にも丁寧な説明をして、今後の推進を図っていききたいと思っております。

一部開通につきましては、今後の進み具合によって考えてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川議員。

○3番（大川良樹君） ちょっと残念な回答かなという。

やっぱりこの道路を生かしたビジョンがまだ決まっていないというのは、ちょっと残念かなと思いました。

やっぱりせっかく七滝インターから町なかに引き込むアクセス道になりますので、しっかりとしたビジョンがあってという形の声を聞いたかったですけれども、実際、町なかに入っていくのに、今ある県道、こちらの役場の横の町道ですか、そちらを通るにしても大型が擦れ違えない、大型同士が擦れ違えなくて、今回の桜まつりでもかなりの渋滞を起こしたりしています。

先ほど行政報告にもあったように、旧南中学校の跡地、こちらのほうもやっぱりこの道路ができれば、にぎわいの創出も変わってくるのではないかと。あるとないとではやっぱり違う

と思いますし、河津桜のまちづくり計画においても、新たな拠点づくりということで河津桜の原木公園、そういったことも計画で推進されるのであれば、ぜひこういう道路ができるからそういったビジョン、思い描くものをぜひ持ってほしいと思うし、そういうものがあるのかなと期待しておりました。ちょっと僕的には残念だったなと思います。

そんなことも含めまして、この浜峰線については、河津町第5次総合計画の中でもしっかりと明記をされております。第4章の3、道路ネットワークの整備、主要な施策、③都市計画道路の整備の中で、市街地の骨格を形成する都市計画道路の整備を進めます。特に、浜峰線については、町の中心道路として優先的に整備を進めますと。また、令和3年3月に県が作成した河津都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の中でも、主要な施設の整備目標という中で、優先的に基準年度からおおむね10年以内に整備をすることを予定する施設ということで、浜峰線をしっかりと明記されております。それを踏まえ、お伺いします。

今回、1,330万円という予算づけに対する町の本気度を改めてお伺いします。

①河津町第5次総合計画や県の都市計画道路基本方針を鑑みても、この道路は早急に事業推進すべきと思うが、町の見解は。

今回、この質問をさせていただくに当たり、私の知り得る何人かの田中区の地権者の方々ともお話をさせていただきました。皆さんが口々におっしゃっていたのが、ぜひ2回目の地権者集会を早期に開催していただきたいという声が多かったです。

②としまして、令和4年6月17日に何年振りかに地権者集会が開かれたようだが、今後の開催予定は。

先ほど私がいろいろ、大型の擦れ違いとか新しい拠点づくりの部分で申し上げたんですけども、③として、この道路計画が進捗されれば、河津桜まちづくり計画の新たな拠点づくり、河津桜原木公園などの計画も推進されるのか。

以上、3件、町長の町の本気度を最後にお願いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 大川議員の質問にお答えしたいと思います。

ご存じのように、やっぱり用地交渉というのが大変難しい問題があるということは、多分議員もご承知だと思います。そういう中で、いろいろな構想を段階に取っていくことは大事だと思いますが、現段階では、先ほど課長の答弁にもあったように、地権者の説明会等を開いた中で、地権者から説明資料を求められるということで、まずその土地のやっぱり測量図というのがどうしても必要になるということがあって、まずそのことから始めようというこ

とで今回始めました。確かに、将来のイメージ的なものもいろいろ考えるところもありますが、微妙な問題も含んでいるものですから、そういうことでまず一步を進めていこうということでございます。

当然、私も先ほど言ったように、伊豆縦貫自動車道等のことを考えますと、やっぱり早めに手をつけていくことが、完成時には大いに活用できるということもありますので、そのことでいい機会といいますか、この縦貫道を見据えたためにはどうしても必要な道路であるという考え方の下に、都市計画決定もされておりますので、そういうことを進めたいなと思っております。

そういうことで、重要な路線であることは当然認識をしております。

また、地権者等を対象とした説明会の開催予定につきましては、今後の進み具合によって当然必要であると思っておりますので、その進み具合によって検討してみたいなというふうに思っております。

議員が思うような回答にならないかもしれませんが、いろんな状況を考えた上で、まず測量から始めたいということが町の強い意志だということで、よろしくご理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川議員。

○3番（大川良樹君） 私も田中区の役員をさせていただいているものですから、本当に建設課もこの2年間、何年も止まっていたこの問題にもう一度ゼロからスタートをして、丁寧に進めてきていることはもう十分に存じ上げております。でも、あっという間にこの2年というのが、実際のところたったという感じです。

もちろん地権者さんがあってのことなので、時間がかかることなのかもしれませんが、先ほど町長が言ったように、伊豆縦貫自動車道の必要なアクセス道路推進ということも含めて、町は今回、改めてはじめての一步として1,330万円という大きな予算計上を予算づけされたので、本当にこのお金を無駄金にすることのないように、私も地元議員として協力できることは協力させていただきますので、この事業、今回のチャンスがラストチャンスだという思いで、町のほうもぜひ実現に進めていただきたいと、最後お願いをしましてこの質問は終わりたいと思います。

続いて2件目、田中見高間農道整備についてお伺いします。

この道路計画について私が知ったのは、東伊豆町の前定例会、12月議会でのある議員の一

般質問の映像を拝見しまして、道路整備について質問されていたんですが、その中で、伊豆縦貫自動車道へのアクセス道路について質問をされ、東伊豆町長が答弁の中で、河津町を抜け伊豆縦貫自動車道へのアクセス道路として田中見高間農道についての答弁をされておりました。

また、令和4年の自民党河津支部、東伊豆支部からも、両町の共同要望として上げられておると思いますが、それらを踏まえ質問いたします。

この道路、田中見高間農道整備の事業実施の概略と現状はどのようなものなのか、お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの大川議員の質問の田中見高間の農道整備についてお答えします。

この道路の内容でございますけれども、これは先ほど議員がお尋ねのように、県の事業として計画を進めているものでありまして、町でも一部負担をして検討をしているものであります。

また後ほど、計画については担当課長より答弁させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） この道路の概略と現状はということで、お尋ねの河津町田中見高農道整備についてですが、既に基幹農道見高稲取地区が平成22年度に完成し、現在は一般農道稲取地区が関連して工事が行われているところでございます。

また、令和2年には、自民党河津支部の要望などにより、農業の合理化に向けて河津町までの延長について、新設または拡幅を含めた事業化という要望が出されております。

このような背景をもちまして、県としましては、令和3年度より県単独農業農村整備調査費を計上しまして、地形やルート選定などの調査を今、実施しているところでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川議員。

○3番（大川良樹君） 実際、1月18日に地元の選挙区の国会議員、勝俣孝明農林水産副大臣が来庁された際にも、こちらの道路の視察に入られました。町も、副町長をはじめ担当課の職員も、見高入谷地区の現地視察に立ち会われたかと思っております。

その際、賀茂農林の担当者からの説明でも、この道路予定としては県営の中山間地域農業

農村事業として、農林水産省の補助事業にしていきたいということでした。それらを踏まえ、お伺いします。

今後、この道路、田中見高間農道を事業推進していくには、町の役割はどのようにしたら進められるのかお伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お尋ねのことでございます。お答えします。

町の役割としては、大きな意味では、これから縦貫道の関係の発生土の有効活用ですとか、あるいは、先ほど議員がお尋ねのように、伊豆縦貫道のアクセス道路として、またもう一つは、国道135の迂回路として、東伊豆をつなぐ道路として重要な役目を持つ、そういう計画であると町としては思っております。

その他、お尋ねの点については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、この道路の事業の推進ということでございます。

町としましては、県と合わせまして調査費の一部を負担しまして、県とともに現地調査等を行い、先ほど議員の言われましたように、県営中山間地域農業農村事業の事業化のための概算事業の算出や、また、それに伴います営農状況、また、経済効果などの検討を行っていると考えております。

引き続き、令和5年度も県と協力し合いまして調査を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川議員。

○3番（大川良樹君） 今、町長のほうからありました、発生土の有効活用や135の迂回路ということで、本当に伊豆縦貫道のアクセス道路という面でも、見高東伊豆方面に関して、主立って海沿いを走るメイン道路、それを迂回するような道路になるのではないかと思います。

観光経済面の面でももちろんですが、防災面から見ても、もしこの道路が事業推進されれば、アクセス道として、東日本大震災でも高規格道路を活用し、各被災地に物資を運んだという実績もあるそうなので、伊豆縦貫自動車道が背骨であれば、河津の町なかから見高入谷地区を抜け、見高東伊豆に向かう道路、この田中見高間農道をもう一本の肋骨として事業推進していくためには東伊豆町との連携も必要と思いますが、それらを踏まえ、お伺いします。

①今後、東伊豆町との広域での連携を含めた国・県への要望活動や陳情をされるお考えはあるのか。

②また、この道路をどう思っているのか、町長の見解は。

最後に2件、町長にお伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほどから申しております、取りあえず県事業で今、調査をやっているという段階でございますので、そういうことでお答えします。

今後の推進につきましては、県が調査事業を進める中で、具体的な内容が出てくればお尋ねの陳情、要望などの活動を、東伊豆と連携を強めて県などに働きかけ事業ができるように進めていきたいなど、そういうふうに思っております。

ただ、今の段階ですと調査の段階でございますので、私としては、決まってくれば当然アクセス道路としてもありますし、特に国道135については雨量規制なんかもあって、やはり夏の雨でしたか通行止めがあったことを思いますと、やっぱり迂回路としての道路がどうしても必要でありますし、そういう面でも、大変災害の面でも重要な道路だと思いますので、ある程度、県の計画段階でございますので、調査を見た上で今後必要があれば陳情活動等を強めて、町としても必要な道路という考え方の中で進めていきたいなど、そういうふうに思っております。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川議員。

○3番（大川良樹君） まだ事業化されていないのでということなんですけれども、本当に前にも前回の定例会でもお話ししたんですけれども、やっぱり東伊豆は、もう一本135号の迂回路、絶対欲しいと思うんです。その中で、本当に町中を抜けていただければいいんですけれども、それがいきなり河津七滝インターチェンジのほうの近くにズドンと抜けられたりすると、本当に河津の町は死んでしまうと思うので、やっぱりこういった事業化されたときには、ぜひ町なかを抜けていただいてアクセス道、肋骨をもう一本つくるような形でぜひお願いできればと思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、3件目に入りたいと思います。

しずおか遺産制度の活用と観光拠点づくりについてお伺いしたいと思います。

1月25日、静岡新聞にしずおか遺産第1弾3件ということで、歴史的な文化資源を発掘という記事が掲載されておりました。

県は、「近代教育に情熱をかけたしずおか人の結晶」、磐田市など4市町、「秋葉信仰と街道」、浜松市など8市町、「文学の聖地『伊豆』と温泉～癒しを求めた文豪たち～」、伊豆市など河津を含めた5市町を制定したという記事が掲載され、天城山隧道、旧天城トンネ

ルや河津七滝、湯ヶ野の福田家さんをはじめとし、町内から9つの有形、無形の文化財として制定をされたと紹介されております。それらを踏まえ、お伺いします。

①このしずおか遺産第1弾登録に至った経緯、概要は。

②今後、県事業であるこれらしずおか遺産を観光活用し、案内看板設置等の検討はされないのか。

以上、2件、お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の3つ目の質問になりますけれども、しずおか遺産制度の活用と観光拠点づくりについてお答えします。

まず、経緯でございますけれども、お尋ねのように、静岡県では今年度から県内の歴史文化を発信するしずおか文化遺産の認定を行いまして、今年1月に当町も含む文学の聖地伊豆と温泉ということで5市町の、県内では3件を認定いたしました。

しずおか文化遺産は、文化庁の4遺産の制度の県内版として県内の有形文化財などを結ぶストーリー、物語を認定して、県内外に発信をして、観光活用を促進するものでございます。

この認定には、複数の市町が連携することが要件となっております。そこがちょっと違うところでございます。

文学の聖地は、川端康成ですとか太宰治や谷崎潤一郎など、文豪と伊豆との結びつきを描いたストーリーでございまして、旅館や舞台となった場所など、伊豆市、河津町、熱海市、伊豆の国市、伊東市が紹介をされております。

経緯については、伊豆市などと連携をして、温泉地であり文学の聖地である伊豆地区の魅力を広く知ってもらうために、県の新たな制度について申請を行ったものでございます。

また、その他のお尋ねの点については、担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 私からは、看板設置について説明させていただきます。

看板設置についてですが、教育委員会では、しずおか遺産は更新も可能とのことですが、認定期間が5年間となっております。また、既にほとんどの施設で説明の看板が設置されておりますので、しずおか遺産としての看板の設置は今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 私のほうは観光への活用ということでございます。

観光への活用ということですが、1月に認定されているということもありまして、しずおか遺産として現状では今、計画は持っておりません。しかしながら、関係市町と連携を取りながら、何かあれば諮ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川議員。

○3番（大川良樹君） 今、教育委員会事務局長から返答いただいたとおり、僕もこのしずおか遺産ができれば、県から看板とかの補助が出るのかなと思っていたんです。そうやっている観光管理につなげられるような観光看板ができたかなと思って、この質問も入れさせていただいたんですけれども、質問をつくった後に伊豆市のこの登録申請をされた担当者の方に連絡を取らせてもらったんですけれども、県はしずおか遺産に関する補助はまだ決まっていないということで、そういったものが今後でき次第、河津ともぜひとも連携を図りたい、今後も取り組んでいきたいということをおっしゃっていましたので、ぜひお互いにアンテナを高く持ってもらって、広域で連携をしていただけたら本当にありがたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

ちょっと話は変わるんですけれども、私の以前の一般質問でも紹介させていただいたんですけれども、下田観光協会さんが2019年に下田市に来られた外国人旅行者に直接伺ったアンケート調査では、特にアジア圏の外国人旅行者の方々には、日本人初のノーベル文学賞を受賞された川端康成先生の川端文学の聖地を訪ねる目的の旅行者が多く、そうしたコアな外国人旅行者のお客様をつかむためにもちょうどいいタイミングかなと。また、3月5日に終了した第33回河津桜まつりを通して感じたのは、以前に増して外国人観光客がものすごく増えたなと、本当に肌身に感じております。

そうした中、3月19日には、伊豆縦貫自動車道のⅡ期工事区間の開通がされ、河津の玄関口とも言える河津七滝インターチェンジも供用開始となり、上地区を盛り上げるためにも河津の町なかにお客様を引き込むためにも、まさに今回のしずおか遺産、「文学の聖地『伊豆』と温泉～癒しを求めた文豪たち～」は、活用しなければいけない観光資源の掘り起こしの一つだと感じております。そこでお伺いします。

①天城山隧道や湯ヶ野地区を中心とした温泉街の景観維持など、伊豆の踊子文学の関連施設等保護や観光活用を、町はどのように捉えておられるのか。

②町は伊豆縦貫自動車道天城峠区間が開通された際、河津の玄関口である上地区をどのよ

うに思い描いているのか。

以上、踊り子文学の関連施設等保護や活用と、それを生かしたまちづくりビジョンについてお伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の質問の、伊豆の踊子の文学の関連施設等の保護と活用ということでお答えします。

私はこれまでも福田家さんの所有をしております伊豆の踊子の関連資料調査などを行ってきております。大変貴重な資料であると認識をしておりますし、ただ、個人所有ですので、今後の活用等については、相手の方の意向なども踏まえて進めていかなきゃならないなど、そういうふうを考えております。

また、地元のことですが、昨年、湯ヶ野観光協議会が解散に伴いまして、所有をしておりました踊り子映画フィルム5本を町の教育委員会に管理替えをしました。教育委員会では、フィルムの劣化が激しかったので修理を行い、昨年の伊豆の踊子読書感想文の表彰式の後には上映会を実施いたしました。来年度もこの貴重なフィルムを生かして、イベントとして、無声映画であります田中絹代主演の伊豆の踊子の上映会を、これは弁士を招いて行う予定を立てております。

そういうことで、湯ヶ野地区のいろんな資源を活用していきたいという思いがございますが、当面はこのフィルム等の活用を考えていきたいということがございます。

それから、今後のことですが、今年の第33回の河津桜まつりを見ますと、議員がおっしゃるように大変多くの外国人が見られております。このイベントが、国内のみならず海外の方にも認知をされておまして、この桜まつりも今後の外国人の増加が期待をされるところでございます。

議員のお尋ねのように、外国人に人気があるしずおか遺産を、活用を含めた伊豆の踊子の舞台として国内外の方に訪れる資源の見直しや、誘客を図るための施策も大事であると思っております。

また、今後、伊豆縦貫自動車道の開通に合わせまして、玄関口であります河津七滝インターチェンジ、河津逆川インターチェンジを、通過させるだけではなくて下りてもらうための魅力的なまちづくりの必要性も感じております。

今後の施設整備などについては、学校跡地の活用など、具体的な計画段階において効率的にどう生かすか、そういうことも含めた検討が必要かと思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川議員。

○3番（大川良樹君） 本当に今、町長のご答弁いただいたとおりで、本当に外国人、コアな方だとは思いますが、やっぱりインバウンドの方々に向けては、そういうコアなものも本当に一つのツールとして引き込む材料として持っていただくという、本当にこれ、アンケートのデータでも出ていますので、ぜひとも活用をしていただいて、上地区へお客様を呼び込むようなツールにしていればと本当に思います。

今回、第33回の河津桜まつりを見ていまして、先ほど町長もおっしゃったとおり、非常に外国人のお客さんが増えています。僕、今回の町の取組について、すごくよかったなと感じたことがあります。実際、うちのお客様にも何組かのお客様が来られたんですが、それは、Eバイクを利用されたお客様、かなりの数で見受けられました。

このコロナ禍で、Eバイク事業は観光庁の補助事業、地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業ということで、高補助率の制度を活用された事業です。この補助制度、観光庁、国は、コロナ禍において、コロナが終息したら日本人観光客はもとより、外国人観光客もたくさん呼び込むから準備してねと、いつでもスタートできるように各自治体、観光地、知恵を絞って、国も応援するから準備しておけよという補助制度だったと思います。

実は私も観光協会の副会長をさせてもらったり、現在も理事をさせていただいているので、知り合いの旅行会社さんと組んで伊豆の踊子文学と上地区の地域活性を含めた事業立案をして、この観光庁の補助制度、そのときはどっぷりコロナ禍だったものですから補助率が10分の10で、2回チャレンジしたんですけれども2回とも不採択で諦めた経緯もありまして、そんな後に、まさにこのEバイク事業がこの補助事業を活用されたというので、今回の河津桜まつりでも多くのお客様がこのEバイクを利用されたと聞き、特に周知されていない外国人観光客にも数多く利用されたというので、今回のコロナ制限のないお祭りの一役を担っていただいたんだな、痛感に感じました。

また、中でも、先日、観光協会に行きまして、Eバイクのモデルコースのパンフレットあるのかと尋ねました。そうしましたら、こういったイラストのマップを作ったりとか、Eバイクのパンフレットも、このようにモデルコースをつくってくれています。で、僕が本当いいなと思ったのは、この中に河津七滝のコースということで天城山隧道、河津七滝、伊豆の踊子の文学碑、福田家が紹介されております。これ、しずおか遺産を全て網羅してくれてい

るんですね。本当に事業として同時にスタートしたというか、本当によかったなと思いました。

そこで、先ほどの伊豆市との自治体連携ではないのですが、コロナ前、令和元年12月1日、伊豆の踊子文学祭において、昭和大学の学生さんを迎え、伊豆の踊子の衣装を着ていただき五目並べをしたり、伊豆の踊子ルート of 自治体連携として河津西小児童VS稲梓小児童の五目並べ戦をさせていただきました。福田家さんに入り切れないほどのお客様で、非常に盛り上がったことを鮮明に覚えております。

改めて五目並べで町おこしをし、聖地福田家さんを活用させていただき、再検討することはできないかお伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 大川議員の五目並べの聖地への取組の再検討はということでお尋ねですので、お答えします。

議員がおっしゃるように、以前、伊豆の踊子文学祭において新たな試みとして、観光協会などが中心となりまして小説の中に出てくる五目並べにちなみ、イベントとして行った経緯がございます。その後、お祭りも中止になり、イベントについても行っていないような状況でございます。

確かに発想はよいと思いますが、実際に踊子文学祭が中止となった経緯を踏まえると、観光協会や地元団体等の主体的な取組が不可欠でございまして、現状での復活はなかなか難しいのかなと、そういうふうに思っております。

お尋ねの点については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 五目並べの聖地への取組ということで、町長が申しましたとおり、令和元年度に伊豆の踊子文学祭において、川端先生が囲碁好きで、伊豆の踊子でも五目並べをしているシーンが描かれているといったことから、当時、観光協会がイベントを企画、実施したと認識をしております。

地域の団体や民間団体が地域資源を活用して地域おこしを行っていただく事業については、ぜひ支援をしていきたいと考えておりますので、地域資源活用事業補助金等も積極的に活用いただければと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川議員。

○3番（大川良樹君） 先ほど、湯ヶ野観光協議会がなくなったということもお伺いしましたけれども、本当にこの文学祭をやったときに、河津西小学校の生徒たちを、五目並べのルールを教えてくれるのが河津の囲碁クラブのおじいちゃん方がみんな教えてくれたんですけれども、本当に聞くほうもすごく目が輝いていたし、教えるほうもすごく生き生きとしていたという、本当にフレイル事業にもつながっていくなど、そのときに感じました。

確かに、地域で行わなければいけないのかもしれないんですけれども、一步踏みとどまって町おこしの事業として考えていただいて、町おこしの事業だからこそ町が主となって、核となってやっていただけるような体制づくりとかそういう形を、ぜひご検討いただければありがたいかと、そういった思いがございます。

今回質問させていただいた3件については、道路インフラの勉強会などでもよく言われるネットワークと拠点づくりです。ネットワーク、道路が幾らよくなっても、それに関わる地元住民が、それをいかに活用し魅力ある拠点づくりをし、道路を生かしたまちづくりをするかだと思えます。

今後、河津は伊豆縦貫自動車の天城を越えた伊豆南部地域に入るための初めてのインターチェンジができる町です。その河津七滝インターチェンジをポジティブに捉えて、それを生かしたわくわくするようなまちづくり、拠点づくりをし、交流人口をぜひとも増やしていただきたい。増やしていきましょう。それには、ぜひともスピード感を持って取り組んでいただきたい。今こそオール河津で取り組むべき事業、そのときだと思えます。

町長には先頭に立って伊豆縦貫自動車道を活用したまちづくりに取り組んでいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

これで私の一般質問とさせていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇ 宮 崎 啓 次 君

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員の一般質問を許します。

10番、宮崎啓次議員。

〔10番 宮崎啓次君登壇〕

○10番（宮崎啓次君） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告の項目に沿ってお伺いいたします。

一問一答方式でお願いいたします。

先ほど行政報告にもありましたけれども、つい先日2月28日国土交通省より天城峠道路約20キロ区間の一部、伊豆市月ヶ瀬から茅野、すなわち浄蓮の滝付近までの5.7キロメートルが新規事業採択時評価手続に着手と発表があり、今後学識経験者等の評価結果により早ければ新年度予算による事業化の可能性が出てきました。これは今までの継続した当局への要望活動の成果と言えます。今後も今にも増して町全体で機運を盛り上げ、経済界とともに河津町としても国交省、財務省に要望活動が必要と考えます。期成同盟会の要望活動はもちろんですが、町独自の要望も積極的に進めるよう要望します。

さて、本日の質問は1問目、統合小学校の河津中学校周辺への新築計画について。

2問目は小学校統合後の跡地の活用について。

3問目は下田地区消防組合河津分署の移転について。

以上3問伺います。町長、副町長、教育長、担当課長の答弁を求めます。

まず、1問目ですが、町長は1期目の就任のときから統合小学校を河津中学校周辺に急ぎ新築すると述べています。この4月から小学校は統合され、当面の間は現在の南小学校を使い、南小学校、西小学校、東小学校の児童が一つの校舎で学ぶこととなります。令和元年には河津町小学校統合準備委員会で協議、答申がなされています。この新築校舎について、恐らくさくら幼稚園も一緒に移転することになると思うのですけれども、1点目としてスケジュール的には何年後を予定しているのか伺います。

また、2点目としてそのときの小学校全体の児童数は何人くらいになるのか伺います。もしできれば、中学生の生徒の数はそのときどのくらいになるのか併せて伺います。

3点目の質問は、建設場所は具体的にどこを予定しているのか。

以上3点伺います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、宮崎議員の統合小学校の河津中学校周辺の新築計画についてお尋ねですのでお答えしたいと思います。3点あるかと思います。

まず、この4月に3小学校が統合して旧南小学校校舎を仮校舎として当面の間利用することになります。これまで準備委員会からの答申を受けまして、町として統合準備を進めてきました。さらに答申にありますように、中学校周辺に幼稚園も含めて移転することとなっております。この答申を受けまして、町では総合教育会議の結果を受けて来年度、令和5年度予算において文教施設建設整備検討業務委託予算委託予算を計上して用地調査、土地利用、配置造成、概算費用など基本的な検討作業を進めたいと思っております。後ほど教育委員会事務局長より具体的には説明いたします。

あわせて、そのとき今後の人数についても教育委員会事務局長より答弁をさせます。

場所についてですけれども、これまで先ほど申したように環境整備委員会ですとか統合準備委員会から答申を受けまして、開設場所は河津中学校周辺で中学校との連携を含めた小中一貫校とするとの内容ですので、予定地は幼稚園を含めた答申のとおりを予定しております。

なお、今後のことですが、今後調査と並行をして計画の検討についてを行います。また、教育委員会では教育委員会部局に文教施設整備準備委員会を設けて、幅広く意見を聴取して検討していきたいと考えております。

議員お尋ねの何年後かというのは、具体的に調査、結果を受けて今後の課題になるかと思いますが、今のところは決まっておりません。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） それでは、委託事業の内容についてまず、説明させていただきます。

計画している業務内容につきましては、基本構想として中学校周辺の土地利用に関する各種計画を踏まえた用地調査、造成計画、施設の配置計画、進入路の計画、既存施設の利活用の検討をし、概算事業費の算出までを考えております。また、委託業務と並行し令和5年度に文教施設整備検討委員会を立ち上げ、幼少中の連携教育の構想や施設の形態についても検討していく予定です。

スケジュールにつきましては、基本構想策定を令和5年度、6年度の2か年を予定しております。その後令和7年度以降に測量、用地調査、基本設計、用地買収、実施設計、造成工事、

建設工事となる予定です。

続きまして、そのときの小中学校の児童生徒数ということですが、現在のところ開設年次が決まっておりませんので、小学校児童数と普通学級数及び中学校の生徒数と普通学級数の推移見込みについて説明させていただきます。

令和5年度、小学校では児童数254人で、1年生以外2学級ずつの11学級、中学校は生徒数155人で、2学級ずつの6学級。5年後の令和10年度、小学校では児童数141人で全ての学年で1学級ずつの6学級、中学生の生徒数135人で全ての学年が2学級ずつの6学級。8年後の令和13年度、小学校では児童数129人で6学級、中学生も生徒数75人で全ての学年で1学級で3学級となり、令和13年度から小中全ての学年の普通級が1学級ずつとなる見込みです。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） スケジュール的にはまだ検討委員会で、整備準備検討委員会ですか、そこで検討されないとまだ、はっきりしてこないという回答でしたけれども、先ほどの局長のほうの回答でいきますと、5、6年度で協議をし、7年度あたりから基本設計、その後実施設計と移っていくと、大体恐らく5年か6年後的な感覚ではないのかなと思います。

五、六年後と言いますと令和10年度絡みになるのかなと、概算です、今の回答から行くと、そんな気がするわけですがけれども、私はそんな急ぐ必要はないのではないかと。今、学校関係は長寿命化計画も既にやってありまして、今後約20年弱はまだ使用できる状況にあります。県の施設の関係でも県ではなるだけ長寿命化をして、使えるものはできるだけ使いなさいと、このような形になっておるわけで、無理無理急いで建築する必要もないのではないかと。あわよくば令和13年度は小学校が各クラス1学級、中学校も1学級になりますと、普通教室は9教室で間に合うわけです。今の中学校の校舎は普通教室が12学級あります。

私の考えで言いますと、低学年はこの間ちょっと局長さんのほうと打合せさせていただいたら、階段のけこみの高さも問題があるという話でしたので、じゃ、低学年のみ2教室を増築して、余った普通教室は特別教室で、小学生も中学生も使う形にすれば、あえて新しい校舎を建てる必要もないのではないかと、このような考えがするわけです。その辺についての町長の見解をひとつ伺っておきます。

建設場所も中学校周辺にということ、土地を求めるような感覚の発言をされておりますけれども、私は新たに土地を求める必要はないのではないかと。今の土地の広さで十分こうい

うことを令和13年度以降のことを考えれば、間に合うのではないかと、このような気がするわけです。できるだけ使えるものは使って先延ばしをする、その間にはほかにも予算は厳しい状況ですから、まだまだほかで使うことはあるわけです。教育にかける予算は建築にかけるよりソフト面にかけて、教育のソフト面に充実した予算をかけて子供たちのために使う、このような考え方があるのではないかと思うのですけれども、その辺の町長の見解も伺っておきます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの宮崎議員の質問にお答えします。

議員は新しい校舎について急ぐことはないのではないのかというご意見だったと思います。私はこの小学校統合についてのいろんなこれまでの準備委員会等の協議の中で、統合の当時条件として幾つかあったので、その中の一つとして東小が複式学級になるということで、その中で教育の効果を考えたときに、取りあえず統合をして、その後に校舎を考えたらどうだろうかというのが準備委員会の基本的な考えだったと思います。それで、もともとは小学校の建設位置としては、やはり委員会等も私もそうなんですけれども、津波の浸水区域を避けるべきだという、そういう考え方の基でございます。

今回の南小学校を仮校舎としたものは、学級数の問題もありましたし、それから、東小が複式になるということで、統合する中で取りあえず教育効果を高めるために統合しようということで南小学校、あえて津波浸水区域であったわけでございますけれども、統合した経緯がございます。そのことを踏まえると、やはりできるだけ早く次の段階として津波浸水区域ではないところに新しい小学校の合う建物を建てる、あるいは使うべきだと、そういうふうに考えております。そういう意味で私はこれまでも急いで、1日も早く、やはり子供たちのために安全を確保するために場所を見つけてやるべきだという、そういう考えで来ました。

確かに5年後には小学校1学級、8年後には小中が1学級になります。そういうことを踏まえて、中学校周辺で答申のとおり中学校周辺の安全なところにそういう建物を検討した上で、私はこれまで買うと言った覚えはないのですけれども、買うことも検討しながら、必要があれば買わなければならないと思いますし、そのことを踏まえて、取りあえず調査をした上でどういう形がいいのか、そういうことも考えて中学校周辺がいいのではないかと考えております。

ただ、中学校周辺も津波ではないのですけれども、河津川の洪水の浸水区域になっておりますので、その辺も今回の調査でかさ上げをすとか、盛土をすとか、それも考えなけれ

ばならないのかなということでございます。あと、午前中質問にもありましたけれども、進入路の問題もあろうかと思えます。そういうことで、総合的に今後考えていきたいなど、そういうふうに思っております。

それから、予算の関係ですけれども、確かに小中一貫校を考えますと、私立の例なんかに出すと、相当お金がかかっていることも承知をしておりますので、今後の児童数あるいは学級数を考えた上で計画を練っていかなければならないのかな、考えてみますと、これまで2学級あったものが1学級で済むわけですから、校舎、グラウンドも議員が言うように十分満たされている可能性もありますので、その辺も含めた活用も含めて新たな土地を求めるのか、あるいは現在地の中で考えていくのか、そういうことも含めて今後総合的に今回調査の中で検討していきたいなど、それから、また委員会を立ち上げてご意見を伺いながら将来計画について考えたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 今の回答を伺いまして、さらにまた、先ほどと同じようなことを言いますけれども、基本的には今の校舎を継続して使っていただきたいなど、そこをよく検討していただきたいと思うわけです。

私、先ほど令和13年度で小中が全部1クラスになるというお話をしましたけれども、令和10年度、今から計画を立てて新築の予定で行ったとしても、令和10年度でクラス数が12クラスになるわけです。中学校が2クラスですから。それにおいても、やはり2教室ぐらい増築するぐらいで事は足りる。そのような形で、2教室が3教室になるかは分かりませんが、全部建て替えますと約20億ぐらいかかります、今ですと。今、基準がかなり上がってまして、県の基準でいきますと太陽光発電やるわ、空調やるわ、全てやっていくとかなりの高額になります。そのようなことを考えたら、やはり増築で済ませてリニューアル、各教室のリニューアル等をして、できるだけ建築にお金をかからないような形にして、その分を先ほど言うてはありませんけれども、子供たちの教育のほう、あるいはほかの予算のほうに振り向ける、そのような形ですべきであると私は強く考えるわけです。

その辺で重ねてお伺いします。今後検討のときにそのようなことも取り入れながら検討していただくということでお願いできますかどうか、その辺の回答を伺っておきます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 当然今後の検討の中で児童数、学級数の問題が検討しなければならな

い、それによって規模も決まってくると思いますので、当然考えなければならないことだと思います。

議員がおっしゃるように現校舎を使うというのも一つの選択肢としてはあるかと思います。今後いろんな観点からまた、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） それでは、そのような方向で進めていただけたらと思います。

それでは、2問目に移りたいと思います。

小学校が統合されますと、西小学校、東小学校それぞれ跡地がどのようになるかということが心配になるわけで、同僚議員が前々からその件についてもいろいろ一般質問に出ております。私はここで小学校統合後の跡地の活用について伺います。

小学校の統合については平成30年の12月、学校教育環境整備委員会において基本的な統合方針が答申されて以来約4年余りが経過しております。

1点目として質問いたしますが、東小学校、西小学校跡地の活用の計画は現在どの程度進んでいるのか伺います。

2点目として、東小学校跡地の活用には田尻のほうから進入路の整備が必要であると考えますし、西小学校の跡地の活用には同様に進入路の整備、あるいは湯ヶ野地区の平成2年にふるさとの坂道30選に認定されている湯坂の整備、あるいは財産区の源泉の活用等絡めて検討事項があります。まして、伊豆の踊子の舞台となった場所でもあります。このところ湯ヶ野地区の共同浴場を含めた建物の関係でいろいろと問題が出ておりますけれども、こういった景観の保全を含め、町としてどのように考えているのか伺います。

そして、もう1点です。町民からいろいろ心配事が出ておりますけれども、統合の後具体的な計画が決まるまで町民が跡地になります体育館あるいはグラウンドを使用する場合、総務課に所管が替わると思うのですけれども、どのような手順で手続をするのか伺います。

以上3点伺います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、小学校統合後の跡地の活用について3点お尋ねですのでお答えしたいと思います。

まず、計画がどのように進んでいるのかというご質問だったと思いますのでお答えします。これはさきの議会での答弁をしておりますが、今後の活用の検討とありますが、前々から申

し上げておりますように公共施設整備計画推進委員会というのを基本的な今後の方針について協議いただきたいと、そういうふうに思っております。

議員のお尋ねの件については未定でございますが、町として民間事業者などとの関連の中で並行して学校跡地を含めた公共用地等の活用について個別にあらゆる方面から検討を進めていきたいと、そういうふうに思っております。

さきのまちづくり町民説明会の質問にもお答えしてございますが、特に今後も町が保有していくのがよいのか、あるいは民間事業者等の事業に活用するのか、その辺の方針を決めた上で進入路等の幅員確保の必要性なども問題もありますが、今後はその活用案について幅広く検討すべく担当課でその進め方について準備をしているところでございます。現状では学校跡地等の活用については、地域の意向、ニーズを考慮した利活用を検討し、サウンディング市場調査を行い、サウンディング型市場調査を行いまして民間事業者のアイデアや参加しやすい事業要件を把握しながら委員会と並行して小学校の利活用の検討を進めていきたいと、そういうふうに考えております。

2点目の東小、西小の問題でございます。特に西小の伊豆の踊子の舞台としての活用の件でございます。

町としても小学校跡地を含めた利活用は重要であると考えております。議員がお尋ねのように東小、西小学校については進入路が狭く、今後の利活用の際の課題の大きな一つであると思っております。湯ヶ野地区については、前々から答弁しているように伊豆縦貫自動車道の天城峠区間が開通した際には、誘客などを図るための拠点としての整備が必要であると考えております。また、お尋ねの上河津財産区所有の土地や源泉などの活用や、川端康成の伊豆の踊子の舞台としての町並みや福田家さんの貴重な保存資料なども生かすことができれば、魅力がさらに深まると考えております。

現段階では民間事業者などの参入は未定でございますが、先ほどの答弁のとおり今後もあらゆる可能性を求めていきたいと思っております。

なお、町民利用につきましては、跡地の町民利用につきましては担当課長よりお答えしたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、学校の跡地の利用の関係について、私のほうから説明をさせていただきますと思います。

これまで、学校施設でしたので教育委員会の管轄でしたが、議員がおっしゃったとおり町有施設となりますので、総務課での管理となります。

体育館につきましては、廃校となると建物の用途が学校施設から体育施設となります。静岡県の建築条例では体育施設への接道要件が6メートル以上であり、東小学校、西小学校両施設とも接道をする町道の幅員が6メートル以下のため、体育施設として貸し出すことができなくなります。現在東小学校の体育館を定期的に利用している団体はありません。西小学校の体育館につきましては、毎週1回使用する団体が1団体ありますが、既に他の施設への振替をすることで対応することとなっております。

グラウンドのほうにつきましては、建築物ではないため使用することは可能ですが、当面の間自由に活用していただきたいと考えております。今までは週休日とか休日しか活用できなかったものが平日も活用することができます。町民が自由に活動できる場としていきたいというふうに思っております。今後団体等での使用が増え、混乱が生じるようでしたら貸出しの予約制なども行わせていただきたいというふうに考えております。現在使用している団体でございますが、西小学校の夜間照明を使用する団体が1団体ほどございます。その団体につきましては、他の施設への振替での対応ということにさせてもらっています。また、東小学校、西小学校ともに日中にグラウンドを使用している団体が1団体ずつございますが、平日も使用できることとなりますので、自由使用の中で利用していただきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 私、先ほど跡地の活用の関係で4年前からもう、統合が方向性が決まって、既にその統合後の跡地の活用についてはその時点から動き始めてもよかったのではないかと。今ここでこれから検討委員会を立ち上げます、どうのこうのと言っていると、二、三年はかかるんじゃないのかなと。この間の、やはりこの跡地が、町民がかりうじて何とか使用できるということですから、そうやって活用すればいいんですけども、本来であればもう、4年前からスタートしてここで統合した後にもう、既に方向性が決まって、そこへ民間企業が入るのか、町でどのように活用するのか、そのような方向性が決まっていれば無駄なく町の活性化になって進んでいくのではないのかなという、思うわけです。やはりこの検討している間というのは、町にそこでまた活気がなくなって、経済にもかなり影響が出ている。そのような形になると思います。

そこで伺いますが、町長としてのこの跡地の活用についてのビジョンと言いますか、もし、そういうものがあればひとつ伺っておきます。

それともう1点、湯ヶ野地区になりますけれども、先ほど私ちょっと言ったのですが、伊豆の踊子の共同浴場の、あそこの建物が併設されている問題ですけれども、所有者の方の意向であそこを取り壊すような形になるということで、当初は3月いっぱいに取り壊すということでした。そこで、私のところにもいろいろ継続してあの建物を残したいという人から相談がありまして、4件ほどあったわけですけれども、そのような中でなかなかすぐには結論が出ないということで、2か月延ばしてほしいということで、湯ヶ野区にもお願いして、取壊しを5月いっぱいまでに引き延ばしていただくような、そのような話もあったわけで、やはりこれは私だけではなくて、町民の方々の中でも「なぜあそこの景観を生かすことができないのか、継続して。町は何をやっているんだ」というような声がありました。

そこで、私当局にちょっと伺いますけれども、町としてどのようなそこに絡んで努力をされたのか。やはりもう、既に取壊しが決定しまして10日から取壊しの形になってしまいます。所有者の方はもし、使っていただければあそこをそのような形で行けば、そのように協力しますよと言う話もありましたので、そのような形でどのように町として努力されてきたのか、その辺を伺っておきます。

特に私、こうやって回覧が回っていますよね。河津町の景観について。河津町景観計画のことでこういう資料が、アンケートを取った資料が出ておりますけれども、ここにも川端康成と伊豆の踊子など文学の里としての景観、これについて少し感じる、とても感じる、合わせて57%の町民の方がこの景観をすごく意識していらっしゃる。歴史ある建物やその周辺の環境について、湯ヶ野の共同湯、あるいは福田家と文学碑について町民の方、非常に関心を持っておられる。そのようなことがありますし、もう一つ紹介しておきますと川端康成学会、川端康成学会というのがありますし、これ、昨年川端康成先生が亡くなられて50周年で、50周年記念国際シンポジウムというのが開かれています。これ、昭和女子大学の大きなホールでやられていますけれども、このようにやはり川端康成って非常に、ノーベル文学賞、日本人で初めて取ったということで、先ほども同僚議員からかなり紹介がありましたけれども、やはりこれは河津町の宝だと町長も前に言っていましたけれども、それだけのものを解体の計画があると知ったときに、町はどのような努力をされたのか。私はそれをすごく心配して、その辺を聞かしていただきたいと思えます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、湯ヶ野の踊子の里に関連する質問として共同湯の件がありました。先にその辺をお答えします。

町に一度区長さんが見えられて、この件について相談を受けたことがございます。ただ、地区としての答えがはっきりしていなかったものですから、そのときにはお話を聞いたというだけの形で別れたような記憶がございます。

それから、議員がおっしゃるようなその建物の所有者から協力しますよという声は、その根拠は分かりませんが、私は聞いておりませんので、特にそのような声は私は届いておりませんので、お答えできません。ただ、前から言っているようにこの湯ヶ野地区については、やはり川端康成、本当にこの、やはり作品のモデルというか、その舞台として大変重要であると思いますが、それをどう生かすかというのが今後の課題であるかと思っております。

ただ、地元の状況というのが大変厳しい状況がありますので、私としては、やはり単体、単体で施設を造るよりも大きな湯ヶ野地区という学校も含めた、財産区も含めた中で今後湯ヶ野区の在り方って考えるべきではないのかなと思っております。確かにその共同湯の問題もあります。ただ、これについても建築基準法ですとか所有者の問題、あるいは区の考え方もありますので、具体的にいろんな考えがあれば私も協力したいと思いますし、そのときには具体的ではなかったものですから、そういうことで物別れしたという経緯がございます。所有者の人からは特に、先ほど言ったように協力するというようなお話はなかったものですから、今のところそういう現状でございます。

それから、小学校跡地、西小の環境と、跡地の問題ですけれども、前から言っているように縦貫道の関係で開通したときには重要な活動の拠点になるのかなと、そういう思いもございます。そういう意味で財産区と福田家さんも含めた総合的な活用を図りたいと思っております。

特にこの間議員がおっしゃるように遅れたということの要因としては、やはり進入路の問題がございます。特にこれまでも民間の事業者の方とお話をして、いろんな活用を考えたわけですけれども、どうしてもその進入路の問題が大きなネックとなってまいりました。その中で今、考えているのがこの間のまちづくり説明会でもお答えしましたけれども、やはり進入路を考えていたら先に進まないということで、まず、公共施設を委員会も含めて、並行してどんなものを造るべきなのか、どういうものがあるのかということも民間の市場調査も含めて、そういう中で検討していく上で、必要なら道路を拡幅しなければならないし、例えば

不特定多数の人が来なければ、別の用途でもできるかもしれませんが、そんなことを含めて民間の力も借りながら、そして、今後の方向性も決めながら、その上でその道路問題についても並行して考えていきたいと。ただ、造ればいいというものでもございませんので、総合的に、いろんな点を考えた上で町としては進めたいなど。

この湯ヶ野地区についてはなかなか単体だけでは難しいだろうなど。特に道路の問題、あるいは土地の問題、あるいは地区の、例えば観光協会の問題とかいろんな問題がありますので、地区の方たちとの意見も合わせていかなければなりませんので、そんなことを含めまして、今後西小学校跡地については考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 町長は情報が自分のところには届かなかったというお話でしたけれども、やはり情報というのは自分のほうからそういう問題があったらどうなんだろうかという関心を持っていくことによって、自分の身に情報が来るわけです。

やはり、今回の問題でも私は町として何ができたかと、いや、何もできていないんじゃないかなという感覚で私は質問しているわけです。本来であれば町がそういう問題があったら、景観をまず残さなければいけないという危機感がまず、あるべきだと思うんです。その危機感があったのか。やはり、歴史的景観ですよ、あれは文学の。やはり、そういった気持ちがあれば、自ら出向いて様子を地域へ出向いてどうなんだろうということによって情報を仕入れて、町としてできることはどういうことができるのだろうかということがあると思うんです。

今回私4件、その相談を受けましたけれども、そのほかに2件、町民の中の方から話もあったようです。私の4件のうちの1つは、やはり宿泊施設をやられる方、もう1件はやはり似たような方でした。もう1件は滋賀県の方で、そこに住んで川端康成のこの大事な建物だから、絡む大事な建物だから私はそこをなくならないようにそこへ住んで、奥さんがパンを焼くから、そこで何とか役に立つようにしたいというような考えを持たれた方、最後の方はフレンチ、フランス料理をやるシェフの方で、1日1組限定でそこでやりたいと。私はその方は一番いいなと思ったのは、コストがかからないんです。消防法の改正されたやつでいきますと、民泊をさせて、そこで1組限定でお料理を食べていただく。そうしますと、緩和措置があって、コストが非常にかからないんです。リニューアルしても何とかこの方ならうまくいくなと思ったのですけれども、残念ながら、もう既に奥さんは解体屋さんに行ったら話を聞いて、行った後で間に合わなかったと。

私が言う町が何ができたかということは、町が例えば1年間預かって、間に入って。取壊しの期間を1年延ばしていただいて、その間であれば、1年あればそういった、やはり伊豆の踊子というこのネームバリューの中で、大事にしたいという方いらっしゃると思いますので、何とかつながったのではないかというような気がします。

それも1つですし、あるいはあそこをリモートワークの、テレワークの拠点にすることも1つではないのかなと。そこで採算性がどうのこうのとか出るかもしれませんが、やはりあの河津川のせせらぎの下でテレワーク、お仕事をさせていただくのも1つではないのかなと。これはどれが成功するかは分かりませんが、何らかの形で町がその間に入ってやれることがあったんじゃないのかなと。

もう今となっては遅い話ですけれども、今後景観を大事に、景観保全について今後大事なことです。町としてのその町長としてのお考えです、景観保全について、その辺を伺いたいと思います。もう、あそこは取壊しになりましたので、それ以上私、言いませんけれども。

それともう1点お願いしたいのは、あそこは取壊しになりますけれども、共同浴場の部分だけ残ります。あそこは改修しなければならないでしょうけれども、やはり湯ヶ野区に寄り添っていただいて、外観上もできれば、伊豆の踊子の小説に合ったような外観になるようなものが残ればいいのかと思っております。ですから、何でも寄り添ってもらうことが大事です。経済の問題でも河津の事業者に寄り添う考え、あるいは町民に寄り添う、このような観点からお答えをいただきたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの宮崎議員の質問、主に湯ヶ野地区の今後の問題と言いますか、あと、全体的な寄り添うことが足りないという話でございますけれども、私としては十分寄り添っているつもりでございますけれども、議員のお考えの中で、特にこの湯ヶ野区についてはそういうところがなかったという考えのようでございます。

先ほどの議員がお尋ねの、そのお尋ね、議員のところは何件かそういう案があったということは聞いております。先ほど話題の中でありましたけれども、私は町内の方かなと思ったのですが、聞くとところによると、先ほどのお尋ねですとどうも町外の方らしいということでございますので、そういう点については今後の計画の中で十分反映することができまますので、ぜひとも湯ヶ野地区の活性化のために、その方たちにも協力していただけるよう議員からもお願いをしていただくようお願いしたいと思っております。

それから、もう一つ、この共同湯の関係については、地元区の所有でございますので、湯ケ野区さんとの話を1回ほど聞かせてもらいましたけれども、湯ケ野区としてもアンケートを取ったりいろいろしているようでございます。そういう中で、区民の意見を反映した中で湯ケ野区としても動いているのではないかなど、そういう思いもありました。

今後地元の区の考え方もありますでしょうけれども、共同湯が今後どうなるのかはちょっと分からないんですけれども、今後区といろいろそういう中で相談できることがあれば相談をしていきながら、また、今後の湯ケ野地区の活性化についてもいろんなことが今後考えられますので、湯ケ野区、財産区を含めた、また、地元の方たちも含めたいろんな点でまた、湯ケ野地区全体の方々ともいろいろ話し合う機会があれば、そういう機会を設けて今後この西小跡地の活用についても検討していきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 確かに湯ケ野地区の問題ですけれども、私が言いたいのはそれだけではないじゃないですかということなんです。やはり伊豆の踊子、河津の宝ですよ。特急列車にも踊り子という名前がついていますし、やはり伊豆の踊子と言ったらネームバリューも大変なことですし、観光の拠点ですし、やはりそういった意味で、じゃ、あの共同浴場がそのまま勝手にやっていいのかと言ったら、そういうものではないと思うんです。やはり観光に生かせるような外観を持っていく、小説、観光というより小説に合うような、イメージに合うような共同浴場になればいいのかなと思いで私、お伺いしたわけです。その辺はうまく寄り添ってやっていただきたいなど。湯ケ野区のことだからって、何か聞いていると何か「そっちでやれよ」みたいな感覚で取られたものですから、それは私の勝手な解釈であれで申し訳なかったですけれども、何とかお願いしたいと思います。

それでは、3問目に移ります。

3問目ですけれども、下田地区消防組合河津分署の移転計画について伺います。

河津分署は昭和58年の4月供用開始しまして、約40年が経過し、老朽化も目につくようになってきました。既に移転の計画が出ていますが、現在の計画は移転候補地として峰地区の元花泉園跡地の防災公園です、現在整備が進められておる防災公園を予定しておりますけれども、私の質問は1点目としてタイムスケジュール的には何年後着工の計画か伺います。

2点目としまして、河津分署は降水時には浸水対象地となっております。そういったことで危険な場所ですので、早急に移転すべきという考えから質問しているわけですがけれども、

防災公園のほかに移転候補地を計画するお考えはないか伺います。

それから、3点目としてドクターヘリの臨時ヘリポートが菖蒲沢方面の赤川津山で今使用されているわけですが、新たに峰地区バガテル公園、大型バス駐車場をメインに使用するという計画で、今後変更になりますけれども、これは国土交通省の許認可などあると思うのですが、運用開始はいつからかということで伺っておきます。

以上3点伺います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 宮崎議員の下田地区消防組合の河津分署の移転についてお尋ねですのでお答えします。

タイムスケジュールについては防災公園に予定をしているわけですが、タイムスケジュールについては後ほど担当課長より答弁させます。

それから、河津分署の老朽化の問題でございますが、ほかに移転候補地として候補はないのかということでございますけれども、今の防災公園の施設整備が完了した後の管理体制ですとか、災害時の連携等を考えたときに、やはり私は河津分署の立地条件としては現在候補地で挙げられている防災公園が適当であると考えておりまして、ほかの候補地は考えておりません。

それから、組合の中で、運営会議の中で河津分署の移転のたしか計画が、令和10年、11年だったと思いますけれども、そういうことですので、これから先のことになりますので、一応計画の中ではそうなっておりますので、それを踏まえると何とか現在地よりも防災公園のほうに移転をして、その組合の計画と合わせて実行できるのがいいのではないかなという考え方でございますので、ほかは考えておりません。

それから、ドクターヘリの関係でございますけれども、現在赤川津山と言って菖蒲沢地区のところにドクターヘリの離発着場があるわけでございます。これについては、将来的には防災公園のほうに考えていたわけですが、ただ、ちょっと年度が先になる可能性があることもありまして、それで、町民からもできれば近くにと言いますか、市街地に近いところにドクターヘリのヘリポートが欲しいということで、当初は防災公園のほうに防災ヘリとドクターヘリと両方を活用できるようなことを考えていたのですが、実際防災ヘリは年中ではなくて、本当に災害等のあったときだけの活用ですので、それを考えますと防災ヘリについては、例えば学校の跡地だとか学校敷地なんかも使えるものですから、それを考えるとドクターヘリの場所を何とか確保できないかなということで、バガテル公園の大型駐車

場を新たなドクターヘリの発着場として、もともと使っていた部分もあったものですから、そこを新たに指定して、赤川津山と両方になるかもしれませんが、ドクターヘリのメインの発着場としてバガテル公園の駐車場を使ったらどうかというところで、その活用についてこの4月から考えたいなということで今回考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村申信二君） それでは、私のほうから防災公園の今後のタイムスケジュールについてお答えさせていただきます。

まず、現在の状況についてですが、静岡県とこれは町のほうは建設課になりますが、開発行為について事前協議を行っているところです。今後の予定は本年の5月に開発行為の本申請を行います。9月頃には許可となる見込みとなっております。その後、国交省の沼津河川国道事務所と造成工事について協議を行います。工事については調整池、沈砂池など防災工事から着手するものと思われ、造成工事の期間としては3年程度を見込んでおります。その後、盛土の沈下期間をさらに一、二年見込んでおります。その間に防災公園の基本設計、詳細設計を実施し、早くて令和10年度から河津分署を含めた建物等の建設に着手する予定となっております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（臼井理治君） 私からはドクターヘリの運用開始についてお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたが、4月からの運用開始に向け、現在下田消防本部と調整をしているところでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 防災公園のほうの関係ですけれども、令和10年から11年頃なら間に合うじゃないかという話ですので、前に議会に説明が町当局からあったときには防災公園の完成は10年後というお話でしたので、それでちょっと心配だったわけですけれども、順調に行けば令和10年、11年、その辺で間に合えば5年先ですから何とかその辺で進めてもらえればと思います。

一安心したところですが、ドクターヘリについては併用になると思うんです、赤川津山とね。この辺は仕方ないので、できるだけバガテル公園のところが空いているときには

そちらへ降ろしていただくと。それがやはり、町民にとって安心だと思いますので、その辺をお願いして、私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員の一般質問は終わりました。

午後2時まで休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 桑 原 猛 君

4番、桑原猛議員の一般質問を許します。

4番、桑原猛議員。

[4番 桑原 猛君登壇]

○4番（桑原 猛君） 4番、桑原猛です。

令和5年第1回河津町定例会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

質問に入る前に、今月20日に閉校する小学校についてお話しさせていただきたいです。

長年慣れ親しんだ学校が閉じるのは、何とも感慨深いものでございます。町では、西小、東小の閉校式後、一般公開の時間を設けてくださいました。回覧板でも告知しております。

また、東小学校では、卒業生に呼びかけ、校歌を歌って締めくくろうと参加を呼びかけているところです。また、記念品の缶バッジなどを作りまして、皆様にこの缶バッジをつけて校歌を歌おうと呼びかけております。

西小も同じく、皆さん思いの深い学校だと思います。

町民の皆様、ぜひ3月20日、閉校式後の一般公開に足を運んでいただき、小学校として最後の姿を目に収めていただけたらと思います。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

今回の私の質問は、1件目、子育てのしやすいまちづくりについて、2件目、長野地区防

災センターについて、以上2件です。

町長及び関係課長の答弁を求めます。

それでは、質問に移ります。

1件目、子育てのしやすいまちづくりについてです。

岸田首相が年頭の記者会見で掲げた異次元の少子化対策が大きな議論を巻き起こしております。政府は新たな会議を立ち上げ、3月末までに少子化対策のたたき台をまとめる方向を示し、さらに6月に策定される経済財政運営の指針、いわゆる骨太方針2023までに子ども予算倍増に向けた大枠を示す考えも表明しております。

また、財源についても4月以降に明示するとのことでした。

コロナ禍の影響もあり、2022年の出生者数は過去最少を記録いたしました。少子化は経済の成長力の低下をもたらすとともに、年金、医療など社会保障制度の安定性をゆるがすもので、この点から静かなる有事とも呼ばれています。

岸田政権がようやく少子化対策に本格的に力を入れ始めたことは歓迎したいところです。このような国の動きのある中、我が河津町では取組として子育てのしやすいまちづくりを掲げております。現在、町内で子育てをなさっているご家庭に対して環境を整備しているところだと思います。子育てといっても多種多様、ご家庭によって様々な問題があると考えます。そこを補完すべく様々な施策を駆使していただいていると思います。

しかし、子育てのしやすいまちづくりを掲げている以上、特色を持った施策が必要と考えます。移住促進の観点から見ると、過疎化対策も含み保育留学などを行っている自治体もあり、お子さんは幼少期に大自然に触れ、心身ともに健やかに育つ環境を提供し、ご両親には働きながら子育てしながらも多様な選択肢を経験してもらい、子育て家庭を招き、地域経済に貢献をもたらしてもらうような取組をしております。

これは移住に特化した施策とは思いますが、河津町ならではの他の市町と比較して特色と考える取組があるか伺います。

また、改めて町長の考える子育てのしやすい環境とはどういったものなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいま桑原議員から子育てしやすいまちづくりについて2点お尋ねですので、お答えしたいと思っております。

まずは、特色ある取組についてでございますが、主なものを私のほうから答弁させていた

だき、後ほど担当課長によって補完をしていただきたいと思います。

まず、河津町が独自で行っている子育ての中で応援住宅整備事業がございます。内容としては、ゆとりある住宅で子育てが送れるように、住宅環境整備支援策として高校生以下の子供を持つ家庭または妊娠中の方のいる世帯で住宅の新築工事や増築工事、リフォーム工事に対して経費の10分の1、限度額15万円の補助制度でございます。昨年度は9件、90万円ございました。

そのほかにも、生後から高校生までの医療費の補助制度で、所得による制限や一部負担などもない全額の補助制度でありまして、昨年度は2,443万5,631円の補助を行いました。

その他は後ほど担当課長より紹介をさせていただきます。

それから、私の考える子育てしやすい環境なのかということでお尋ねですので、お答えします。

何よりも子育てしやすい環境の根本は、個人も含めて社会全体が子育てに対して理解を深めること、これが一番だと思っております。特にこの4月からは国でも子ども家庭庁が発足して、首相のコメントにもあるように異次元の少子化対策として子供に対する支援策が強化されるものと考えております。とかく補助制度などに意識が向かいがちですが、お金だけの問題ではなくて子育て中の世代に対して個人や社会がともに育てる助けができる環境をつくれることが大事だと思っております。そのための制度やインフラ整備は、人的サービスや寄り添いなどいろんなことが考えられると思っております。

来年度予算に子ども・子育て支援事業計画の見直しに関するニーズ調査が行われます。翌年度に事業計画が策定される予定となっております。特に来年度のニーズ調査によって、子育て世代が何に困っており、何を望んでいるかアンケート調査でストレートに分かってきますので、それを参考にしていくことが子育てしやすい環境づくりには大事であると思っております。

それから、昨年11月に子育て支援センターかわづっこひろばがオープンしたわけでございますけれども、私の目玉施策でございますけれども、おかげさまで順調に推移をしております。ただ、まだまだ一時預かりの方が少ないということはまだ理解されていないのかなと思いますし、子育て世代の特にお父さんやお母さん方が一時預かりの制度をぜひご利用していただきたいと、そういうふうに思っております。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、私のほうから河津町において特色のある取組について、町長の答弁にありました事業のほかに説明をさせていただきたいと思います。

一つといたしまして、子育てスマイルバースデー事業がございます。

毎月誕生日を迎える未就学児に、町長のメッセージカードと図書カードを贈呈する事業を行っております。また町長からもご説明がありましたが、昨年運営を始めましたかわづっこひろばにおいては、当町においては木材を多く活用し、遊具も木製のものを多く使用するなどハードについては木材を多く活用し、またソフト面においては、経験豊富な支援員が子育てボランティア団体の協力も仰ぎながら、手作りの教材等を使いながら工夫を凝らしながら運営を行っております。ハードソフト両面において特色のある施設だと考えておりますし、町内外の方が河津町の子育ての環境を知っていただくためにかわづっこひろばを活用しながら気軽にご相談できるようになっていけばと考えております。

河津町においては、令和元年度に策定した第2期子ども・子育て支援事業計画において、支え合い助け合いみんなで育てる町、河津を基本理念として幼児期の教育保育の充実、地域子ども・子育て支援事業の充実を重点施策として各施策事業を推進しております。

町内の子育て世帯の目線でサービスを考え子育て支援を実現していくことが、結果的に移住促進にもつながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 町長も課長も答弁いただきました。やはり町長も認識しているとおおり、子育てというのは資金面だけではなく地域の力が必要であると、同じ私も認識でございます。国も予想困難な現代社会において、子供たちの学校や地域が抱える様々な課題に対し、学校、家庭、地域が連携して対応していく必要があると思います。

そのため、自治体がそれぞれ地域の実情やニーズに応じた効果的な取組を実施できるよう選択した複数の事業を総合的、または連携して支援し、地域の多様な関係者が当事者として取組に参画し、取組の中でさらに学びつながり、その学びやネットワークが取組を発展させる学びの循環づくり、学びを通じた地域づくりを推進し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく社会の実現を目指すという指針が出されております。

今、静かなる有事として捉えられるほど子育てにおける環境が社会生活の維持と密接な関係となっている現状があります。核家族化が進み、例えば3歳までは手元で育てたいなどの思いも難しくなりつつあります。子育てと生活とのバランスを保つために多くの問題を抱え

ている家庭があるのではないのでしょうか。

子育てをする中で、子供の個性を伸ばしてあげよう、個性を大切にという言葉に触れる機会が多くなっております。うちの子の個性って何だろう、個性を伸ばしてあげたいけれどもどうしたらいい、そんな疑問を抱えている方も多いと思います。子育てには多種多様な問題、また対応がなされているところがございますが、子育ての不安から情報過多となり、困惑しながらの子育てでは心が疲弊してしまう状況も考えられるのではないのでしょうか。

そこでお伺いしたいんですが、子育て世代の親御さんの心身のケアにはどのような取組がなされているのでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 子育ての問題を考えたときに、子供だけではなくてやはり議員がおっしゃるように親御さんの問題もあろうかと思えます。根本的な考え方なんですけれども、今、新聞等で子供の虐待なんかの問題を聞いたり目にしたりすると、やはり親の問題というのが、これから親だけに任せるのではなくて社会も関わっていかないといけないんじゃないのかなというか、そんなことも最近考えております。

そういう中で議員お尋ねの件についてお答えします。

やはり親のケアにつきましては、先ほど言ったように子育てサロンが目的に沿った事業でありまして、現在この子育てサロンについては子育て支援センターにて行っておりますので、支援センターに訪れていただき、支援員が話を聞くことや相談に乗っていただけますので、ぜひ利用していただきたいと思っております。

また、生後4か月までは町の保健師が家庭訪問して育児の相談などにも対応しておりますので、ぜひご利用していただきたいと思っております。

これまで私が子育てサロンを保健センターの2階でやっているときの状況を見ますと、移住された方の親御さんが多いような気がしております。そういう意味でなかなか地元で溶け込めないといえますか、お友達がいなかったりする方たちにはぜひとも子育て支援センター等に訪れていただいて、そこでいろいろ相談をしていただくとか、子供を通してお話をさせていただくとか、そんなことがこれから親のケアにつながっていくんじゃないかな、そういうことによって社会とつながりがあったりして親の虐待等も少しは軽減できるんじゃないかな、そういう行政としての役割をものすごく感じております。特によそから来た方たちは孤独に陥りやすいし、特に第1子なんか生まれた親御さんは大変だと思いますので、ぜひとも町の行政のそういう制度を利用していただいて、訪れていただきたいなと思っております。

私も先日、桜まつりの最中でしたけれども、伺ったときには支援員が1人ひとりついて子供と寄り添いながら指導しておりました。そんな中で親と一緒に見ていくということが1つの関わりができてくると思いますので、ぜひとも子育て支援センターを訪れていただき、またどうしても疲れたときには一時預かり制度を利用していただき、ちょっと休憩をすることによってまたそれが子育ての面では子供さんにいい影響を与えたいと思いますので、ぜひとも子育て支援センターを活用してほしいなど、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 町長の思いと、また行政のほうでいろいろな取組をして、子育てをしやすいまちづくりに向けて対応がなされていると理解はいたしました。

しかしながら、子育ての対応の中、子育ての不安を取り除くために、幼少期から一貫した支援の体制が望まれてきているのではないかと感じます。不妊治療の助成から始まり、町は行っておりますが、自己が確立される小学校卒業までの間、支援体制を一括して心のケアをメインとし、なおかつ不安のない子育て環境の確立を目指すことが町独自の特色となるのではないのでしょうか。

例えば、先ほどの子育て支援センターの相談員の方の話もあるように、専門職のソーシャルワーカーやカウンセラーの雇用、他自治体で行っている放課後の子供たちの過ごし方のノウハウを持った企業やNPOへの委託管理など民間の力も借り、検討すべき時期になっているのではないかと思います。

子育ての時期をどの範囲までケアするという問題もありますが、産前産後を含め、児童期までの自己が確立する頃まで一貫して目の届く方を常設したり、そういうノウハウを利用するのはどうかと思うんですが、お伺いしたいです。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 一貫したご支援ができないかということのお尋ねだと思います。

先ほど私が申したように、これからはやっぱり親御さんだけでなく、教育、学校等だけではなく、社会がどうやって関わっていくかが大事だと思っております。

一貫した支援についてはこれまでも県などと連携して行っておりますが、これまでの施策と新たな施策が国などで示されるといいますので、今後対応していきたいなと思っております。

また、町の状況等につきましては、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） 町のほうで行っている事業といたしまして、役場の中では健康増進課、福祉介護課、教育委員会等で情報共有、連携協力しながら各種様々な事業を行っております。ケースによっては、児童相談所等の関係機関との連携も図りながら事業を行っております。

また、相談内容についても多様化、複雑化、専門化しているため、相談者のニーズに合った的確なアドバイスができるよう研修等行って、相談担当者の育成、資質の向上に今後も努めていきたいと思っております。

また、桑原議員のおっしゃるような方々も、来年度においては支援員の研修等も考えておりますので、そういった中でそういった方々が行っている子育て支援の場を見学させていただいたりですとか、こちらに講師として招いて研修を行うような機会があればぜひ活用させていただきたいと考えておりますので、ご紹介いただければと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 大変うれしい解答をいただきました。ありがとうございます。

私が実情を把握し切れなかったところもあるかもしれません。ですけれどもやはり今、町がこれだけ子育てに向けて考えていると。先ほど課長もおっしゃいましたけれども、これを充実することが子育て、また移住の促進に図られるんだと。これを聞いて私は逆に安心しました。移住目当ての子育て支援じゃないよと。子育てがあつてからの移住だと、こういう考えを感じました。

また、これから国会でも子育てについて法整備、また施策について様々な動きがあるところではありますが、国の動きに注視しながら対応をしていっていただきたいと考えます。

それでは続きまして2件目の質問に移ります。

2件目は、長野地区防災センターについてです。

この事業は次年度の目玉の事業だと認識しております。この施設は新消防第1分団蔵置場と併設した形で建設されます。また、災害時に避難施設として活用される、周辺住民の方にも安心を与えられる施設だと思います。

また、私が期待しているのは、いつか起こる東南海トラフ大地震発生時に見高地区がこの河津地区と分団された場合の拠点になり、サテライトとして町との連携の機能を期待してお

ります。

新しい防災拠点ができることによる防災計画などはあるのか、また、町として、この防災センターとして位置づけはどのように考えているのかお伺いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 桑原議員の来年度予定しております長野地区の防災センターについてお尋ねですので、お答えします。

まずは、位置づけについてでございます。

既に、議員説明会ですとかまちづくり町民説明会でお話をしておりますが、来年度予定している本事業につきましては、災害発生時ですとか災害の恐れがある場合に見高地区、これについては見高入谷区、長野区、見高浜区の住民を対象の避難施設として活用して、平常時は長野地区の集会施設としても活用するものでございます。それと今回は併せて、今回の建設につきましては本施設に消防団の新第1分団、これ見高3地区の統合の分団となりますが、蔵置場を併設した造りになります。

なお、お尋ねの詳細については担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） 私のほうから、災害時の位置づけについてお答えします。

先ほども町長の答弁にもございましたが、災害時には見高地域住民の指定緊急避難場所及び指定避難所となります。この指定緊急避難場所とは災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所で、指定避難所とは災害発生後に一定期間避難生活をする施設となります。

これらの避難場所及び避難所としての位置づけについては、町内各地区の集会施設は全て同じ位置づけとなっております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） この長野地区に防災センターができる。今指定避難所ということで、各地区と同じ扱いだということなんですけれども、これが本当に町と、もし先ほど言った寸断された場合なんかも有意義に使える場所であればなんて私も考えておりましたら、まさにこの防災センターの立地は比較的安定している土地であり、高台で津波の被害も予想されないこと、条件は大変いいと思いますが、しかしながら、電気水道などのライフラインにはちょっと不安があるかなと考えます。広域的な施設として、また蔵置場併用の形態を取っ

ているので、水の確保は最優先かと考えます。

前面道路の防火水槽は過去近隣の火災時にすぐ空になってしまいまして、それから離れた民間の施設の防火水槽から水を供給したという記憶がございます。近隣の住民の方にも蔵置場が近くにあるのに、また水が遠くから送られてくる、そういう不安がないように、安心感を持ってもらうように、新設の防火水槽も併設をしていただきたいと思います。

また、電気にしても、以前の一般質問でも私させていただきましたが、ソーラー発電と蓄電システムを併用したそういう災害時に使える設備などを備えていけないのでしょうか。これで踏まえまして、災害時、水や電気の確保はどう考えているのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村申信二君） じゃ、まず飲料水の関係についてお答えします。

今回のこの防災拠点施設の平常時の利用は長野地区の集会施設、消防団蔵置場として活用しますが、その利用頻度や水の使用頻度を考慮すると、飲み水の受水槽は設置しないこととしました。ですが、災害時に備えて非常用のペットボトル飲料水は備蓄する予定となっております。それでも災害時に不足する場合は、給水車での対応というようなことを検討しております。

次に、停電時においてですが、各地区自主防に配備してありますが、停電時は発電機で対応していただくことを考えております。ですので、現時点ではソーラー発電、蓄電池などの設置は考えておりません。どうしても建設コストが上昇しているということもございますので、必要最低限の施設整備ということで検討しております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 今、課長の答弁なんですけれども、最低限の設備。そこで防災センターとしての役目としていいのかというところが、ちょっと私、今ふと疑問に思いました。やはり人の命を守る、そこで避難をしていただくには最低限の発電機、ペットボトルで、それも最低限と言えば最低限なのかもしれないですけれども、そこら辺をもう少し考えていただいて、先ほど申しましたが、防火水槽、これが非常時の浄化システムなどを使えば飲み水にもなりますし、先ほどと同じ事を繰り返しますが、近隣の火災のときに水がなくなった現状あります。ここら辺をちょっと考えていただきたいなと思っております。

それと、先ほどより私はサテライトの役目を担ってほしいという気持ちで話しておりますが、ここは国道にも近く、救援物資の搬入、輸送なども考えられます。国道から防災センタ

一までの道路は相互通行がままならなく、まして大型車などは誘導なくては通行を妨げるような状況でございます。

また、消防団活動においても出動時の混乱も予想されます。この施設利用に際し、道路拡幅の考えはないか伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 議員の道路関係のご質問がありましたので、お答えします。

その前に、水の関係でございますけれども、今災害の緊急用の水としては飲料水というか確保は基本的にペットボトルのほうが扱いやすいし、安全面とか期間の問題考えると浄水というよりもペットボトルのほうが基本的にいいのかなという方針としては考えております。そういう意味ではペットボトル中心とした飲料水はこれから主流になるのかなと思っております。

当然、防火の関係の水槽については長野地区は水利がないものですから重要だと思っておりますが、それはまだ近隣も含めて今後の中で十分周知した上で防火水槽あるところとか確認した上で徹底しなきゃならないなと思っておりますけれども、今のところ考えておりません。

それから、進入路の関係でございますけれども、確かに進入路見ますと国道で鋭角になっておりますので、現状では拡幅等については特に考えておりません。特に住宅等の関係もあるかなと思っておりますし、敷地自体はそれなりにあると思っておりますが、万が一のときには使用できない可能性もありますので、特に付近には広い駐車場もございますので、地元区と協力して対応して、例えば中に入れなくても対応できるような、駐車場を使うことによってできることを考えられるのかと思っております。だから、いろんな観点から考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 確かに、近隣に広い駐車場もあって、そこに防火水槽があることはあります。そこを町長が言ってらっしゃると思うんですけれども。そういうところで、これからあそこを利用するに当たりまして、なるべく使いやすい形、またその近隣の土地を使うのであればやはり町も動いていただいて交渉事してもらいたいようにしてもらいたいです。

先ほど、午前中の同僚議員の質問の中にもありましたけれども、東伊豆町との連携するに、農免道路から下りてきてすぐある防災施設だということも東伊豆町との連携も図れるところもあるかと思っておりますので、よりよい使い勝手のいい防災センターにさせていただければと思

います。

私の質問は以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員の一般質問は終わりました。

2時45分まで休憩します。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時45分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員の一般質問を認めます。

5番、渡邊昌昭議員。

〔5番 渡邊昌昭君登壇〕

○5番（渡邊昌昭君） 5番、渡邊昌昭です。

令和5年第1回定例会開催に際し、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は、次の3問です。

人口減少対策、これについての移住定住について。

2問目、人口減少対策についてのUターン者の増加対策について。

3問目、河津桜の集中植樹についての3問を質問させていただきます。

町長、副町長、教育長、担当課長の答弁を求めます。

先ほどの同僚議員の質問にもありましたが、国会においても少子化問題について論議されているところであります。

我が河津町においても、高齢化と人口減少問題は切迫した問題となっており、第5次総合計画の中でも、定住人口を重点指標の第1としています。高齢化による人口減少もありますが、転出による人口減少もそれ以上いるのではないのでしょうか。

転入転出の集中する年度末から年度初めのこの時期、多くの転出が予想され、これまで町が予想していた以上の速度で人口の減少が進むのではないかと危惧しているところであります。

そこで、人口減少対策として、移住定住の促進、町出身者のUターン者の増加対策の2点について質問させていただきます。

1 問目は、移住定住の促進についてです。

都会や首都圏からの移住の推進について質問します。

まず、静岡県移住就業支援制度の活用についてです。静岡県では、都心からの移住推進策として、1世帯につき100万円、単身者には60万円の移住就業支援制度を発足させました。しかし、この支援制度は、内容が分かりにくく、何人かの人にこのような制度があるよと伝えましたが、自分は該当しないのではないかとと思われる方が多いのかなと思います。

そこで、質問なんですけれども、この制度の対象となる中小企業、これは、河津町にはどのくらい、何社くらいあるのでしょうか。そして、対象となり得る中小企業に対しての広報や周知、これについては実施しているのでしょうか。そして、河津町での利用者、該当者、これはあったのですか。お問合せの状況、これらについて質問したいと思います。

さらに、移住するには、まず住むところ、住居です。そんなとき、NPO法人運営による空き家バンク、これは非常に強い味方であると考えますが、その登録状況はどのようになっているのでしょうか、町が直接把握できているのですか。ホームページを見ますと、六十数件が登録され、半数近くが契約済みというふうになっておりますが、これが実際に移住につながっているのですか。

さらに、移住を試みるための移住体験施設、これもありますけれども、この活用状況はどのようになっているのですか。

静岡県移住就業支援制度について、空き家バンクについて、移住体験施設の活用について、これらについて答弁をお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊昌昭議員のお尋ねの人口減少対策、その1つとして、都会からの移住定住の推進について、状況等お尋ねですのでお答えします。

議員がお尋ねの制度については、今年度についても利用はされておりますが、登録企業は少ない現状もありますので、今後は増やす方向で努力したいと思っております。なお、お尋ねの現状等につきましては担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは、先ほどお尋ねの5点についてお答えしたいと思います。

まず第1点目、県移住就業支援制度の町内登録業者数でございますが、県移住就業支援制度の町内登録事業者数につきましては、2月末時点で3事業者でございます。

次に、事業者への周知広報ですが、町の商工会を通して周知広報しているところでございますが、該当者から相談を受けてからでも登録ができるというような制度になっておりますので、あまり登録が進んではないのかなというふうに考えるところでございます。

3つ目の利用者数でございますが、今年度2月末時点での申請者数は3件、相談を受けている件数は5件でございます。来年度、予算計上は10件を予定しているところでございます。

次に、空き家バンクの登録状況でございます。2月末時点で申請受付中の物件につきましては14件登録がされております。今年度、新規、再登録した件数は20件となっているところでございます。

次に、移住体験施設なごみの里かわづの活用状況でございますが、2月末時点で、今年度の利用につきましては延べ16組35人の利用がございました。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 今、担当課長のほうから説明がございましたけれども、実際に県の移住就業支援制度、これに該当する人はいなかったということですが、もっと活用していただきたいと考えております。

都会からの移住者というのが果たして何を求めて河津への移住を考えているのかで考えます。自然や景色、田舎の暮らしを求めるといったそれぞれの考え方もあるでしょうし、実際に移住した方々、これらについてリサーチ、これも必要なのかなと考えます。私たちの考えないようなことで、こちらへ来たかったという方もいらっしゃるかと思いますので、せっかくそのような制度を活用していただいている方ですので、それらにちょっと質問、アンケート等重ねていただいて、何がよかったのか、そういう点を、よかった点を強くアピールしていくことがさらなる移住につながっていくのかなと考えておりますので、その辺を今後考えていただきたいと思っております。

そして、都会からの移住、これを考えるとともに、周辺地域からの移住促進について、こ

れについても考えていただきたいと思います。

最近、河津町内でもいくつかの建設、住宅、マイホーム建設が進んでいるなという点を、ここそこで見ることがあります。河津町がその候補に挙がることについて、町長はどのように考えているのでしょうか。マイホームの新築には子供世帯が、大きくなって、世帯を持って自分たちの家を新築する場合、それとか、Uターンで戻ってきて新しい家を建て、そこに家を新築する場合とか、また、さらには、河津町以外の住民の方が河津町が便利だからといって、周辺地域から河津町に移住してきて家を新築する場合、これらいろんな背景があるかと思いますが、河津町の中、いろんなアピールする点があると思いますけれども、周辺交通網の整備がだんだん進んできているよとか、縦貫道の整備、これもいいんじゃないのとか、防災対策、いろいろやっておりますので、それについての評価、これもあるでしょうし、先ほどからの質問にもありました子育て支援、これもアピールする点だとは思いますが。

そして、特に周辺地域から移住してきた方にはリサーチを実施しているのでしょうか。移住相談を実際に受けて移住された方、これに対しての何がよくて移住されたのか、そして、さらには、移住に至らなかった、相談は受けたけれども移住に至らなかった、このようなときの理由というのはどのように調査されているのですか、されていないのでしょうか。

さらに、以前、同僚議員の質問にもありましたけれども、近年、高校通学に賀茂地域地区以外の高校を選択するという生徒が増えていると思います。中には子供の転出というのか、子供がよその学校に行くということで、それに伴って両親が転出してしまうということもあると聞いたことがあります。賀茂地域の高校に進学しやすくするため、高校の魅力化やその支援を進める必要があるかと思っています。

通告を出したときにはなかったんですけども、来年度の予算には、生徒の、高校生の通学費の補助などが初めて計上されております。その支援の内容についてどのようになっているのでしょうか。周辺地域からの移住希望者に対する聴取状況、通学支援についての内容等細かい点分かりましたら、解説をお願いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員から2問質問あったと思います。周辺地域から移住促進について、もう一つは教育支援について、2件についてお答えします。

まず、周辺地域から河津町へ移住や借家などの移住者が多くあることは、私も聞いております。条件によりいろいろあるようですが、実際は公的なりサーチはしておりませんので、情報としては、私、個人的に入ってくることはありますので、それで、自分なりの情報とし

ではその点を参考にはしておりますけれども、公的なものはございません。

議員がお尋ねのとおり、総合的なまちづくりが移住の大きな要件となると思っております。特に、私は医療、子育て、交通、買物環境などが特にあるのではないのかなど、そういうふうに思っております。

その中で、これまでの、今までのまちづくりの方向を子育て支援ですとか産業振興の中で、現在、進めております、例えば、旧南中跡地のにぎわい施設の建物誘致ですとか、あるいは子育て支援センターなんかもその一環で進めております。そういうことで、今後、そういうことは総合的なまちづくりが移住につながるものと考えておりますので、今後、進めていきたいなと思っております。

また、お尋ねの点については担当課長より後ほど答弁させます。

それから、もう一つのご質問の教育支援でございます。

これまで広域連携会議の中で、人口減少や少子高齢化の中で、特に高校の在り方が検討されて、今年度になり県教育委員会の指導の下で、県立高校の今後の在り方について、県の計画の見直しが示されて、地区協議会が2回開かれ、この3月にもう一度開催される予定でございます。

高校再編につきましては、来年度から下田高校が1学級減となり、稲取高校は一昨年度より1学級減の、1学年2学級となりまして、それでも定員割れの状況が続いております。また、来年度からは伊東高校、これは城ヶ崎高校を含む伊東高校と伊東商業高校の2校が統合されて、新設の伊豆伊東高校としてスタートしますが、新聞などによりますと、こちらも定員割れが予想されると言われております。

そのような状況下であります、子育て支援対策も含め、高校のない河津町にとっては、高校に通うためにはどうしても電車を使わなくてはならず、家計の負担が大きい状況でもありまして、少しでも負担を軽くするために、バス利用の、現在2分の1補助を行っているわけですが、同様に伊豆急行線内利用の高校生までの通学費用の2分の1を町で補助する予算を令和5年度予算に計上したところでございます。

この点については、後ほど教育委員会事務局長より答弁をさせます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、私からは、周辺地域からの移住者に対するリサーチや移住相談等の状況について説明させていただきます。

現在、移住者の方へのリサーチ調査等は個人情報等の関係もあり、行っておりません。移住相談の状況でございますが、町ではNPO法人伊豆の田舎暮らし夢支援センターと連携をしまして、空き家バンクの状況をはじめ、町の住環境、就業、公共施設、公共交通、商業施設の状況、あと支援制度などの様々な相談業務を行っているところでございます。今年度につきましては83件の相談がございました。

移住に至らなかった主な要因ですが、相談員からの主観を伺ったところ、やはり就業状況や公共交通等の問題が一番大きい問題なのかなというふうに思われます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 私からは、新年度に創設予定の河津町高校生交通費補助金について説明させていただきます。

この補助金は、町内に住所を有する高校生等が通学に利用する伊豆急行線の定期購入に要する費用の一部、もしくは購入に相当する額の一部を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、地域交通の利用促進に資することを目的としています。

制度の内容ですが、バスでの定期代補助を受けていない高校生などに高校等に通う町内の方に町内の最寄りの駅から通学する高校等の最寄りの駅までの伊豆急行株式会社が発行する学期通学定期代金の2分の1を補助するものです。

また、定期の購入の有無にかかわらず補助する予定ですので通学方法は問いません。補助当該年度末に在籍していたことが分かる証明書の提出をもって補助を行う予定です。なお、伊東駅より先に通学される場合も地域交通である伊豆急行を支援する観点から伊東駅を補助の上限としております。補助の内容の詳細につきましては、今後、広報等で周知させていただく予定となります。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 今の事務局長の説明ですと、高校の通学の支援については定期代の半額ということで、その分の相当額ということで、こう解釈してよろしいですね。せっかくの通学支援ですので、高校の魅力化と合わせて賀茂地域内の高校への進学、これが活性化するようにお願いします。

そして、先ほどの同僚議員の質問と一部かぶるところもあるかと思うんですけども、都会から伊豆に移住しようとする人には、国や県が行っている移住定住対策というのが賀茂地

域内、これではほとんど同じように見えているのではないのでしょうか。他の周辺市町と比較して河津町に住みたいと思わせる町独自の支援対策、これはないのでしょうか。河津町周辺に居住し、河津町にマイホーム建設を目指す人たちにとってもアピールする点、当町の特色、これは何なのか。先ほど、若干、町長もお答えになっていたところもあるかと思うんですけれども、周辺地域と比べてこの点は優れている、ここをアピールするというのが河津町に住んでよかったと思える特色について、町長の考えるところのいい点、利点、アピールすべき点、これについて考えを教えてくださいたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほど申しましたけれども、子育てとか医療というのは基本的なことかなと思います。特に、最近では、買物環境なんかも大分影響してくるのかなという感じがします。いろんな総合的な部分が大きいかと思いますが、河津町は小さい町でも医療が充実していたりという話もありますし、それからコンパクトシティではありませんけれども、駅前に行けば買物環境がよくなっていることもあります。

そういう中で、もう一つ、やはり、これから課題になるのが就業場所の確保、このことが大きいのかなと思っております。先ほど議員が言ったような制度の活用もございますし、町にとって、就業場所をいかに確保するかというのはこれから大きな問題なのかなと思っております。

そういう中で、今、民間の企業の活用ですとか、そういうものに力を入れて、なるべく就業機会を増やそうということをやっているわけがございますけれども、今後もそういうことを中心として、町としてまちづくりを進めていくことによってアピールになるのかなと思っております。

細かい点については担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは、町独自の対策について説明させていただきたいと思います。

以前、ほかの議員の質問にお答えさせていただきましたが、移住者に対する資金面の町独自の支援事業としましては、空き家活用支援補助金制度がございます。物件改修支援事業等、物件利用促進事業がございますが、残念ながら、あまり利用者がいないのが現状でございます。

その要因としましては、相談事業を行っている方にもお伺いしたんですけれども、対象物

件に5年以上居住することが要件の一つとなっております。そこが一番のネックですよというようにございませう。現在は申請期限につきまして契約後6か月となっておりますが、お試しの移住期間も含めて、その申請期限を延ばすなど、もう少し利用しやすい制度への変更も検討していきたいというふうに考えております。

ほかに移住者だけの制度ではございませうが、子育て応援、住宅整備事業補助金や木造住宅建築等助成制度補助金も町独自の制度として利用できますので、相談者にお知らせしているところございませう。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 町独自の支援する対策もあるのだということで、今、説明を課長のほうから受けました。

河津町、一生懸命やっているんだよと、ほかの町と比べてどこがいいんだよということ、これらアピールする点多々あるかと思ひます。子供たちの給食費の補助なんかも、ほかのまちと比べても大きいのかなと考へておりますし、そういう小さいことでも構わないと思ひますので、町が優れていると思ひた点、これについてはもっと声を大きくして発信していただければ、河津町っていいところなんだなと、ほかから見えるのではないでしうか。こんなことを考へて、私も思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、今、これまでは移住についてということでお話しさせていただきましたけれども、同じ移住の部類にはなるとは思ひますけれども、Uターン者の増加対策、これについて質問させていただきますと思ひます。

河津町出身の多くの若者が高校卒業後、大学や専門学校などに通学し、進学し、河津町を離れ、都会を中心に就職していつております。先ほどからの都会からの移住、これを求めるこというのも、これも必要だと思ひますが、この土地で育ち、この土地の風習、慣習、これらを知った人が戻ってきやすいまちづくり、これが必要ではないか、このように考へます。

都会からの移住してきた方にとってみれば、こんなつもりじゃなかったよという点多々あるかと思ひますけれども、この土地で育った子供、この土地で育った環境も全部知っている人もいる、非常に暮らしやすい町になるのではないかなと考へますけれども、これらのUターン者に対する支援、これについての質問をさせていただきますと思ひます。

先ほどの静岡県の移住就業支援制度の活用する町内出身者の就業支援の実態、これについては先ほどとかぶるかもしれませうけれども、ちょっと解説願ひたいと思ひます。

県内出身者でというのが、先ほどでは就業支援ということで、中小企業ということが、最初に、まず出てくるんですけども、その項目をずっと追っていくと、その中にも、この中小企業に勤めなくても、Uターンして戻ってきた方でも、それに該当するという方がいると思うんですけども、それらに対しての就業支援、これらが実際にはあるのか、実際に相談があるのか、この辺について回答をお願いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、Uターンされる方に県移住就業支援制度の活用ができるのかというようなご質問だったかと思えますけれども、一応、県移住就業支援制度につきましては、住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上、直前1年以上東京23区内に在住、または東京圏に在住し、東京23区内に勤務している方が対象となると、なっております。ですので、Uターンで戻ってこられる方もこの要件に満たしていれば対象となります。本制度は、令和元年度に創設された制度でございますが、Uターン者で本制度を利用した実績については当本町ではありません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 私、先ほど、こういう制度があるよということを町内のUターンした方にも説明しているんですけども、自分たちがこれじゃ該当しないんじゃないかということで、非常に思われて、まず応募してくれないというのが現状なんですけれども、応募してみたら、もう今年はいっぱいだったという方もいらっしゃいました。

そんな中で、せっかく帰ってきた、帰ってきてくださる方もいらっしゃいますので、それらの者にこういういい制度があるよということで、やっぱりこういう制度を知らしめることが必要なのかなと考えますので、それら積極的な広報、これをお願いしたいと思います。

Uターンする中には、ただ東京のほうの都会へ行って戻ってくる人、これもいらっしゃると思いますし、家で仕事をやっていて、家業を引き継ぐのだという意思で戻ってくる方もいらっしゃると思います。家業を引き継ぐ者、これについての支援、これも必要なのかなと考えます。河津には大きい企業ありませんので、家業継承には引継ぎの期間、これについてはある程度の支援が必要ではないでしょうか。実際に、これがどのような支援があるのかなと考えております。

実家のある河津町にUターンで戻ってくるには、移住するよりも確固たる意思が必要だと考えます。地域の活動、地域との連携、これもありますし、都会での一人暮らしの環境とは

大きく変わっております。特に、家業が個人経営の事業では、就業者が増えたからといって、収入は即時には増えません。それらを支援できないのかなど、このように考えます。

例えば、Uターンして移住後数年間の所得税分の補助だとか、引っ越しの際の費用補助だとか、親世代と同居するために家を増改築するといふときの補助、これらが考えられるんですけども、これらの支援策、これについてないのでしょうか。お答え願いたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 議員お尋ねの家業を引き継ぐ者の支援というのは、これは以前にもご質問を受けたような記憶がございますが、実際問題として、なかなか家業を引き継ぐ場合には難しいのかなという思いもあります。

国の制度でも、移住や定住の基の起業などの補助制度は考えられますが、議員お尋ねのように、個々の費用負担などの問題もあると思いますが、これまでのとおり、家業を引き継ぐための補助金としては、県や国の産業自体の革新的な取組に対する国・県等の補助制度を活用するというのが、家業を引き継ぐ場合の1つの例なのかなと思っております。

これまでもいろいろ検討してきましたが、ただ単体で戻ってきて、Uターンとして戻ってきて、ただ住むだけでは、なかなか制度としてはないのかなというふうに思っております。その中で、特に産業ですとか、そういう革新的事業を行うためのそういう制度としてあるかと思いますが、ただそういう単体の補助制度としてはなかなか難しいのかなという思いがあります。お尋ねの点については担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、家業を引き継ぐ者に対する支援制度ということでご説明させていただきます。

国の制度で、国の中小企業庁が行います事業継承引継補助金という制度がございます。事業再編、事業統合を含む事業継承を契機として経営革新等を行う中小企業、小規模事業者に対して、その取組に要する経費の一部を助成するという制度でございます。経営革新事業、あと専門家活用事業、あと廃業再チャレンジ事業の3種類の事業がございまして、それぞれの事業費の2分の1、補助上限500万円、400万円、150万円を補助する制度がございます。

また、静岡県では県事業継承引継支援センターというところを設置しておりまして、国の支援制度の案内や情報提供、またマッチング支援、あと低利の事業継承資金の融資等の相談事業等を行っております。そういったところを町のほうで相談を受けた場合には紹介してい

るといった状況でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 私のほうから、まず農業のほう、家業を引き継ぐということで、ご説明させていただきます。

先ほど、町長のほうにも、答弁にもありましたけれども、家業を引き継ぐための直接的な助成制度というのはございません。農業であれば、新たな取組ということで、様々な条件はございますが、農業次世代人材投資事業で助成が対象となっております。

また、商工業につきましては、企画調整課長が述べたような制度、または商工会で個々のケースに応じて支援の相談を行っておりますので、ご相談をいただければと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） すいませんでした。国・県、これらについての補助制度があるということですので、このUターンについては、どこの町に住むとか考えずにも、河津町というピンポイントできますので、周知というのは、広報的なことは必要ないかもしれませんが、そういう制度があるんだよということで、うちの息子が戻ってくるかもしれないよというようなときには、積極的にそのような制度があると、活用しなさいよというようなことを広報していただければ、少しでもその後押しができるのかな、このように考えますので、よろしくをお願いします。

そして、もう一つの考え方として、家業を引き継ぐとか、普通に学校終わって、こちらに戻ってくるという形ではあるとは思いますが、もう一つのUターンの方法として考えたのが、都会で勤めはしたものの、定年で退職した、それからあとは親の介護のために戻ってくるんだよというような方もUターンする理由の一つ、幾つかになるのかなと考えます。

都会で長年企業で働き、定年を迎えた退職者のUターン、それから親の介護の理由でUターンするもの、この情報発信、これはどのようにしているのでしょうか。これらについての戻ってきやすいですよ、こういう施設がありますよ、こういう整備がありますよ、これらについてはどのような発信をしているのか、戻ってきたいと思っても分からないなど、それらについて分かっていることがあれば教えていただきたいと思ひますし、皆さんにも広報したいと思ひますので、お答えを願ひたいと思ひます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 退職後のUターンの促進についてということでございます。

結論から言いますと、お尋ねのような人へのUターンの促進的を絞った情報発信は、現状では特に行っておりません。ただ、全体的な相談事業という形の中では、いろんなケースがありますので、その中で受けることができると思いますが、特に退職者のUターンについては的を絞ったそういう情報発信等を行っていないような状況でございます。

なお、お尋ねの点については担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 先ほど町長が答弁したとおり、積極的には定年退職者向けの情報発信というのは行っておりません。いろんな移住相談等受けるわけですが、そういった中でそういった介護とか、いろんな問題があろうかと思えます。そういった問題を相談員のほうで聞いて、それに対する問題点につきましては担当部署のほうへ紹介をさせていただいて、そちらのほうで対応しているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 都会では通勤時間、これについては1時間以上というのもざらにあるのかなと考えます。そのような1時間以上かかって通勤している方にとってみれば、この河津町に住んで、1時間車で移動すれば、伊豆半島ほぼほぼ全域が通勤可能の範囲となるのかなと、ちょっとそれは大げさかもしれませんが、終身雇用制度、これについても、今、変化が見られておりますし、キャリアアップのための転職、これも聞かれております。コロナ禍による勤務体制、これも変わってきているときです。ぜひ、Uターン希望者、これが得やすい情報、これを細かく発信していただいて、ホームページなどを使って発信するのが一番いいのかと思えますけれども、それら細かい発信をしていただいて、ぜひUターン希望者が多く出るように、政策を、対策をよろしくお願いしていただきたいと思えます。何とか人口増えていただければいいかなと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、3問目、河津桜の集中植樹についてということで質問させていただきます。

多くの観光客が訪れる河津桜まつりですが、これまで河津桜に感動し、その苗木を購入して持ち帰り、日本の各地にこれを植樹して、河津桜というのは各地に、日本国中いろんなところに植えられてきました。各地に、日本国中に河津町という名前を知らしめるには、非常に効果的な宣伝媒体であったと、このように考えますが、しかし、三十数回を数える中で、見に来たお客さんが感激して買って帰る、それが非常に、30年たっておりますので、各地で計画的に植樹して、河津桜、計画的に植樹した河津桜が大きくなって、各地で桜まつりを開

催されているのが現状です。

それが河津桜と言ってくれば、まだいいんですけれども、早咲きの桜、満開ですと言って桜まつりをやられていると、せっかくの河津桜がにぎわいを起こしているにもかかわらず、早咲きの桜ですとされているのが現状です。

河津桜の名所である河津川の桜、これ800本ほどあると言われております。病気により衰弱してしまったり、また町内各所には約8,500本とも言われておりますけれども、植えられているこれらの桜ですけれども、施設建設のために伐採されたり、減少しているのが現実ではないでしょうか。

河津桜まちづくり計画、ここにありますがけれども、まちづくり計画、県の河川計画などの遅れ、これなどもあり、予定どおり進んでいないのが現状となっております。また、令和5年、来年度は、ここにもありますがけれども、河津桜保護育成計画、河津桜守人マスタープラン、これの最終年度、これにも当たっているのかなど、最終年度を迎えております。

昨年度、ふるさと納税において、河津桜保護育成を目的に473件、金額にして約2,600万円以上の寄附、納税が、ふるさと納税がありました。

まず、伊豆縦貫自動車道天城越えルートに沿った河津桜の植樹について質問したいと思います。

その前に、当初の計画では、本年の河津桜まつり2月中の予定でしたが、開花が遅れたことから5日間延長されました。参考までに、本年の河津桜まつりの来遊観光客速報値、先ほど集計結果の報告がありましたけれども、せっかくテレビ放送されておりますので、その辺も含めて回答をお願いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうから第33回河津桜まつりの集計結果について答弁させていただきます。

まず、期間としましては令和5年2月1日から令和5年3月5日、5日間延長いたしまして、33日間行っております。入り込みの人数の総トータルとしましては51万2,095名、河津駅の降車人員数としましては8万2,642名、出店数につきましては107件となっております。

今回の数字の中で大きく伸びておりますのは大型バスです。大型バスは前回32回が253台でしたが、今回は1,499台、約5倍程度以上に伸びております。また、開花が遅くなったといいましても、やはり期間が延びたおかげで、人数も50万人を、予想を超えるような数字となっております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） ありがとうございます。

先ほどの発表で50万人の観光客が見えたということを考えると、やはり河津桜の持っている底力、これすごいなと感じざるを得ません。

この河津桜なんですけれども、この伊豆縦貫自動車道天城越えルート、これを考えると、都市計画道路で発表された天城越えルート、これは町内の多くはトンネルとなっております。大鍋の約半分くらいから小鍋の河津桜トンネル、これまでの約3キロ区間、大体3キロですので、それから逆川地内の地上を走る約1キロ、これが河津町の桜の景色が見える場所です。道路から見える山の斜面に桜を植える計画、これできないでしょうか。

トンネルを抜けると、そこは桜が満開だったと印象づけることができると思います。それこそが前回から、前にも言った話があったと思いますけれども、花木の里プロジェクト、これの目指すところではないかと思います。河津桜はまちづくり計画の幹線道路沿道の景観形成の中にも縦貫道沿道の魅力づくりとして、ランドマーク、そして回遊性を高める、このようになっております。まさに私の思うところではありますけれども、幾つかの問題点があります。

この見える範囲の山の斜面、これについては、農業振興地域内農地、いわゆる青地という指定の場所です。これについてもありますけれども、伊豆縦貫道沿線の多く、この空き地というのは、今、休耕地と休耕地にはなっておりますけれども、農地でありまして、果樹等の栽培のため一部の青地に指定されている場所もあります。

切り枝用の河津桜、これは農産物にはなるとは思いますけれども、観賞用の桜、これが農産物に当たるかどうか、苗木の補助の対象にはならないのでしょうか。そして、今、河津桜、非常に鹿などが大好きで、よく食べるんですけれども、鳥獣害防止器具の購入補助、これはしていただけるのでしょうか。幾つかの障害があるかと考えますけれども、これらに対する対応方法、これについてお答え願いたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、河津桜の集中植樹についてということで、伊豆縦貫道の関係のご質問だったと思いますので、お答えします。

まず、河津桜の植栽は、町でも進めているところではございまして、現状では、ご存じの河川敷の植栽が難しいところではございますが、新たな道路敷ですとか、あるいは地区など

の協力によって植栽場所の確保を行っているところでございます。

お尋ねの伊豆縦貫自動車道路の道路やインターチェンジ周辺の植栽についても計画をしているところです。このたびの河津七滝インターチェンジ、河津逆川インターチェンジの開通に伴いまして、イベントが行われる3月12日に逆川地内での記念植樹で河津桜を植える計画を立てております。今後も、国交省や同盟会による花木の里プロジェクトと、河津桜植樹による魅力づくりを進めていきたいと考えております。

お尋ねの幾つかの点については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうからは、お尋ねの点、まず、青地への植栽の点ですが、議員のおっしゃるとおり、青地への植栽につきましては、切り枝などの商品作物の栽培であれば、河津桜であっても可能と考えています。

しかしながら、観賞用の桜となれば、農地法における手続を踏んだ上の植栽となりますので、必要な手続が要るということでございます。

また、同様に商品作物としての栽培ということであれば、鳥獣害対策事業補助金制度の適用になりますが、観賞用ということであれば、対象外ということになります。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） せっかく観光客に対してのいい景観のためにと考えて植えようと思ったら、そこが青地だったということであれば、なかなか進まないのかなと、非常に残念ですけども、これについて、今後何とかうまく植えられるようにしていただければいいかなと思います。

今回、私がここで言っているのも、天城越えルート、これについてはほぼ決定しつつあるこの時期にやらなければ、苗木のひよろひよろとしたのが幾ら植えてあっても、やっぱり観光客に対して見応えはないということを考えると、今から手を打っていかなければいけないのかなと思って、今回このような質問をしているわけですけども、休耕地が多い現在、管理されないままの農地、これがたくさんあります。ぜひ休耕地が解消し、景観もよくなることだから、河津桜の植樹、これが積極的にできるように指導していただきたいと、このように考えております。どうやって植えればいいんだよという方法があれば教えていただきたいと思っております。

それに伴って、桜の苗木、鹿が大好物ですので、植樹の鳥獣害被害防止策、これを合わせ

ていかなければなりませんので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

そして、もう一つの点なんですけれども、拠点づくり、回遊づくり、この中にもありますけれども、河津桜を楽しむ回遊づくり、これありますけれども、町有地などへの集中的な植樹、これについて質問させていただきたいと思います。

平成16年から平成20年度にかけて鉢ノ山の町有地、これに河津桜の苗木約2,500本、これが植樹されたと聞いております。2,500本、すごい数なんですけれども、これが鳥獣害被害によって壊滅的な被害を受け、今では数十本が残っているのみとなってしまいました。

町長、4年前の先輩議員の一般質問に対して、継続的な植樹により桜の里となる可能性があるということによっておりますけれども、鳥獣害被害が多く、現状では難しいと、このように答弁しております。

さらに、近年では、ワイヤーメッシュこれらで幼木を守るということで、できれば被害を防げる、これも聞いておりますが、その後植樹はそのあたりにされていないのが現状であると思います。継続的に植樹を続け、桜の里を目指すことはできないのでしょうか。

さらに、現在の河津川の周辺の荒廃農地、町有地の周辺に集中的な植樹をして、河津桜の拠点、これを数か所づくり、いろいろな背景の中にある河津桜、これによって、河津桜の発祥の地としてのほかとの差別が図られるのではないのでしょうか。

河津桜まちづくり計画は、県の河川計画の遅れ、予定どおり進んでいないのが現状です。河津桜保護育成計画、河津桜守人マスタープランの最終計画年度を迎えておりますけれども、河津桜発祥の地として圧倒的な河津桜により他地域の即席の桜まつりとの差別化を図り、観光客から、さすが発祥の地だと思わせるように河津桜の整備、集中的な植樹が必要だと思います。

既に計画はできております。あとは実行するだけ。町で事業を進めることも必要かと思っておりますけれども、多くのふるさと納税や寄附を集めていることから、希望する町民の理解を得て、苗木の配布を行い、河津桜の発祥の地としての価値を高めていただきたい。

先ほどの移住定住の話にもありましたけれども、新築のマイホームに町からお祝いとして苗木の進呈も話題になるのではないのでしょうか。今後の植樹についての考え方、町長のご意見を聞かせてください。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今後の植樹についての考え方、特に町有地の活用も含めてだと思っておりますが、お尋ねの点にお答えしたいと思います。

まず、お尋ねの鉢ノ山の河津桜の植樹につきましては、議員がお尋ねのように鳥獣害の被害により多くの苗木が被害を受けまして、現状では数本の桜が大きく育っております。これまでも鳥獣害被害防止に向けて、1本1本金網で囲うなどの対策もしてまいりましたが、どうしても管理が思うようにできず、また、木によっては、強固な対策でないために、鳥獣害の被害に遭ってしまう場合もあります。

被害を防ぐには、議員がおっしゃるような強固なワイヤーメッシュなどによる対策が必要ですが、場所によっては景観等の問題もありますので、用地の選択も必要かと思えます。

今後は、植栽場所の確保と草刈りや生育などの管理体制の確保が重要でございまして、植えるだけではなくて、周辺住民や住居や隣接地への影響も考慮しながら、長く管理できる体制が河津桜の里づくりの重要な点であるかと思っております。

町有地の活用という点では、今年度、上佐ヶ野地区のブルーベリーの里において、河津桜を生かしたイベントを行い、好評でありました。夏の収穫期だけではなく、河津桜の時期にもその活用により今後の誘客宣伝や効果が期待をされます。

また、沢田地区の涅槃堂の展望台につきましても、これまで個人の土地を区が借りて整備を行ってきておりましたが、町が地主より無償譲渡を受けまして、沢田区に管理をお願いして、施設管理と整備をお願いしております。区のほうで個人所有の隣接地の竹やぶの整備事業も行っていただき、新たな観光スポットとしてマスコミをはじめ、多くの方の注目を集めております。

今後とも河津桜発祥の地として伊豆縦貫自動車道周辺についても植栽や管理について関係者と検討していきたいと思っております。

なお、参考となりますが、今回の33回の河津桜まつりのふるさと案内人の紹介した人数が約800人だそうです。大変人気が出ているということで、桜まつりのいろんな可能性を秘めて、特に植栽については、周辺も含めたことを考えていくことも大事なかなと思いますし、ソフト事業としてふるさと案内人制度なんかも今後活用することによって、さらに魅力が深まっていくのかなと、そういうふうに思っております。

なお、お尋ねの点につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうから、まず、鉢ノ山の河津桜の植栽についてでございます。

先ほど町長が述べましたような状態でありまして、今、残っているのは、大きくなった桜が数十本、30本くらいはあるかなと思っています。今ちょうど見頃を迎えております。ただ、山間部では、やはり議員のおっしゃるとおり、鹿の食害が管理上の問題になっておりまして、植栽については、管理が難しいというのが現状でございます。

集中的な桜の栽培については、現在は考えておりません。しかしながら、縦貫道の関連の植栽や地域における植栽の要望には、苗の提供を行ってまいりました。そして、これからも予定しているものについては行っていく予定でございます。

また、少しずつですが、地域において河津桜の植栽や見どころについての新たな取組も行われております。先ほど町長が答弁しましたブルーベリー園もそうですけれども、そのほかとしましても、県と地域が取り組む森の力再生事業によりまして、笹原地区、そして沢田地区が竹林の伐採に取り組みまして、河津桜の植栽計画を検討しております。

また、沢田地区にありましては、涅槃堂エリアの丘を新たにお花見スポットとして管理をしようとしております。計画にもございますように、河津桜の里づくりとしましては、全て町が行うのではなく、このような地域での河津桜の管理の取組が広がることを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 基本計画に沿って着々とできているところはできているんだよということですが、伊豆縦貫自動車道、河津下田道路の開通、これが今月中に開通するということですし、縦貫道、天城越えの都市計画道路の認可も終わり、あと10年とか15年と言われておりますこの開通ですけれども、今こそ集中的な植樹による河津桜の発祥の地を後世に伝えるという、この必要があるかと思えます。伊豆縦貫自動車道全線開通も現実化が見えてきたし、今着手しなければ観光客は河津七滝インターを通過してしまいます。計画は既にできております。あとはこの計画に沿って進めていくだけです。よろしく願いして私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

一般質問の通告のありました2番、北島正男議員、8番、渡邊弘議員、1番、正木誠司議員の一般質問は、明日8日に行います。

◎散会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

3 月 8 日（水曜日）

令和5年河津町議会第1回定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和5年3月8日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第 2号 河津町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3号 河津町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4号 河津町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5号 河津町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6号 河津町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 河津町職員定数条例及び河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 8号 河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 9号 河津町町営バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 河津町立学校開放施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 河津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 河津バガテル公園施設使用料徴収条例及び河津町河津バガテル公園運営基金条例の廃止について
- 日程第15 議案第13号 デイサービス施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第14号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について
- 日程第17 議案第15号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約について
- 日程第18 議案第16号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第19 議案第17号 令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）

出席議員（10名）

1番	正木誠司君	2番	北島正男君
3番	大川良樹君	4番	桑原猛君
5番	渡邊昌昭君	6番	遠藤嘉規君
7番	上村和正君	8番	渡邊弘君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木基君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	稲葉吉一君	町民生活課長	土屋典子君
健康増進課長	臼井理治君	福祉介護課長	土屋勉君
産業振興課長	中村邦彦君	建設課長	山本博雄君
防災課長	村串信二君	水道温泉課長	渡辺音哉君
教育委員会 事務局 会長	島崎和広君	会計管理者 兼 会計室長	鈴木亜弥君

事務局職員出席者

事務局長	飯田吉光	書記	山田祐司
------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しております。

よって、本日の会議は成立しました。

これより会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎一般質問

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、一般質問に入ります。

この場合、質問には一問一答に答弁をします。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

2番、北島正男議員、8番、渡邊弘議員、1番、正木誠司議員。

◇ 北 島 正 男 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、2番、北島正男議員の一般質問を許します。

2番、北島正男議員。

〔2番 北島正男君登壇〕

○2番（北島正男君） 2番、北島正男です。

第1回定例会開催に当たり一般質問の通告をしたところ、議長から許可をいただいたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は、1つ目は今後のコロナ対策について、2つ目、賀茂地域の思いという学生アンケートに関連した質問、3番目は、障害者雇用について前回から引き続いて質問させていただきます。以上の3件です。

町長、副町長、教育長、ご担当課長様にお尋ねしていきますので、よろしくお願いいたします。

では、1つ目です。

今後のコロナ対策についてお伺いいたします。

国の指針は、経済優先と財政逼迫を避けるために2類から5類へ引下げ、自己責任を押しつけるようにも見えますが、マスク対策も曖昧にしています。町の人々は、国の急激な方針転換に慎重な意見が多いようです。5月の状況次第ですが、行動制限がなくなると、感染しても外出する、検査キット、外来診療、治療薬とどれも高額になっていく、高齢者や基礎疾患のある人がもし感染したら、おしまいを覚悟しなければいけない状況にもなり得ます。

そのような状況が想定され、また、変異株が発生する可能性もあって、5月の国のコロナ対策の指針と併せて、昨日の町長の施政方針にもあったように、収束傾向にあるコロナに対して新たな対策が必要とありました。河津町は、感染した町の人たちに寄り添うために、河津町独自の経済を回しながら、感染予防策と感染した場合の救済措置の考えや実施予定案などについてお伺いします。お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、北島議員の質問にお答えしたいと思っております。

今後のコロナ対策ということで、1問目の町独自のこれからの対策についてと国のコロナ対策に対するご質問ですのでお答えします。

これまでもコロナの対策につきましては、国や県の施策によるところが大変大きくて、そ

の対応については、急激な対応をせざるを得ない状況もありまして、町としても、少ない人数ですが、指示をされた内容について対応してきたところでございます。特に医療の面では、職員では専門的な知識や見識もないことから、町の対応では、町内の医師や、あるいは病院との連携の中でこれまで対応している状況でございます。これからもそのような対応になるのではないかなど、そんなことを思っております。

議員が今後のことも大変心配しているわけでございますけれども、河津町の場合は、医師や医療機関へのお願いや協力要請に対しまして、これからも前向きに取り組んでいただけるものと大変感謝をしているところでございまして、これからも連携を強めていきたいと思っております。先ほども申しましたが、特に高齢者の件あるいはコロナ対策の件につきましては、国や県の施策によるところが大変大きい点がございまして、確かに心配な点もございまして、国のほうでも対応について検討されておりますので、今後の対応を見守りたいと思っております。

実は、昨日のニュースで3月7日に国のほうの厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）ということが開かれまして、方針も少し示されてきているようなところもございまして、その点も含めまして担当課長より答弁差し上げたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（臼井理治君） 私からは、感染対策についてお答えいたします。

国は、令和5年度も引き続きコロナワクチン接種を行っていく方針を昨日行われました審議会を経て決定いたしました。接種の費用につきましても、特例臨時接種が1年間延長されましたので、無償となります。町といたしましては、国の説明会があした行われますので、それをもって実施計画を立てていきます。今後、町民の皆様には接種の案内をしてまいりますので、重症化させないためにも接種をお願いいたします。

医療費につきましては、先ほど町長も答弁されたように、国で支援等について検討されているようですので、その動向を注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 北島正男議員。

○2番（北島正男君） ありがとうございます。

町のお医者さんとの連携、それから国や県との連携を強く取っていただいて、町の人が不安にならないようにしていただきたいなと思います。

それから、コロナの予防接種も引き続きあるというご説明いただきましたが、町への情報公開、しっかりお願いいたします。

各高齢者施設では、第8波中の先月、多くの感染者がまだ出ていました。大げさに言えば、介護士は命がけで隔離した個室に入って食事の介助や排便のお世話とかしています。それも感染者がせき込むすぐそばでやっている状態です。介護士さんもお医者さんも看護師さんも大変な苦勞をしているんで、それが少し収束に向かってちょっと安心してるところですが、まだ予断は許されないというところがあります。河津町は、感染者を増やさない、感染しても町の支援があると意識して個人個人が感染予防をしっかりしつつ、安心して暮らせるようにしていただければとお願いします。

では、次の質問です。

コロナ感染状況の把握についてお伺いします。

現在、町の人が河津町の感染状況を知ろうとすると、なかなか把握できない。新聞などで見る感染者数というのは、ご存じのとおり、高齢者、基礎疾患のある人、重症者の届出があった数だけであり、感染者全数を知ることができません。以前は河津町の感染者の数が発表があったから、町の人はいずれに自己防衛し、行動を制限し、努力していたと思います。今はそれが分からないので、とても不安になっています。間違った情報が流れたり、過剰な反応をしたり、また、逆にもういいんだと自己対策を緩めたりしているのではと町の人はいそがしく心配しています。

河津町は、先月、小学校の学級閉鎖もあり、隣の町もありました。我が町のコロナ感染の状況を、その届出全数だけでも町からのメールやホームページ内で掲出するとか、そういう公表はできないものでしょうか。その可能性をお尋ねします。

また、町長の言うウィズコロナにおける新たな対策は急務とされていましたが、コロナが2類から5類に引き下げられたときの河津町としての生活指針の策定と公表の予定なども併せて教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今のご質問でございますけれども、感染者数の公表等によって町民の心配といいますか、そういう不安を解消できないかというようなことが主な趣旨のご質問だった気がします。確かに町民の方も2つの意見あるのかなと思います。1つは、もう大丈夫じゃないかというような意見、あるいはまだまだ心配だよということの意見、2つが人によって分かれるような気がします。

国のほうは、地方といいますか、そういうのは判断によってというような、マスクの着用についても考えているようでございますけれども、国の指針はそうとしても、私は、今後は、国でも示すと言っているんですけれども、やっぱり場面、場面によって、国のほう、推奨するところもこれから示していくというようなことを言っておりますので、昨日の分科会等でも、例えば場所とか密になるようなところについては国のほうでもマスクを推奨するというようなことを言っておりますので、特に私は、町内の状況を考えますと、特に高齢者が多いということもありますし、高齢者の施設もございます。

そういう中で、やはり重症化を防ぐということがございますので、そういう従事者の方あるいは家族にそういう方がいる方については、私個人としては、できるだけマスク等、今までの手洗い予防を中心としてこれを進めていくことが大事じゃないのかなと思っております。場面、場面でしっかり考えていただいて、今後の動向について考えていただきたいと思っております。

それから、まだ決定はしておりませんが、昨日の分科会の方向性といいますか、その中で、特に重症化が心配される65歳以上の方は5月から接種ができるような方向で考えているようです。また、それ以外の高齢の方については、9月からまたできるようなことの方角も示されているようでございます。

先ほど言ったように、無償化ということも決定しておりますので、そういう意味で、心配される方あるいはそういう場面、場面で必要性を感じる方については、やっぱり予防、ワクチン接種を積極的に進めていただくことが私は一番大事だと思いますし、その次に、個人個人のマスク、手洗い等の対策をこれまでと同様に心配な方はされる方がいいんじゃないのかなと思っております。ただ、これは強制ができないものですから、それぞれ考えていただくということがまず第一かと思えます。

それから、お尋ねの感染者数の公表の件についてお答えします。

この件については、多分去年の途中から町ごとの感染者数については、県がこれまで日々の感染者状況ではなくて週間の動向のみ公表していると思っておりますが、町としては、実態がなかなかつかめておりません。これは県のほうでつかんでいる情報なものですから、町としては県の情報に頼るしかないというところがございまして、県の情報の提供に従ってやっているというところでございます。ですから、日々のものについては町としては公表しておりません。ただ、学級閉鎖時とかそういう場合には、町独自で公表をしているところでございます。

確かに日々の状況が分かれば注意喚起に役立つと思いますが、町としては、情報把握できていないのが現状でございますので、県の方針によるものと考えております。これまでの公表の扱いの経緯につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村申信二君） すみません、私のほうから感染者数の公表の関係についてお答えします。

昨年9月26日になりますが、全国一律で感染症法に基づく発生届が限定され、静岡県が発表していた感染者の発表に係る公表内容が変更されました。それに伴いまして、町からの感染者数の公表は、現在もしておりません。また、先週、3月3日になるんですが、静岡県の感染状況や医療逼迫情報などが国評価レベル2からレベル1ということで感染小康期に引き下げられたというようなこともございます。一部の市町では、県からの情報をホームページなどで公表している自治体もございますが、当町としましては、今のところそのような状況で、感染者の公表については考えておりません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） ありがとうございます。

数については難しいというお返事だったと思います。県からの情報をしっかり取って、できる限り公表していただければいいと思います。

高齢者の方で予防接種をちゃんと5回打っていても、コロナというのは10日前に楽しくお話ししていた人が亡くなるんですよ。コロナがやっと治っても、高齢者は体へのダメージが大きくて死んじゃうんですよ。看病の末、コロナがやっと治っても、個室に10日間も隔離されざるを得ない。僕らがそこに入ってやるんだけど、それでもダメージがすごく強くて認知度がぐんと上がってしまうんですよ。そのようなコロナに直面している人とそうでない人とはコロナに対して温度差がかなりあるので、町の中でもあると思います。

介護、医療関係者は、現在も家族以外での旅行、外食、会食、集いなど禁止されている状態で、世の中から置いていきぼり状態に耐えていると新聞にも出ていました。私事ですけども、3年間、そういう集いというのは出られない状態、謹慎している状態のような感じでやっています。それはうつらない、うつさないということです。

それで、情報格差を少しでもないようにするために感染者の数の発表というのは必要だと

思っているんですけれども、それが物理的に無理な場合においても、町民への生活の指針、流通とか飲食店舗さんへのガイドラインの提示などは、少しでも不安を払拭できる対策と情報発信は必要だと思うので、生活指針を町から出す、店舗さんへのガイドラインを出すというようなことは考えていただいたほうが安心すると思います。こんなことで小さいいざこざがよく起こるんですよ。だから、やっぱりお手本になるような指針があったほうがいいと思います。よろしくお願いします。

では、2件目の質問をさせていただきます。

「賀茂地域に対する思い」という学生アンケートについて、その関連した質問をさせていただきます。

学生による賀茂地域に対する思いを賀茂地域の令和4年、昨年秋でしたかね、の調査で小学校6年、中学3年、高校3年の1,027人のサンプル調査がありました。この令和4年の調査は今月中に公表されるようなんですけれども、その内容は、「この地域が好き」と答えた人は、市町ごとに77から95%、河津町の小学6年生は100%、全員が「河津町が好き」と回答しているようで、すごいですね。海や山の自然への愛着や町の立地環境、また教育長が管轄する学校教育やご家庭での生活環境の影響でしょうか。

しかし、「15年後にこの地に住んでみたいか」という質問に対しては、賀茂地域では「いいえ」が72%、いわゆる住んでいないだろうというのが72%、その中で、これまた河津町の小学6年生は、「住んでみたい」が「いいえ」を上回る回答がある。調査は6年前から3回やっているんですけれども、毎回「住んでたくない」というのが回答が増えてきている状態です。住んでたくない理由は、皆さん、ご想像のとおり、不便、外の世界への憧れ、仕事や夢を外に求めるが多くて、それは合わせて91%を占めます。また、別の回答では、外でいろいろ経験してから戻ってきたいという結果もあります。

そこで質問です。この地に戻ってきたい人たちへの受皿的な経済的及び生活基盤的な施策のお考えをお尋ねします。Iターン、Jターンも含めて教えていただきたく、同僚議員と類似した質問ですが、よろしくお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの賀茂地域に対する思いの学生アンケートについての質問だと思いますので、お答えします。

まず、このアンケートでございますけれども、賀茂地域局が出している速報値の中でご質問されていると思います。そういうことでよろしいでしょうか。

[発言する人あり]

○町長（岸 重宏君） はい、そうです。そういうことで、この10日の日に賀茂地域局では正式に公表するという話は聞いておりますんで、また詳しい資料が出るのではないのかなと、そういうふうには思っております。

これまで賀茂地域局が人口減少や少子高齢化対策の施策検討に向けて継続的に行っている学生アンケートでございまして、小学校6年生、中学3年生、高校3年生の賀茂地区の小中高生を対象とした平成28年度から令和元年度、令和4年度と継続的にアンケートを行っているものでございます。

先ほど申した令和4年度の速報内容では、議員がおっしゃるように、「賀茂地区が好きですか」の問いに、小学生については河津町と松崎町が100%で小学校の平均を5%上回っております。そのほかにもいろいろデータが示されておりますが、議員のお尋ねの件にもこの資料が基になっているということで先ほど質問があったように思っております。

また、詳しいアンケート結果が今後出てくるわけでございますけれども、今回ではなくて前回のアンケートでは、河津町の中学3年生への「15年後にこの町に住んでいたいですか」の質問に、唯一河津町だけが伸びている結果が出ております。その理由として、あくまでも私の推測の件でございますが、当時の状況を考えたときに、私は、その中に2つの理由を考えました。

1つは、河津町の特徴として、乳幼児から子育てサークル活動や小学校を含めた図書館活動などボランティア活動が盛んで、地域全体として子育てに対する思いが強く、この地域の子育て環境が土壌にあるのではないのかなという点が1点でございます。

2つ目に、特に中学3年生のポイントが高く、その中で男子が高いという結果がございました。これは河津中学校では、総合学習で1年生から3年生まで河津桜まつりなどに自主的に協力をしていただいていることが大きく影響しているのではないのかなと考えております。

具体的には、自主的なボランティア活動としてフォトスポットで写真を撮ってあげたり、自分たちでつくったところの見どころをパンフなどにして配ったり、ごみを預かったり、また河川で学年全員による合唱を観光客に披露しておりました。これ4年前のお話なんですけれども、また、これらの活動を通して、生徒たちもこの町のよさを認識して地域の方や観光客からの言葉が大いに影響しているのではないのかなと、そういうふうには考えられます。

このことは、河津中学校だよりで教頭先生も書いておりますが、「自分たちの活動を地域で認めていただくことで生徒の地域の愛着も増していくように感じます」と、そういうふう

に書いてございます。実際、今回の第33回の河津桜まつりでも、コロナ禍でもありましたが、自分たちの思いによる案内マップをつくりまして、実行委員会のブースで配布をしましたが、このような活動も一つの現れだと思っております。

お尋ねの件につきましては、確かに議員が、アンケートでもあるように、全てが戻ってくるとは限りませんが、アンケートを見ると、個人の事情にもよりますが、一度は都会に出ることは仕方がないにしても、大人になって自分自身の将来を考えたときに、選択肢として故郷に帰る思いが少しでもつながっていくことが私は大事であると思っております。施策については、他の議員の質問にも答えてございますが、Iターン、Uターンも含めて、今後、まちづくりの施策として進めていきたいなど、そういうふうには思っております。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 子供たちが河津桜まつりの行事に参加したり、合唱を披露したり、こういうのもお客様にとってもおもてなしとしてとてもいいと思います。それと、子供たちも、自分たちの活動が町全体で認めてくれるというのはとてもいい町だなと思っております。ただ、それにずっと甘えていると、どんどん人口が、戻ってくるべき人も戻らない。いい町で育った人は、いい町だから戻るとのことだと思えます。故郷がいい町と思っていなければ、戻る率も減ってくるということです。

よその地で結婚して家族で戻ってくるとか、親の元へ単身で戻る。河津が好きでやってくる。これはIターンですね。ちなみに私がそうですけども、実家に近い隣の河津町に住むというのがJターンですね。とかうれいすね。そのためにも、一貫した子育て支援、奨学金返済の補助、住まいや農地のあっせんの補助、仕事を起業しやすいシステム、事業継承物件の推奨、景観を保持し、暮らしやすい環境の維持、拡大などなど、いろいろ策を多方面に講じていただけると、胸を張って戻ってくる人たちが増えるかなと思います。

今、昨日、類似質問があったために、経済的、生活基盤的な支援策を今と今後についてあまりありませんでしたけれども、参考までにお聞きしてもよろしいでしょうか。昨日にも回答がありましたけれども、首都圏からの移住就労支援金のお話を昨日、回答いただきましたが、これは昨年の7月から中止している案件ですよ。違いますか。もし私の見方が悪くて、現在も対応中の場合は、その条件は非常にきつくて、なごみのいえを30日以上利用、3回以上ふるさと納税を実施、ワーケーションを3回以上利用、30日以上チャレンジショップ入居、河津町の小中学校の卒業生であること、親が河津町に住んでいる、今、言ったことから

2つ以上に該当する者がこの支援金に、違いますか。

違っていたらちょっと失礼します、訂正しますが、併せて、昨日にも空き家バンクのお話をいただきましたけれども、町のホームページでは、外観、価格、間取りはもちろん見られるんですけども、物件情報は、これ何で見られないんですかね。所在地とか環境とか家とか土地の広さというものが見られないと、何か検索していても未消化に終わるような気がします。これも僕の見方、パソコンの操作の仕方が間違っていたら本当に申し訳ないんですけども、今の2つの件、昨日の回答に続いて、もし許されるならお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） まず、昨日、他の議員から質問があった県の制度の移住就労支援制度の件でよろしいでしょうかね。

○2番（北島正男君） 首都圏からの移住。

○企画調整課長（稲葉吉一君） その件につきましては、北島議員が今、言われた条件というのがどの制度なのかちょっと私も、該当する制度はないんですけども、それとは全く別の制度でございます。昨日もちょっと説明をさせていただきましたけれども、まず住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、直前1年以上、東京23区内に在住または東京圏に在住し、東京23区内に勤務している方がこちらに住所を持ってきた場合に対象となるものでございます。

ただ、こちらに住所を持ってきただけでは対象にならなくて、こちらで登録してある中小企業等に就職、就業するとか、あと起業するとか、あとリモートワークを行う、そういった方に対して、1世帯100万円、単身世帯ですと60万円の補助金が支給されるという制度でございます。ですので、先ほど北島議員が言われた、そういった条件等は特に設定はされておりません。

あと、もう1点、空き家バンクの関係かと思えますけれども、空き家バンクにつきましては、外観と、そういった情報のみ、今、出しております。それで、そういった物件の相談があった場合に、詳しい間取りとか、あと内見するときの住所とか、そういったところをお知らせしているというような状況になりますので、勝手にその場所に行ってみられるというようなことはしていないというようなことです。それは登録するときの家主さんの条件とか、そういったものもありますので、そういった形で公表しているということでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○2番（北島正男君） ありがとうございます。分かりました。

何か僕の見方が悪かったようで大変失礼しましたが、今、ご回答いただいた中で、今年の4月から条件が変わっていると書いてありまして、7月22日、追記でただいま中止していませんと出ていますよね、この件は。7月22日かな、これははっきりしません。すみません、僕の見方が悪かったかもしれません。もう一度、それチェックしていただければと思います。僕も、もう一度よく見てみます。

同様に、これ中止している隣の市町も1つありますよね。

○議長（遠藤嘉規君） 北島議員に申し上げます。質疑に入る場合は、議席番号、氏名を名のり出てから……

○2番（北島正男君） 大変失礼しました。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） じゃ、引き続いて次の質問しますけれども、町のホームページは非常に重要な情報伝達ツールですので、私の見方が悪かったら訂正しますが、よろしく願いいたします。

じゃ、次の質問いきます。

国が異次元の少子化対策という所得制限を撤廃した支援施策を考えていますが、先ほどのアンケートにあったように、河津町においては、社会的に大きなベースになる、「河津町が好き」と言ってくれる子供たちの出生の増加を目的とした出生から子育てに至る一貫した支援施策や新年度の新たな構想についてお伺いします。これも同僚議員と同様の質問になりましたが、よろしく願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいま議員がお尋ねの「河津町が好き」と言ってくれる子供たちの出生の増加施策や構想についてお尋ねですので、お答えします。

子供のときに育った環境が将来に大きく影響を与えるものと考えております。それは先ほど北島議員もおっしゃったとおりだと思います。私の進める子育てしやすい、子供を産みやすいまちづくりもその一環であると考えておりますが、子供を育てるなら河津町へ、子供を産むなら河津町へ、さらに田舎に住むなら河津町へと言っただけのようなまちづくりが大事であると思っております。

他の議員の質問の中でも答えておりますが、子育て支援策として、町も幾つか事業を実施しております。まだ十分とは言えませんが、補助制度だけではなく、町の皆さんが結婚、妊

娠、子育てを応援する姿勢のまちづくりが持続可能な町をつくり上げていくものと私は考えております。河津町では、先ほど申し上げましたように、子育てボランティアの活動も盛んですし、他の町に比べて婚活イベントなども積極的に行っております。また、不妊治療費や不育治療費の補助なども行い、医療費や給食費の一部補助なども行っております。

しかし、こここのところのコロナの影響もあるかもしれませんが、出生数が今年度は19人と減少をする予定でございまして、なかなかその成果が現れていないのが現状でございます。今後も、再来年度策定に向けた子育て支援計画の下に、来年行われるニーズ調査ですとか計画内容も踏まえて施策の検討を進めていきたいなど、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） すみません、先ほどの北島議員が言った補助制度の関係で、ある程度の条件が言われていたんですけれども、関係人口に係る方でも補助の対象になります。こちらに住所が来て、それで就業とかそういった、起業しなくても関係人口であった方がこちらに移住した場合でも補助対象になるということになっています。その関係人口の条件として、例としてそういった条件をホームページに挙げてあるということだと理解しておりますので、また町のほうももう一回確認しますけれども、そういったことをご理解いただきたいと思えます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今の担当課長の質問の件でございますけれども、事前に通告をいただけると、この件についてももう少し詳しくお答えできるのかなと思っておりますけれども、その辺についても議長の判断でお答えはしましたけれども、できれば事前に通告内容がいただければ、もう少ししっかりとした回答ができると思っておりますので、それについてはぜひともご配慮をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 大変失礼しました。関連していると思って質問しましたが、以後注意します。

じゃ、続きます。

国や県の補助が交付されたり、施策が実行されたりした場合、町は、今までのやってきた施策や新たな補助をやめることはなく、国や県の交付に町の施策や補助をオンする2段組み

とかをいろいろ考えていってほしいと思います。少子化を克服している市町は、大体それをやっているようです。それができれば、少なくとも賀茂地域で一番の子育てしやすい町と町長が言っているとおりになると思います。近隣からの転職なき移住も期待できるでしょう。ぜひともそうなるように、予算の有効利用をお願いします。

ただし、昨日、町長もおっしゃっていたとおり、経済面だけでの支援では少子化は改善されないのはご存じのとおりで、国が考えている異次元の少子化対策の世論調査では、64%の人が改善にはならないと回答しています。経済面以外に、河津町はかわづっこひろばをつくりました。その中身の充実をスタッフやいろいろな人々が関わって、お子様もママさんも楽しめて利用率が上がっていくといいです。

参考までに、その他の自治体の子育て充実策には、子供と行ける広くて素敵な公園があるとか、ママさんが子育てしながら短時間で働ける場所が用意されているとか、さらに楽しいイベントが多い、老若男女楽しめる町のお祭りがあるなども重要で、親が孤立しない、周りが助ける、情報、コミュニケーションが豊富というのも非常に重要で、それらは大きなファクターとなります。

子育てが充実して効果を出している自治体は結構あります。例えばCNNでも取り上げられた岡山県の奈義町、全国平均の出生率が1.3とすると、ここは2.95人に上がっています。兵庫県明石市も大成功、静岡県内で見れば、転入超過の1位は沼津市などあります。子供は地域の宝です。町長の言う、町全体で子育てを応援する河津町になるとよいです。そのベースをつくるのは、ここにいる議員も含めたみんなの仕事ですので、お互いよろしくをお願いします。

じゃ、3つ目の質問にいきます。

3件目の質問、障害者雇用についてお尋ねします。

前回の定例会でお聞きしたことですが、役場の障害者雇用の件をお聞きします。昨年12月にこの会議でお聞きした時点で、役場の障害者雇用は厚労省が定めた2.6%の法定雇用率を達成していませんでした。今後、障害者雇用について取り組んでいきますと回答いただきました。障害者雇用推進責任者の総務課長もその課の係長さんも、雇用に向けて行動されていると外部からお聞きしていますが、その行動の成果として障害者雇用率は達成されたのでしょうか。現状をお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、役場の障害者の法定雇用率の関係について説明をさせ

ていただきたいと思います。

12月の定例会で答弁させていただきました役場の法定雇用率については、令和4年6月1日現在で2.19%であって、12月の定例会以降、現在まで、新たな職員及び会計年度任用職員の採用はないため、現段階では変更がない状態でございます。

しかし、令和5年度の国が示す地方公共団体の法定雇用率達成に向けて、人選、それからお願いできる業務の見直し等を行っているところでございます。会計年度任用職員の募集時にも、障害の有無の確認、それから優先雇用の配慮といったものを行いました。また、賀茂障害者就労生活支援センターへ就労希望者の紹介依頼、それから数名の方への声かけなどを行っております。障害の状況により雇用環境の改善なども必要となることから、それらについても現在取り組み、令和5年度の達成に向け、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） ありがとうございます。

何か結果的には未達のようにすけれども、いろいろ行動していただいてありがたいと思っています。そういうふうに行動が取れるということは、総務課長さんや係長さんの障害者雇用の動きに対して、役場内では阻害要因はないものと思っています。

賀茂地区では、障害をお持ちで就職活動をするハローワークへの登録者は、月平均、重複も含めて130人ぐらいいらっしゃるそうです。河津町も障害者就労相談会を何回も開催していて、先月も開催しました。今月は来週14日ですね。予約制で短時間のせいもあり、参加者は少ない状態のようですが、雇用については、総務課長の回答にあったように、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、また高校の支援学級の先生に相談したり、実務研修をすとか、方法はあると思いますので、能動的に動いていただいているので、継続して雇用に向けてお願いいたします。

お願いします。厚労省に毎年6月1日時点での報告義務があります。その時点で未達の報告はやめていただきたい。河津町は障害者雇用率を守っていますとホームページや広報かわづに出してください。河津町のブランドを下げることなく、河津町はちゃんとしているとしていただきたく、よろしく申し上げます。

以上で私の質問を終わります。途中で不慣れなため、質問が悪かったこと、おわびします。反省します。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員の一般質問は終わりました。

10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、8番、渡邊弘議員の一般質問を許します。

8番、渡邊弘議員。

〔8番 渡邊 弘君登壇〕

○8番（渡邊 弘君） 8番、渡邊弘でございます。一般質問をしたいと思います。

令和5年第1回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

私の質問は、次のとおりです。1件目、バガテル公園指定管理者について。2件目、小学校統合について。3件目、デジタル化の推進について。4件目、防犯カメラの設置補助事業について。町長及び担当課長の答弁を求めます。

早速、まずバガテル公園指定管理についてお伺いをいたします。

指定管理期間が、令和5年4月1日から令和8年3月31日の3年間となりました。指定管理料を含む負担額は年間約4,500万円となり、3年間で1億3,500万円となります。

そこで、質問をいたします。

これだけの費用を使って、町はどのような公園の姿を目指しているのか。

2つ目、指定管理の契約の締結はいつされたのか、いつするのか。

契約先は、株式会社共立メンテナンスなのか。また、株式会社共立ソリューションズになるのか。

3点ほど質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊弘議員の質問にお答えしたいと思っております。

バガテル公園の指定管理についてということで、公園の目指す姿ということでお尋ねですので、お答えします。

さきに、平成23年に河津バガテル公園の在り方検討委員会が7人の委員で組織をされ、提言をいただいております。また新たに平成30年に再生検討委員会を立ち上げて、方針に沿って進んでいるところでございます。

在り方検討委員会の中での検討結果の要旨は、入園者減少問題や町民への寄与など極めて限定的な効果しかなかったとはいえ、町内の施設でこれだけの集客実績のある施設は少なく、また公園の存在を誇りと感じている町民も多い。したがって、パリ市との協議に基づいて管理運営の自由裁量を拡大できる可能性を勘案すれば、公園を廃止するのではなく、コンセプトを再設定して公園全体の在り方を見直していく必要があると、そういう必要性が提言をされております。

このような提言に基づきまして、現在でもその必要性を感じるところでありまして、文化の薫る公園として再生に向けて取り組んでいるところでございます。

また、民間手法を取り入れた再生につきましては、これまで町直営ではなく指定管理制度を活用をして、指定管理者の創意工夫や営業努力によりましてこれまで以上に誘客を図り、公園の魅力創出や運営の健全化を目指したいと考えております。

その他、議員お尋ねの点につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、私からは指定管理の契約の締結日と、あと契約先についてお答えさせていただきたいと思っております。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法で公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通公共団体が指定する者に当該公の施設の管理を行わせることができるとしておりまして、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を得なければならないとなっております。よって、指定管理者の指定は、令和4年第4回定例議会で議決をされた時点で決定をされており、委託契約等の締結は必要ございません。

ただ、関係条例のほうで取り決めていない細目的な事項については、指定管理者との取り決めを協定書として締結をいたしております。協定書の締結につきましては、令和5年2月1日に実施をしているところでございます。

次に、契約先でございますが、指定管理者の指定につきましては、現在、株式会社共立メンテナンスを指定しております。

今後、完全子会社であります株式会社共立ソリューションズに令和5年4月1日から自治体向け業務受託事業の会社分割事業継承が決定をされましたので、今定例会に指定管理者の指定内容の変更議案を提出をさせていただきました。議決をいただいた後、株式会社共立ソリューションズに指定が変更されることとなります。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 町長のほうから、この公園の今後の在り方についてお話を伺いました。

実際問題としては、そういう河津に確かにその何万人を集める施設がないと、そういうのは分かるんですけども、実際問題在り方検討委員会、また再生検討委員会で何年ももんだ中で今まで改善がされてこなかった、そこに大きなこの検討委員会の在り方のそれが出たから全て町はそれを信じてやるんでなくて、町は町として検討委員会から出た答えに対してどのように動いていくのか、これは町が決めるべきだろうと。検討委員会が決めたことが全てではないと、そのように私は考えております。

あと、コンセプトの部分もしっかりとした形で、本来であればもっと事前に話ができれば一番よかったかなというふうに思っております。

このバガテル公園が何で必要なのかという部分は、実際問題としては観光施設のために必要なのか、町民の生活も含めた中での要は施設として必要なのかというのが、実際問題公園のこの今後の話としては、年間4,500万恐らくかかるわけですよ。これから3年間で1億3,500万かけるわけです。このお金をかけて、このバガテル公園がどのような施設であるべきなのか、町民にとって要はメリットのある施設なのか、そこら辺がもう一度お話をいただければありがたいなというふうに思います。

あと、その指定管理の部分については、確かに議決で決まるということなので、それは承知いたしました。

あと、共立メンテナンスから共立ソリューションズに替わるという部分については、これは何かちょっと理解ができない部分はあるんですけども、100%子会社だということで連

結決算の部分もあると思うので、これについて共立さんが要はそのリスクを回避するために共立ソリューションズをつくったということではないと思うので、そこら辺がもしお答えができればお答えをいただきたいなというふうに思います。そこら辺、2点追加でお話をしていただければありがたいと思います。

町民への説明会で、町長が町として負担額の費用について説明をいたしました。内容としては、指定管理料が3,000万、土地の賃借料が1,035万6,000円、町民利用者負担金が150万、シャトルバスの運行費が189万7,000円、施設の火災保険料が37万9,000円、緊急の修繕費が50万、合計の4,463万2,000円、これが年間の要はバガテル公園の運営費でございます。

その中で、参考といたしまして令和3年度の収支としてマイナスの7,088万1,000円、これが要はバガテル公園運営の赤字になっていたということでございます。これをすることによって、経費の改善額が2,624万9,000円と、そういう説明がされました。

これだけの経費の改善になるということなので、これはいいことだというふうに思いますけれども、バガテル公園を今後どのようにしていくのか、これが大きな課題になると思います。

シャトルバスの運行については、どのような運行を考えていらっしゃるのか。また、指定管理者はこれだけ不採算事業をどんな施策で改善を図っていくのか。町に対して事業計画が、どのような事業計画が出されたのか、そこら辺も質問をさせていただきます。

あと、自主事業として有機水耕栽培とありました。この事業については、東京農大とのジョイント事業と伺いました。東京農大の名称が出て、東京農大としては問題がないとお考えになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の質問に答えたいと思います。

まず、前問の関連する点について少し回答したいと思っております。公園の姿にもということに関連すると思いますけれども、お尋ねの件とも関連してきますので、答弁したいと思います。

もともとの検証結果が、在り方検討委員会の検証結果の要旨の中で、町民の関与、寄与ということもございました。また、公園を廃止するのではなくて見直しをしてほしいということもありました。

そういう中で、私が町長になって文化の薫る公園という形の中で一つのテーマを絞ってこの公園を再生したいなという思いがありました。それは、これまで、これからもそうなんで

すけれども、確かに花の町河津のイメージがあるかと思しますので、それを大切にしながら文化の薫る公園として町内外の人たちに花を通じた文化を感じてほしいなという思いがあります。

特に、町民利用につきましては、文化協会と連携をして文化事業も秋には相当やっておりますので、そういう意味では多くの町民の方が今まで以上に利用されているという点もあるかと思えます。

そして、関係団体いろいろあるわけでございますけれども、そのイベントとしてワーケーションスペースを利用したりと、いろんな面であの公園を利活用していくということが、私は文化の薫る公園としてのもう一つの違うコンセプトを持ってやっていくことが大事じゃないのかなということでこれまで進めてきたし、これからも町民利用を中心として、また町内外の人たちにバラの文化、あるいはヨーロッパの文化、あるいは全体的な文化的なものを感じていただけるような、そんな公園にしていきたいなと、そんな思いがあります。それが、これからそういう姿を目指して、今度指定管理という制度になりますけれども、継続して進めていきたいなと、そういうふうな思いがあります。

それから、採算の問題でございます。まちづくりの事業説明会の意見交換会での質問でも答えてございますけれども、町の公の施設は、本来町民の福祉向上のために建設をし、町が責任を持って管理すべきものでございます。

しかし、町の象徴である地域振興のために造った施設については、観光的なPR要素も持った、PR要素で造ったものでありまして、経費の面でもできるだけ町民負担を少なくして行う努力をしなければならないと、そういうふうに考えております。

これまでの経過も踏まえて、町民利用も増やす努力もしてまいりましたが、管理運営については民間による指定管理制度の導入により、新たな経営や誘客などを図ってもらい、経費についても削減を図るものでございます。

本来ですと、営業施設ですと民間の方がやるべきものだと思っておりますけれども、町がやる場合にはやっぱり地域振興のための施設だという考え方の中でやっておりますが、それでもやっぱり採算性ですとか、やっぱり費用負担のことは考慮しなければならないと、そういうふうに考えております。

その他議員お尋ねの点については、担当課等より答弁いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） まず、先ほどの関連質問の関係で、共立メンテナンスが会社

分割、事業継承ということで、その目的はというような質問だったかと思いますが、一応共立メンテナンスから示されているものにつきましては、自治体向け業務受託事業、P K P 事業につきましては、自治体による業務の民間委託は年々増加傾向にあり、今後もマーケットの拡大が見込まれていると。一方で、急速に競争が激化しており、運営の質が重視される傾向にありますと。

今回、共立メンテナンスが分割により共立ソリューションズにP K P 事業を継承することで、P K P 事業の強みである全国自治体に対する包括受託の営業体制や、共立ソリューションズの強みである人材採用、育成やI T 関係業務のノウハウなど双方の強みを生かした相乗効果により、既存受託業務のD X 化や自治体のI T 関連業務の新規獲得など、さらなる事業の拡大とグループ利益の最大化を目的としているというような説明を受けてございます。

そのほか、シャトルバスの運行、あと不採算事業の改善計画、あと自主事業の有機水耕栽培についての説明をさせていただきます。

まず、シャトルバスの運行につきましては、現在ルートを検討しておりますが、伊豆急河津駅、あと河津桜観光交流館、踊り子温泉会館、河津バガテル公園、i Z o o のルートを予定をしているところでございます。

あと、不採算事業改善計画でございますが、共立メンテナンスのほうから提案をいただいている事業について説明をさせていただきます。

オンシーズンの営業時間の延長と入園料の値上げ、あとオフシーズンの定休日の増加により経費の削減。人員体制といたしましては、施設管理責任者並びに専属の広報担当者を置き、近隣ホテルや旅行会社への営業活動のほかスマートフォン対応ホームページのリニューアル、インスタグラムでの情報発信等を実施。オフシーズンにつきましては、絵画コンクールの開催やフランス映画の写真展などの施設の特色を生かしたイベントの開催を実施、あと地元菓子店の協力やメニュー開発の実施、コスプレ貸衣装の実施、土産売場の拡大等店舗運営の強化等を行い顧客単価の増加に努める。あと、自主事業として有機水耕栽培、試験栽培の実施販売並びにネットショップの活用等々、提案をいただいているところでございます。

あと、先ほども言いました自主事業有機栽培の関係でございますが、共立メンテナンスと東京農業大学がパートナー企業、産学連携を組んでおりまして、技術研究を行っている事業でございます。バガテル公園に併設しているハウス内でテスト栽培を行い、イチゴやルッコラなどの収穫物を園内で活用、ネット販売の実施等、提案をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） バガテル公園の目指すものというのは、地域振興も含めてということでございます。

取りあえず、この指定管理をしたということは、バガテル公園は取りあえずお預けをしたということになると思います。ぜひ頑張ってください、交流人口が増えるような施策をお願いしたいなというふうに思います。

あと、観光関係だとかそういう方たちも、ぜひバガテル公園の再生にはお力をいただきながら、お客様の送り迎え等も含めて取り組んでいていただきたいなというふうに思います。

シャトルバスの運行については、伊豆急も含めて交流館、iZooも含めてということでもございました。これは、もうバガテル公園だけの話でなくして、河津の地区をぐるっと回る、観光施設をぐるっと回るシャトルバスという、そういうような解釈をさせていただきますけれども、費用的にはバガテルがメインになるということで、バガテルのほうの予算に計上したという、そういう解釈をさせていただきます。

あと、共立メンテからソリューションズになるというのは、これは別に何の問題もないということを確認させていただきますけれども、それでよろしいでしょうか。分かりました。

あと、東京農業大学との共立さんとのコミュニケーション、ジョイントで新しい形の、要は河津にとっては新しい形の要は事業展開がされるのかなというふうに思いますので、ぜひスムーズに進めていただければ一番ありがたいなと。東京農大の名前も出てもいいということなので、ぜひ名前も使いながら新たな事業として事業展開をしていただきたいというふうに思います。

それと、あとドクターヘリのお話でもございました、ドクターヘリのヘリポートと、あとスクールバスの駐車場をいつから町のほうで使うのか。

それと、あと町長が町民説明会で、借地なので用地の取得を考えたいと、そういう発言をされたわけですが、これ取得をするということになると、もちろんこれからの話になると思うので、詰めの話になると思うんですが、一応目的としてはどのような目的を持って取得の考え方を示されたのか。

これ全然知らないうちで町民にぼんと言っちゃいましたので、我々は全然寝耳に水だったので、どんな形なのかちょっとお伺いできればと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 用地取得の発言の関係でございますけれども、これは議員が初耳だということでございますけれども、私の中では前回の他の議員の質問の中でこういうことが考えられますよということで、バガテル公園ということではなくて町有地という活用の件で答弁したことがありますので、議員の皆さんにもそういうことも知っていただきたいということで、町民説明会より以前にもそういうような発言をした覚えがあります。また議事録等を見直してもらえば分かると思いますけれども、よろしくお願いします。

ただいま申したように、町有地の活用ということで町有施設の再検討を行う中で、建築物の底地である土地の借地問題が今後の大きな課題であるということで今、発言したとあります。

これまで、町有施設の建設が借地契約の中で行われている例が大変多くありまして、今後、地権者の高齢化ですとか相続などを考えたときに、必要な用地については今後取得する方向で考えていくべきではないのかなという、そういう思いでございます。

お尋ねのバガテル公園につきましては、これまで借地であり約20年以上にわたり借地料を払っております。累積では約2億円以上になるのかなと、そんな計算もしました。町有地であるなら、やはり後年度負担もなく、また施設改善の必要性があるときにやりやすい面もありますし、借地ですと個人個人の状況により契約継続の不安の状況も生まれる可能性もあります。また、今回指定管理を公募した際に民間事業者の声を聞いても、底地が借地であるがために応募を断念をした会社もあるという話も聞いております。

今後は、最初に申し上げたとおり、町有施設についてはできるだけ借地を解消することが、後年度の負担を軽くすることが大事でありまして、バガテル公園についてもその方向で進めたいという、そういうことで発言をした意味でございます。

議員がその他お尋ねの点につきましては、担当課長より説明をさせます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（臼井理治君） 私からは、ドクターヘリポート、スクールバスの駐車場の運用開始についてお答えいたします。

現在、4月からの運用開始に向け下田消防本部と調整、駐車場の準備をしているところでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） スクールバスも、4月当初から使う形と予定をしております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 分かりました。

町有地については、いろいろ適正な方法があればそれに伴ってお話を進めて行くのが一番ベストかなというふうに思いますので、あとドクターヘリとスクールバスについては4月からの運用ということで、そこのところは一応、共立さんとのほうとは話がついているという解釈させていただきます。

続いて、小学校統合についてお伺いをいたします。

町民説明会において、令和5年4月11日から河津小学校がスタートするというごさいます。児童数254名、学級数13学級で職員、教員21名と、あと補助の方と全部合わせて30名ほどでスタートするというごさいました。

そこで、質問をさせていただきます。

スクールバス、これ新たな学校の運営になると思うんですが、スクールバスの運行準備状況、この状況は今どういうふうな形になっているのか、もう4月からスタートするので準備はされているのかお伺いをいたします。

あと、小中一貫校でなく小中一貫教育を目指すということで教育長のほうからもお話が出ていました。9年間を見通した教育とは、どのような教育になってくるのかお伺いをいたします。

また、教育状況が変わることによって、先生たちの動きというんですか、動向はどのように変わっていくのか、そこら辺を3点ほど質問をさせていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの渡邊弘議員の小学校統合について、小中一貫校についてのお尋ねだと思います。

これまで丁寧な説明をして、いろんな委員会を通してこの3小学校統合については進めてきたところのごさいます。おかげさまで、この4月には新たな河津小学校としてスタートをする運びになりました。

私は、前々から言っているように、人数が少なくなったから統合するのではなくて、新たな教育の場としての新たなスタートの小学校としてほしいということを教育委員会のほうに

は申し述べておりますので、また新たな気持ちとして、これからは幼稚園、小学校、中学校が1校ずつになりますので、連携を持って地域の風の行き交う、そんな学校として幼小中が連携を取ってこれから進んでいけばいいな、そんな思いもございますので、ぜひとも新たな河津小学校についても、教育委員会のほうでそういう方針に沿ってしっかりと教育指針を立てて進めてほしいなと思っております。

お尋ねの点につきましては、教育長、教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 私からは、スクールバスの運行準備について、ハード面とソフト面に分けて説明させていただきます。

ハード面についてですが、スクールバスに使用する車両について、29人乗りマイクロバス3台と14人乗りマイクロバス1台の購入につきましては、昨今の半導体不足などにより生産に時間を要することが見込まれていたため5月に早期発注し、1月20日納品予定でしたが、影響がかなり出ており、14人乗りについては納期を延長し2月1日に納入されました。また、29人乗り3台につきましても、1月20日の納期限を3月24日まで延長しておりますが、3月23日頃の納入となり、何とか間に合う予定です。

ソフト面につきましては、運行業務委託を10月31日に入札を行い、株式会社伊豆バスと11月4日に運行に関する業務委託を締結し、現在は保護者に乗車場所の確認をし、詳細な運行ルート及び運行スケジュールについて計画をしているところです。

乗車する児童についてですが、初めてのバス通学となる東小学校と西小学校の1、2年生を対象に、11月11日と12月15日にバスの乗り方教室を実施しました。また、3月17日には来年度新1年生となる児童を対象に、スクールバスの体験乗車を計画しております。

何分初めてとなりますので、運行当初は教育委員会、学校、運行会社と連携を密にし、対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） それでは、私のほうから小中一貫教育、それからそうなったときの先生方の動向ということでお答えをさせていただきたいと思えます。

小中一貫教育は、小学校、中学校それぞれの学校の教職員が目指す子供像を共有して、9年間を通した教育課程や教育計画を系統的、計画的に指導をする教育形態です。そうした条件を整え、小学校1年生から中学校3年生までの子供を系統的に指導する学校を小中一貫校

と言っています。

小中一貫教育は、9年間の教育内容がきちんと体系づけられているところにその特質があります。そうした特質を生かす校舎配置として、義務教育学校にするとか、小中学校が一体の校舎で学ぶ一体型にするとか、小中学校の校舎が近い距離にある近接型だとかというふうな形態がございます。

河津における小中一貫教育はどのような形式がよいのか、今後、研究を深めていきたいというふうに思っています。

4月から河津小学校が開校します。当面は新しい小学校の安定的な運営や学校経営の充実を図ることが求められています。新小学校の安定的な運営を進めつつ、小中一貫教育を視野に小学校、中学校の連携を深めていきたいというふうに思っています。以上が小中一貫教育についての考え方です。

続きまして、そのように教育状況が変わったときに、先生たちは何が変わるのかということでお話をさせていただきます。

先ほども申しましたように、小中一貫教育は9年間の義務教育の内容を体系づけられて指導するところに特質がございます。一貫教育を実施する条件の整った学校の先生方は、小学校1年生から中学校3年生までの子供たちを指導することになります。しかも、それを同じ目標を持ちながら系統的に指導をしていきます。

例えば、これまでの概念にとらわれず、中学校の教科担任制を小学校に導入して、学習意欲の向上や学力の向上に努めることも考えられます。そうした方法も編み出すことができる可能性を秘めています。

現状は、小中一貫教育を進める教育課程が整っていない状況ですので、この分野の調査研究も必要になるものと思っています。

具体的には、河津町教育研究会として実施されている先生方の教育研究を今後も継続して、より一層の小中学校の連携を推進していきたいと思っています。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

一番心配したのは、新たな形でスクールバスの通学、これ事故のないように、例えば乗り降りのときに子供がけがをすとか、そういう事前のやっぱりシミュレーションを踏まえた中で、ぜひ安全に輸送していただければありがたいというふうに思います。

あと、伊豆バスに決まったということでございますけれども、これは入札か何かで決まったという解釈をさせていただきます。

あと、教育長の言う9年間を見通した教育という部分でございますけれども、まだその9年間のカリキュラム等は、多分よその教育関係では進められているところもあると思いますので、今現状ではまだそこまで入っていないということでございますので、より河津らしいカリキュラムをつくっていただいて、要は子供たちがよりいい勉強状況ができるように取り組んでいただきたいなというふうに思います。

あと、その後でございますけれども、学校運営協議会を設置するというお話がございました。この設置の時期というのはいつ頃考えていらっしゃるのか、またどのようなことを協議会として協議していくのか、またそのメンバーとしてはどのような方がメンバーになるのか、そこら辺をお伺いできればというふうに思います。

○議長（遠藤嘉規君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） それでは、ただいまの学校運営協議会についての質問にお答えしたいと思います。

学校運営協議会というのは、学校と保護者や地域の皆さんとがともに知恵を出し合い、学校運営により考えを反映させることを通して、ともに協力・協働しながら子供たちの豊かな成長を支えていこうという目的を持った協議会です。

統合後も、これまでのように地域の声を積極的に生かし、地域と一体になっていくことで、特色ある学校づくりを進めることができるというふうに思っています。

小学校を1校に統合することを視野に入れて、これまで静岡県教育委員会と協議を重ねてきました。そこでは、河津町の小学校、中学校、幼稚園をカバーする河津町独自の一つの協議会を設置するように協議をしてきました。

学校運営協議会の主な役割としては、次のような3つのことがうたわれています。

1つ目は、校長等が作成する学校運営の基本方針を承認して支援するというふうなものです。2つ目は、学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べることができるというふうなことです。それから、教育委員会の規則の定める事項について、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるというふうなこともうたわれています。

この協議会の開催については、令和5年度の1月中に第1回を実施する予定で、委員の方の選出などの準備を進めているところです。

保護者や地域の方々、それぞれの学校、幼稚園の運営に資するの方々、学識経験者など幅広

い観点や在住地区などを考慮に入れつつ、目的に達成につながる協議会にしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 学校運営協議会というその委員会、協議会ができることによって、教育委員会と学校と地域と一つになって、学校の運営だとかそういうものに対して資していきたいということ。

一応、中学校も一緒に入るという解釈をしてよろしいわけですね。分かりました。メンバーについては、決まり次第また教えていただければありがたいなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

あと、これも町民説明会において、町長が説明のときに小学校の移転問題をお話しされたわけでございますけれども、考えたいと。これについては、先日の議員の質問にもございましたけれども、児童数がどんどん減少していく中での部分をしっかりと踏まえた中でお話をいただいたのか、そこら辺はどんな形でございましょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 小学校移転の関係について答弁させていただきます。

この件につきましては、昨日も答弁してございますけれども、河津小学校、新しい統合小学校につきましては南小学校を仮校舎という形で使っていこうということでございます。

これまで、準備委員会から答申を受けまして、町としてはその統合準備を進めてきて、やっとこの4月にスタートするわけでございますけれども、準備委員会等の答申にもありますように、やっぱり中学校周辺に幼稚園も含めて移転することとなっております。

その辺の答申を受けまして、町としても総合教育会議にも諮りまして、その中で来年度、令和5年度予算において文教施設併設整備検討業務委託予算計上をして用地調査、土地利用、配置造成、概算費用などの基本的な検討作業に入ろうということでございます。

当然、議員がお尋ねのように今後の子供たちの数の問題もあります。それから、用地の問題もあります、規模の問題もあります。そういうことを全て含めた中で、来年度この調査を行っていききたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） この学校の例えばどんな形になるのか、それは実際問題、新たな学校

を造らなきゃいけないのか、今の状況の中で要は対応できる部分として考えられるのか、それはまた今後のその委員会の中でもんでいただいて、最終的には町民の意見が大きく作用するという考え方を持って進めていただければなというふうに思っております。

次に、デジタル化の推進についてお伺いをいたします。

各自治体においても、デジタル化が推進されております。当町においては、まだ進んでいないと見られます。国の基準に適合したシステムに切り替えることも求められている現状がございます。

総務省においては、市町村の行政デジタル化を後押しするために、人材不足の解消のため、人材派遣や人件費の70%を特別交付税で手当をするなど支援策を打ち出しております。そんな中で、総務省の新制度を取り入れる考え方があるのか。

もう一つ、行政コストの削減を踏まえ、どのようなデジタル化の内容があるのか、洗い出しはされているのか。2点ほどお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまのデジタル化の推進につきまして、行政におけるデジタル化の内容についてお尋ねですのでお答えします。

議員が進んでいないというような認識を持っているようでございますけれども、町では少しずつ進めている状況もあるのかなというふうに思っております。特に、コンビニ交付の関係ですとか、また来年度の計画の中では戸籍なんかもそういう方向に持っていきたいなという思いもありますので、今はできることから順次やっているということでございます。

議員がお尋ねの、国の制度の活用についてお尋ねでございますので、町ではまず各所管課におけるデジタルトランスフォーメーション化への事務の洗い出しをまとめた上で作業を進めていきたいと、そのように考えております。

ある程度の体制づくりを整えた上で専門家等の派遣をしてもらい、推進することが一番いい方法ではないのかと考えております。確かに人材不足であることは間違いありませんが、現状では思うように進んでいない部分もございますので、今後このような形で進めていきたいなというふうに思っております。

なお、お尋ねの件については担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは、総務省の新制度を取り入れる考えはということで

説明させていただきたいと思います。

国の支援事業につきましては、今、県が行う市町DX推進支援事業という事業がありまして、そういったところで国のほうも支援をしているというふうに認識をしております。

支援窓口の設置、アドバイザー派遣等の市町への支援事業経費に約7割の交付税措置がされていると認識しております。こうした支援につきましては、必要に応じて活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうからは行政デジタル化の内容について少し説明をさせていただきたいというふうに思います。

総務省のほうの新制度でございますが、システムを標準化、それから共通化といったものがございます。そちらのほうにつきましては、令和7年度までに取り入れることが義務化されており、今現在ベンダーと調整をしながら取り入れることの予定をしておるところでございます。

ただ、まだ国が定めている標準仕様といったものが未完成な段階でございますして、進められない部分は一応ベンダーと協議しながら進めているといったことでございます。

行政コストの削減での洗い出しといったことでございますが、町長が答弁したとおり各課での洗い出しを行っておりますが、国が定める自治体DX推進計画にて質の標準化、それから共通化と同じく示されているものの中で、AI、それからRPAの導入といったものがございます。こちらについては人件費の削減が見込まれるものでございますが、作業効率化が見込まれております。

ただ、この導入をするに当たりまして費用がかなりかさむものでございます。今後、費用対効果等を考えながら、導入に向けた準備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） やはり国の施策の中で、デジタル庁までできて、要はそういう方向に進んでいくと。

国の指針の中で国のほうに出していくような書類の関係だとかそういうものも、大体そういうことでペーパーの時代から全てデジタル化の時代に移っていくと。そんな中で、町としてこういうところ、こういうところという、そのデジタル化を進める内容をやっぱり精査し

ながらつくっていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、そんなことを考えながら次の質問にいきます。

近隣市町とのデジタル化の推進の情報交換などはできているのでしょうか。また、町民への情報の提供、そういうものの改善策はないのか。今は、防災無線等そんな形で取り組んでいらっしゃいますけれども、あるまちではLINEを使った情報を開示していくと。その課その課でLINEに入れていくことによって、町民に細かな要は情報伝達、例えば人権擁護委員の会議があるよとか、そういうものまでも町からもLINE化されて出てくる、そういうような取組もデジタル化の一つではないかなというふうに思います。

あと、今後のプレミアム商品券の取り扱い等についても、デジタル化を進めることによって相当仕事の部分の仕事量が、商工会等についても減るのではないかなというふうに思いますので、そこら辺も含めてお答えいただければありがたいなと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） お尋ねの近隣市町との情報交換等につきましては、いろいろ近隣市町とは情報交換をしておりますが、町ごとに状況の違いもありまして、取り入れられるものや難しい点もありまして、また町だけではなく町民の協力がなければできないこともありまして、導入に必要な条件も含めて今後の施策を模索しているところでございます。

お尋ねの何点かにつきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、私から近隣市町の情報交換についてまず説明させていただきます。

県が年4回開催しているICT利活用部会にて、県内市町の状況や今後の方針を確認しております。また、同一会社のシステムを利用している市町間の協議会では、情報交換を随時行っています。

また、ウェブ予約システムやマイナポータルを利用した行政サービスの設定等については、周辺市町と随時情報交換を行い、その設定を進めているといった状況でございます。

次に、町民への情報提供でございます。町民への情報提供施策は、LINEの活用も含め現在検討中でございます。

来年度、経費の予算化も検討いたしました。使用料等がやはり年間150万円程度のランニングコストがかかるということや、ほかの市町では登録数があまり進んでいなく、登録にポイントを付与するなど施策を行っているなど聞いております。どのような機能を有し、ど

の程度の情報発信を行うか。また、各部署からの情報発信をどこが管理して行うかなど、費用対効果も含め庁内で検討させていただきたいと考えております。

なお、現時点では、教育委員会、子育て支援施設では独自にLINEの公開アカウントを持って活動しているというような状況です。

次に、プレミアム商品券への活用ということでございますが、今回国が目指す行政デジタル化とはちょっと意味合いが違うとは思いますが、プレミアム商品券の電子化を行っている市町もありますので、電子化をすることは行えると思いますが、やはりルールづくりやコストの問題、電子マネーのセキュリティの問題、あと高齢者層への普及等の様々な課題がございますので、早急な導入は考えてございません。

ただ、現在商工会で取り扱っているさくらちゃん商品券もありますので、まず商工会と協力して在り方について議論してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

ぜひ、これ頭の中であれしていてもしようがないので、皆さんで協力し合いながら議論して、商工会も含め取り組んでいただければなというふうに思います。

あと、ここの部分で専門知識を持った職員が必要ではないかなというふうに考えるわけでございますけれども、その人については地域おこし協力隊などの制度を利用して人材の確保ができないかとか、あとは職員の中に知識を持った人材が、やっぱり結構今、若い人たちはここら辺の知識は相当持っていると思うので、そういう人たちを取り込んで取り組んでいくことができないのか、そこら辺ちょっと伺います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 人材の確保の関係でございます。

まさしく、議員と私、同じような考えを持っていまして、やはりDX化を進める上でやっぱり専門知識を持った人材が必要でありまして、全職員のスキルを高めることですか、あるいは外部から人材確保も必要であると思っております。

例えば、議員がおっしゃるように地域おこし協力隊員としてそのような人材があれば、活用したいと考えております。

その他お尋ねの点については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうからは、専門知識を持った人材の確保といったことについて少し説明させていただきたいと思います。

町長の答弁のとおり、専門知識を持った方がいらっしゃったらすぐ採用したいなというふうに思っていますし、地域おこし協力隊へ応募いただければ優先した中での採用といったことも考えております。

また、県の人材支援事業、それから国の制度であります、民間企業から一定期間社員を派遣して地域活性化を図る事業に財政措置といったものもございますので、そちらのほうの地域活性化起業人制度というものを活用しながら今後進めていきたいなというふうに考えております。

職員の中でも、ICT支援員といったものを各課のほうに配置しておりますが、その職員、また知識を持ったほかにも職員がございますので、そういった方々の力を結集して今後、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） ぜひ、こういう仕事は人がいないと多分なかなか進まないと思うので、ぜひ人材の適切な仕事をさせていただいて、いただきたいなと思います。

時間がもう相当押していますので、最後に防犯カメラの設置補助事業についてちょっとお伺いしたいんです。

全国的に強盗事件だとか窃盗事件、これが非常に多発している状況がございます。いつこういう河津町などの地方においても事件が発生してもおかしくない状況にあると思います。安心・安全な町として町民を守るため、防犯カメラの設置補助事業を進めることはできないでしょうか。

まず、公共施設への設置はできないでしょうか。また、公道へのポイント設置、道の中のポイント、ポイントにそういう防犯カメラの設置はできないか。

また、個人で要望のある人への設置の補助金等の支給はできないんでしょうか。そこら辺をちょっとお伺いできればと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 防犯カメラの設置補助事業について3点ほどありましたので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、公共施設の設置でございます。防犯カメラの活用は、ニュース等で見ることが多い

わけでございますけれども、特に犯罪事件では当たり前のように事件の解決手段としても使われている、そんな状況だと思います。また、設置することで犯罪防止抑止力としての効果を発揮しております、町では既に主要な施設に防犯カメラを設置をしております。

お尋ねの設置補助事業につきましては、南小学校で行っていた公道における商店街と協働事業なども実施をしております。

公道などの設置については、現状では考えておりませんが、今後の課題として管理などの費用対効果も含めていろいろな角度から検討していきたいと思っております。

それから、ポイントでございますけれども、公道についての設置につきましては、今後の課題として管理、あるいは費用の点も含めて考えていきたいと思っております。

それから、個人の要望者への設置補助金につきましては、現状では考えておりません。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 防犯カメラは、これは相当防犯についてはやっぱりこれから町として必要な科目かなというふうに思いますので、防犯カメラの補助事業についてはまたいろいろご検討いただいて、進めていただければなというふうに思います。

私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 正 木 誠 司 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、1番、正木誠司議員の一般質問を許します。

1番、正木誠司議員。

〔1番 正木誠司君登壇〕

○1番（正木誠司君） 1番、正木です。

第1回定例会開催に当たり、一般質問の通告をしたところ、議長から許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は、次のとおりです。

1件目、役場からの情報周知ツールについて。

2件目、コロナ禍後の観光施策について。

3件目、町内の歴史的地域・景観・建物の保全について。

以上の3件でございます。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

それでは、まず1件目、役場からの情報周知ツールについてお伺いします。

令和5年度から3か年の事業計画で防災行政無線のデジタル化更新事業が計画され、2月に開催されました町政懇談会においても、町民の皆様に周知がされております。

昨今の台風、風水害の気象災害の被害の大きさは年を追うごとに大きくなっていると感じますし、過去には伊豆半島に台風が何度も上陸していることから、我々が住んでいる河津町がいつ甚大な被害を受けてもおかしくない状況だと思います。そうすると、町民の皆様の人命を守るための行政の判断と情報伝達は非常に重要であり、今回の防災行政無線のデジタル化により、情報伝達の方法、内容が向上することは非常に重要だと考えます。

そこで、このデジタル化工事の具体的な工事内容、また3か年計画の具体的な進捗計画、また切替え工事等により防災行政無線が使えない期間はどのぐらいになるのかとか、また、デジタル化により現状のアナログ方式よりどのような機能向上が図られるのかについて1点。

また、現状のアナログにおいて、行政無線が聞きづらい、聞こえないといった地域箇所があると思いますが、この今回の工事により100%解消が図られるのかについて1点。

逆に、防災無線のスピーカーが近くにある方々から、ちょっと音がうるさいよということで、騒音についてのご意見もいただいていると思います。こちらについても同様に解消が図られるのか。これについて、併せて3点お伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、正木議員の役場からの情報周知ツールについてお答えします。

まず、同報無線のデジタル化の具体的な内容と日程についてでございます。

町民へのまちづくり説明会で議員おっしゃるように、内容について町民の方にはお知らせをしましたが、同報無線のアナログ方式からデジタル方式への移行事業が来年度以降、令和5年度、6年度、7年度で実施をされます。事業費は、今年度も含めて約8.1億円を予定しております。詳しい内容につきましては、後ほど担当課長より答弁させます。

また、お尋ねの難聴地域の解消ですとか、大音量の問題については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） では、私のほうから、まず初めに、具体的な工事内容についてお答えさせていただきます。

まず、現時点で設計図書が出来上がってきていませんが、工事内容予定についてということでお答えします。

全体の工事の概要としまして、親局のデジタル対応の改修、既存の屋外拡声子局、これ町内67か所ございますが、その建て替えということで、撤去を申請するといった内容になります。

工期は令和5年度から3か年で行い、1年目の令和5年度は親局と子局19か所、2年目の令和6年度は再送信子局3か所と子局25か所、最終年の令和7年度は再送信子局3か所と子局17か所の工事を行う予定となっています。あくまでも現時点での予定ということです。

屋外拡声子局については、既存の場所に設置できないものもあるため、場所によっては移設するといったところも出てきます。また、全国的に各自治体がこの防災行政無線のデジタル化を進めていますので、工事発注後の部品、部材の調達状況によって工事の内容に変更が予想されます。

この更新後の運用は、デジタル波、アナログ波併用での運用になりますが、更新後、一括で運用を開始するのではなく、工事中もデジタル波、アナログ波併用で運用しますので、更新された子局からはデジタル波による放送がされ、未更新の子局や各家庭にある防災ラジオからはアナログ波による放送がされます。

子局の更新作業で一時的に放送ができない場合も出てきますが、長期間使用できなくならないように工事のほうは進めていきたいと考えております。

次に、難聴地域の解消という部分でございますが、現在、委託している設計業者からは、難聴地域は設計上ではおおむね解消されると思うというようなことで聞いております。施工

中に機器の調整、またスピーカーの調整など、できる限り難聴エリア、地域の解消を目指していききたいというふうに考えております。

次に、この設備近隣地域の大音量、スピーカーの近くの大音量問題ということなんですが、この音量についても、屋外拡声子局の機器の調整と併せて、スピーカーの音量調整等で対応していきたいと考えております。

今回、デジタル化にすることによって、どういう部分がよくなるかという部分については、今、既存は屋外子局はラップ型のスピーカーを使っているわけですが、今度は高性能スピーカーというものを取り入れる予定で考えております。そういった部分で、今より多少なりとも音が聞き取りやすくなるのではないかなというふうに考えております。

また、このスピーカーの関係については、一応、今週の10日の金曜日になりますが、今度取り入れる高性能スピーカーと既存の今使っているスピーカーとの音響調査といたしますか、聞き比べ、音の伝わり方がどのようになるか、そういった調査も今週金曜日に予定されております。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今の回答で、約3年間、それぞれの年度で大体20件から27～28件くらいの工事の進捗で行うという形での回答でしたが、そうなりますと、例えば特に危惧しますのが、私のほうで言いました難聴と大音量、これは本当に相反する問題だと思うんですよ。じゃ、果たして、今、何も工事をやっていない状況で、デジタル化したから解消するよというようなものではないと思いますし、実際にやはり運用してみないと分からないのではないかなという思いが強く私のほうで思います。

そうなりますと、今の工事計画でいくと、3年間で全て替えて、替えたときにそれぞれの調査をして、もう一度改修という形ですが、例えばどうしても音量を大きくする、絞るといふのでは対応できなくて、新たな子局をつくるとかというような形の問題も出てくるかと思えます。そうなりますと、やはりどうしても用地の問題ですとか、そういうものも出てきますと、工事の工期、かなりかかると思いますので、ぜひ、できればその3年の工程、資材の調達によってはかなり遅れることもあるかもしれないというような話ですが、そういうことも見越して、例えば、現在、既存の部分の建て替え等につきましては2年半なり2年弱で行って、その後にもし問題が出たら、例えば先ほど言った新設等の工事も考えるとといったような、本当にそういう対応も一考していただきたいと思いますが、そういう形での、今決めら

れている工事のちょっと前倒しというようなことについては可能でしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村申信二君） ちょっとまだ発注してみないと何とも言えないところがありますが、なるべく工事を早め早めにとりうふうに心がけていきたいというふうを考えております。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） ありがとうございます。

やはり現代において情報周知の方法はいろいろとあるんですけども、この河津町においては、なかなか、先ほど防災ラジオをお持ちの方もいっぱいいると言うんですが、例えば、本当に、いろんな周知方法の中であるデジタル機器による例えばホームページを見たり、防災メールで周知をしたりというところがどうしてもかなわないような方については、この同報無線での情報を仕入れるというのがかなり大きなウェイトを占めると思いますので、ぜひとも多くの町民の皆様の不便にならないような形の工事日程、内容を組んで進めてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、現在、河津町における情報周知ツールにつきましては、今の同報無線、また防災ラジオ、防災メール、また役場のホームページによる周知等いろいろありますけれども、その中で、実は全国の多くの自治体ではLINEによる周知というものが導入されております。この静岡県においても、35自治体のうち30自治体が導入、さらに静岡県自体も県の公式のLINEのホームページを持っておりまして、それで情報周知をしております。

ちなみに、情報をこのLINEを導入していない自治体、これが下田市、南伊豆町、西伊豆町、河津町のこの賀茂郡の4自治体となっております。私も、やはり今、LINEを導入しております東伊豆町の知人にいろいろ聞いたところ、今の若い人は、かなりそういう情報、例えばホームページに載っている情報なんかもLINEのほうに載っているために、多くの情報については、もうLINEを使って情報を仕入れていきますよと。また、今回はデジタル化、アナログのときもちょっとできているかどうか、その辺はちょっと分からないんですけども、同報無線による周知事項も、やはりLINEのほうで文字起こしとなって周知されるため、一番助かるのが、昼間、仕事でほかに行っているときとか、例えば河津町で仕事をしている、伊東市へ仕事へ行っているときでも、そのときの情報がどこにいてもすぐ分かるというような利点があるというふうに言っておりました。

また、防災無線、非常に重要なんですが、例えば台風のときの夜間なんて、本当に強い雨の音でもって、どうしても同報無線が聞こえなかったというようなこともあるかと思えます。

そういうことを考えますと、この情報周知ツールというのは、利用できるものはなるべく多く使って町民の皆様へ情報をお伝えするというのが理想だと思います。

そこで、今後、こういうLINEの導入について、河津町としてどうお考えになっているかお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） 同報無線以外のツールの導入、LINEの導入ということなんです。今現在の同報無線以外の情報伝達のツールということでちょっとお答えしますが、同報無線以外に、現在は町の防災メール、あと町のホームページなどを活用しております。大雨の警報等が発せられた場合の避難情報などは、ふじのくにの防災情報共有システム、通称FUJISANと言いますが、これを經由したLアラート、これはNHK、Dデータ、Dボタンですね、などでテレビ画面にテロップ表示されるものになりますが、そういったものを避難情報などの発出には活用しております。これらのツールは今後も継続して活用を考えております。

お尋ねのLINEの活用についてですが、他の議員の質問で、企画調整課長のほうからは、今後検討するといったような回答がございましたが、防災情報に特化したという部分でのLINEの活用は、今の時点では考えておりません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） LINEにつきましては、防災情報だけでなく、いろいろ役場の今のホームページですね、そちらのほうの情報とかも載せれば、かなり活用できるんじゃないかと思っておりますので、それに併せて、この防災情報についてもLINEで発信できるようにしていただければいいのかなと。

先ほど言いましたFUJISANシステムによって、入力することによって静岡県内の各テレビのほうへテロップが流れたりというのも、私、確認しておりますが、それでも例えば停電が起きると、テレビが見られない、情報が取れなかったというようなこともあるかと思っておりますので、ぜひとも情報については漏れのないように町民に周知できる、そのためにはいろんなツールを導入するというのを、今後、ご検討よろしくお伺いいたします。

それでは、2件目の質問、コロナ禍後の観光施策についてお伺いします。

2019年12月から始まったこの世界的な新型コロナウイルス流行により、様々な制限、自粛等を伴う生活も、もう本当に3年以上が経過いたしました。長年にわたるマスク生活も当た

り前になっている現在ですけれども、この3月13日からはマスク着用の自己判断、5月8日からは新型コロナウイルスの5類移行と、あと2か月で新しいウィズコロナ、アフターコロナという生活に変わってまいります。

このコロナ禍によって河津町では、河津桜まつりの中止や、また宿泊施設の休業等、河津町の主産業である観光産業はかなりの大打撃を受けたことと思います。それに併せて、タクシー台数の減少、夜間稼働の廃止、また路線バス本数の減少や夜間時間帯の運行中止となって現在に至っていると思います。この状況で新しいコロナ禍後のフェーズに入るんですけれども、このままですと、観光客の足となっている公共交通機関の状況が全く改善されない状況で入ることになり、今後の観光客誘客についても非常に厳しくなるということが予想されます。

それでも、実際には今後の観光というものの主流はマイカーによる観光になるよとかと言う方もおりますし、例えばこの河津町によれば、河津町ではEバイクの導入による新しい足になる取組も進んでいることから、どういう形の観光施策になるかということとはなかなか先は見えないんですけれども、それでも、やはり電車に来て、公共交通機関で移動して観光を楽しむというお客さんは一定数はいるかと思われまます。実際に、先日行われました桜まつりにおいても、踊り子温泉会館の前ですとか、大噴湯公園のほうからバスを乗る方は多く見られました。

また、先日、中央大学の学生さんと懇談会を行った際に、旅行先を決めるときには、実際に観光地に行った旅行者が様々なサイトに投稿する感想、そちらを基に旅行先を決める手段の一つになっていると。また、その中で、その行った先でもってどういう移動の足があるか、便利に移動できるかということも旅行先を選ぶポイントであるということも伺いました。

もし、この河津町、このままの状態ですと、本当に今の公共交通機関がなかなかちょっと不便になっているのをSNSとか、そういうところに投稿されますと、そういう評価というのは、今ご存じのように、何年も残るようになっております。そうなりますと、旅行先を選ぶ際には、ちょっと河津町、行けないんじゃないのというようなことを思う方もいるかもしれません。

そこで、今回、コロナ禍後を見据えた公共交通機関の状況改善について、どのように考えて取り組んでいるかについて、1点お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまのコロナ禍後の観光施策についてお尋ねですので、

お答えします。

先ほど議員がお尋ねのように、公共交通の状況については、コロナ前から、実は人口減少ですとか、そんな問題を含めまして衰退傾向にありまして、コロナ禍になり、さらに厳しい状況であるように私は承知をしております。

また、対策につきましても、公共交通会議の中でいろいろな点で協議をしておりますが、特にタクシー事業者などは運転手確保が難しいというような話も聞いておりますので、そういう中でも人的な問題、あるいはバス事業者からは利用者の減少なんかの大きな問題もあるというふうに伺っております。

まずは、町としては、主要産業であります観光業を、当面はコロナ以前の状況に戻すべく誘客に力を入れるところではありますが、現在行われている河津桜まつりについては、各産業に経済的な影響があることから、この間も積極的に報道関係へトップセールスを行ってきたところがございます。

今回の河津桜まつりについては、昨日、入り込みの結果が出ておりますが、その中でも交通関係ですと、河津駅の降車人員が前年の2倍の8万2,642人あったと報告されております。そういう面では、桜まつりを契機に少し回復傾向に向かっているものかなという、そんな思いもするわけですが、ただ一過性のものである可能性もありますので、今後さらに力を入れていかなきゃならないと、そういうように思っております。

その中で、町として今後どうするかという、特に交通関係をどうするかという問題であります。

議員がおっしゃるように、観光面では、今、Eバイクに力を入れております。特に、周辺を観光してもらおう。特に河津町は観光地の中で急峻なところが大分ございます。天城峠、河津七滝、湯ヶ野あるいはバガテル公園といった、なかなか歩いてはいけないような状況もあります。

もう一つは、先ほど言ったようにバスの本数が少ないとか、いろんな問題もあります。そして、伊豆山なんかは実際は交通の便が大変不便を感じているという話を聞いておりますので、そういうことも含めてEバイクの実施事業を行っております。来年度についても続けてやろうということで、Eバイクのメリダさんとも包括連携協定を結んで、一緒になってやっていこうということで、自転車を活用していきたいなど、そういうように思っております。

それから、観光地を結ぶということも少し大事なかなということで、先ほどの議員の質問にもありましたけれども、例えばバガテル公園のバスの運行についても、今まではこの地域だ

けだったんですけれども、周遊的なできるような結び方をすることによって、交通の不便なところも少し解消できるのかな、そういうように思っております。

そういう中で、今後、いろんな対策を取っていく中で、特に観光を中心とした交通手段も使いながら、何とかウィズコロナといいますか、アフターコロナといいますか、それに向かって、その辺のまちづくりの方針として交通施策も少し入れながら、また民間の事業も活力も借りながら進めていきたいなど、そういうように思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） Eバイクの活用、またシャトルバス等、ほかの議員の質問の中からもあったことがあります。今後いろいろな形で取組をやっていかなければ、本当に、多くの観光客の皆様からこの河津町を選んでもらえないという事態、これだけは避けなければいけないと思います。そのためには、いろんなコンテンツの充実、また公共交通機関の充実、思い切り充実ってなかなかいかないと思うんですけれども、例えばシャトルバスについても、今、町長言ったように、じゃ、例えば各観光施設を結んで、そこで周回するに当たっては、やっぱり何往復するかとか、そういうところも結構重要になってくると思いますので、ぜひそういうところも考慮して、この交通機関の充実、普及というものに取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、先ほど言いました大学生の懇談の中で、旅行先を選定する際に、施設やアクティビティが充実しているかということが非常に重要だというふうにおっしゃってございました。我々の住む河津町は花と温泉のまちとして、河津の桜まつり、またバガテル公園のバラ、カーネーションの見本園と、花に対してはあります。また、最近では峰温泉の大噴湯公園が、あのすばらしい大噴湯を見ると、本当に多くの観光客の皆様がすごくいいものを見たというふうな形でおっしゃっております。また、そういうこともSNSに投稿していただければ、それがまた次の誘客につながっているというふうな現象も起きております。

その中で、1点、実は踊り子温泉会館ですね。こちらのほうの件ですが、私、踊り子温泉会館にはよく行っておりますけれども、温泉会館を評価するウェブ上の残っているSNSを見ますと、大噴湯はちょっとしょっぱいような温泉だったよと。それで、その近くにあるから同じ温泉を使っているのかなと思って、踊り子温泉会館へ行ったら、全然しょっぱくない温泉だったと、ちょっとがっかりしたとか、あとは、例えば温泉の河津、温泉を標榜している河津町で、源泉かけ流しではないのでちょっとがっかりしたよとか、これは今の状況でい

きますと、館内での飲食が今できない状況もあって、それが何とかできないだろうかというような、どうしてもちょっとマイナスになるような評価も入っております。

この踊り子温泉会館は、1993年の開業からもう30年が経過しております、中にあります打たせ湯なんかは、もう本当にここ何年も止まっているような状況ですし、サウナにつきましても、割とちょっと狭いサウナでもって、またコロナ禍ということもあり、詰めれば5人ぐらいは入れるんですけども、今は大体、もう皆様それぞれお互いが気を遣って、2人とか3人が中において、それこそサウナの外でもって順番待ちをしているような状態もあります。

そういうところの、一番、今後やはりお客様を来てもらうためには、その時代とか、先の時代を見据えた改善とか改良、これが大事じゃないかと思えます。この改善改良をしたからといって、いきなりお客様が来るとは思いませんけれども、それでも開業から30年たっている状況を鑑みれば、ぜひとも今の時代に合った改良、改善。例えば、今、世間的にはサウナですか、すごく今、はやっておりますよね。中のサウナ施設だけではなくて、テントサウナですとか、そういうこともかなり、この辺でいいますと、今井浜東急ホテルさんなんかも取り入れたり、やはりそういう形でもって、いかに集客を集めようかということを取り組んでおります。

そうなりますと、今後、この河津踊り子温泉会館、こちらの将来的構想について、町としてどのようにお考えかお伺いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、正木議員の踊り子温泉会館の改修、リニューアルの計画はということでお答えします。

踊り子温泉会館は、議員お尋ねのように、施設の老朽化ですとか、温泉事業の終了期間、または借地の契約期間の満了など多くの課題がございます。お尋ねの点も含めて、当面は町の温泉事業との関連もありますので、今後の方向性につきましては、水道温泉課、産業振興課、企画調整課も交えて調整会議を行い、副町長を中心に検討を進めております。

詳細については、副町長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） それでは、私のほうから、今後の温泉会館の今後について申し上げます。

町長からもお話がありましたように、現在、企画調整課、それから産業振興課、水道温泉

課と私のほうで、今後の温泉関連事業、温泉会館集中管理、それから源泉管理などについて検討を行っているところでございます。

議員のおっしゃるとおり、踊り子温泉会館につきましては、平成5年7月のオープンでございます。今年7月で丸30年が経過するということでございます。今現在、温泉会館は、外観よりも貯湯槽や配管等の老朽化が激しいということで伺っております。近年、老朽箇所の修繕も大きな課題ということになってございます。

今、入館者数ですけれども、令和元年度までは6万人台で推移をしていたところでございますが、令和2年度以降はコロナ禍もありまして、3万人台というような形で半減のような状態でございます。

町長からも話がありましたが、温泉会館が建っておりますところは土地は借地でございます。令和7年3月末が借用期限ということでございます。したがって、あと2年余りという形でございます。来年度、令和5年度に温泉会館管理運営委員会等に協議をさせていただきまして、町の意見、それから現状やその他を報告させていただきながら、方針を決定させていただきまして、令和6年度以降に実施できればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） ありがとうございます。

どうしてもその借地の問題というのは一番大きな問題でもって、幾ら町のほうでもって継続したいよと言っても、地主さんのほうがどうしても返してくれとなれば、そういう形でもって、もう返さざるを得ないというふうな状況も考えられますが、ぜひとも、やはり先ほども言いましたが、温泉を標榜しているまちですので、踊り子温泉会館、こちら残していただきたい。

また、今の場所が駄目であれば、すみません。町長は以前から借地については、買上げ等の方策もあると思います。また、どうしても場所が駄目でしたら、ほかの場所にまた温泉会館を建てる等の検討もあるかと思いますが、今後、私としてはそういう成り行きを見守って、ぜひいい方向になることを願って、ご検討をいただきたいと思います。

続きまして、令和5年度より指定管理制度により新たな営業をスタートする河津バガテル公園の運営のうち、4月末からの春バラシーズンに向けた誘客、宣伝についてお伺いします。

バガテル公園の運営につきましては、ご存じのように、4月1日から共立さんのほうへ指定管理者のほうに切り替わりますけれども、この観光施設の誘客、宣伝については、それ以

前から、遅くとも半年ぐらい前から誘客活動をやらなければ、特に団体さんとかそういうところはほぼ来ないというような状況だと思います。例えますと、遅くとも半年以上前に観光会社やバス会社に対して営業をかけ、その中の観光ツアーをつくってもらったり、何かの観光ツアーにこのバガテル公園を入れてもらって、それで約4か月か3か月前にその会社としてはお客さんに対して周知、販売をすると、そしてお客さんを集めるというような形だと思います。

この誘客、宣伝という業務につきましては、今行う業務でありますから、当然、現在、管理運営している町の責任において行う業務だと考えます。そこで、この令和5年の春バラシーズンに向けた誘客、宣伝活動はどのように行ったのか。もし分かれば、それで今の状況で、例えば団体でどのような形でバスの予約が取れているとか分かれば、分かる範囲でよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、バガテル公園の関係で、事前の広報、周知、あるいは誘客等についてのご質問ですのでお答えします。

議員お尋ねのように、4月より指定管理制度に移行すべく、現在、協議を行って、今、調整をしているところでございます。

当面の運営形態については変更ありませんので、誘客、宣伝についても同様に行っていくものと考えますが、これまでの人が引き続き雇用されるか、あるいは人的な配置により影響を受ける可能性もありますので、引き続き、引継ぎがスムーズにいくように連絡調整を進めたいと考えております。

お尋ねの点につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 新たな指定管理に係るバガテル公園の事前広報等の関係でございますが、本定例会に議案提出しておりますが、指定管理者から提案のあった入園料の改定につきましては、4月から予定しており、まちづくり事業説明会や広報かわづ等で新料金体系については周知、広報させていただいております。

あと、施設単体の広報活動につきましては、指定管理の指定の時期がちょっと遅かったということもありまして、なかなかちょっと遅れているといったところでございます。指定管理者のほうで1名、専任の広報担当者を配置して、スマートフォンでの閲覧に対応したホー

ムページのリニューアルや、SNSでの情報発信を強化していくというようなことも提案されておりますので、町も協力しながら行っていきたいというふうに思っております。そういった形で、新たな旅行会社の販路拡大や他施設と連携した共同企画などを実施し、来園につながる周知活動に努めていく予定でございます。

なお、町の主要観光施設として、共同での観光宣伝等は継続実施をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） ありがとうございます。

バガテル公園については、本当に、今度、今後4月1日から共立さんのほうの運営という形で、例えば誘客宣伝についても共立さんのほうで行うという形になると思います。特にこのバガテル公園は、やはり運営は共立さんが行いますが、やはり河津町の施設として、いずれ本当に河津町の観光の目玉として、それこそ伊豆縦貫道の七滝インターから多くのお客さんを降ろしてもらえるような施設になってもらいたい。これ、我々議員も気持ちは一緒だと思います。ぜひ今後、指定管理者である共立さんとは今後も連携を密に取って、バガテル公園が少しでも、少しというか、本当に黒字化になるぐらいの誘客ができるように、河津町と共立と一緒に手を取って育てていくというような気持ちを持って運営に当たってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

すみません。議長。暫時休憩を一度お願いしてよろしいですか。

○議長（遠藤嘉規君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時38分

○議長（遠藤嘉規君） それでは、休憩前に引き続き再開します。

○1番（正木誠司君） すみません。

それで、3件目の質問、町内の歴史的地域・景観・建物の保全についてお伺いします。

現在、歴史的価値のある地域、景観、建物等の保全については、例えば遺跡ですと、国のほうで決めました埋蔵文化財保護法、また有形無形の建物や文化財、それにつきましては、

国や県、各自治体の判断により文化財に指定し、後世に残していくようになっているという
ような形が取られていると思います。この河津町においても、河津町文化財保護条例により
指定して、河津町の宝として後世に残していくようになっております。

昨日、質問の中で大川議員及び宮崎議員のほうからも質問があり、回答がちょっと重複す
るかもしれませんが、河津町では、川端康成先生の小説「伊豆の踊子」を舞台にしたことを
基に、町を挙げて踊り子というものを観光の目玉として、駅前や初景滝のところには銅像が
立ち、温泉会館は踊り子温泉会館という名前をつけ、また河津桜まつりにおいては、桃割れ
に黄八丈姿のミス伊豆の踊り子が多くの観光客の方を出迎えて、一緒に写真に納まっている。
本当に文字どおり河津町の観光にとって、「伊豆の踊子」は切り離せないコンテンツとなっ
ております。

現在、川端康成先生が宿泊した福田家さんは、昨日も大川議員から紹介があったとおり、
しずおか遺産として、「文学の聖地「伊豆」と温泉～癒しを求めた文豪たち～」という遺産
の一環として認定されております。その「伊豆の踊子」の小説の一説には、福田家さんに逗
留していた川端康成先生に向かって、対岸の共同湯から手を振っている踊り子の場面があり
ます。この共同湯は、昨日の宮崎議員からもありましたような、今回取壊しが決まってい
ったという福田家さんの共同湯であると思います。宮崎議員の質疑の中でも、建物は今後
解体され、1階の共同湯だけが残るといふふうにありましたけれども、この共同湯は小説に
も出てくる歴史的な建物、河津町の文化財として残すに検討するような建物ではないかと私
は思います。

そこで、町として歴史的地域・景色・建物の保全についてどのような判断基準を持って判
断をしているのかについて、1点お伺いいたします。

そして、また今回、昨日の宮崎議員の質問の中でもありましたが、町長のほうからは、湯
ヶ野区長さんのほうからは、今回の共同湯についてご相談があったというふうにご伺い
しております。今現在、そこで話が止まっているという形の回答でしたが、そのときに、話の内容、
私、ちょっと詳しくはもう存じ上げませんが、もしそこでもって例えばこの共同湯の
問題が出たときに、町としてこの共同湯をどういう形で、例えば先ほど言った文化財として
残そうかといったような話が出たかどうか、それについて1点お伺いをいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、歴史的地域・景観・建物の保全という形で湯ヶ野地区の関
係でご質問だと思いますので、お答えします。これについては、共同湯も兼ねてお答えした

いと思います。

これは、湯ヶ野地区については、さきの議員の質問でも答弁しているように、私は伊豆縦貫自動車道の天城峠区間が開通した際には、誘客などを図る拠点として整備が必要であると思っております。それには、学校の跡地の関係、あるいは賀茂地区財産区所有の土地や源泉などを活用した中で、その中で川端康成の「伊豆の踊子」の舞台としての町並みや福田家さんの貴重な保存資料などを生かすことができれば、さらに魅力が増すものと、そういうふうを考えております。

議員のお尋ねの関係でございますけれども、建物の関係でございますけれども、基本的に建物は、一般論でございますけれども、個人の建物なので、個人の所有物であるということと考えております。ただ、今後の問題として、あるいは制度として、例えば町の景観地区に指定するとか、いろんなそういう制度的なものを網をかけることによって、町と一緒になっていくということは可能であると一般論として思っております。ただ、現状ではそういうことはありませんので、今は個人の判断によるものと思っております。

ただ、先ほど申したように、湯ヶ野地区の「踊子」の舞台としての重要性は私も感じているところでございます。

また、今後の話でございますけれども、特に共同湯の関係については、私も申し上げたように、正確な情報が入ってきておりません。区からも聞いておりませんし、それから個人の方の情報も特に、所有者の方の情報も入ってきておりません。それで、区の情報も、議員が壊すように決まったという話を今おっしゃっているわけでございますけれども、ほかの議員も言ったかと思うんですけれども、その正確な情報なのかどうなのか、もう総会にかけて決まったことなのか、あるいは区民の意思がどうなのかということも含めて、ちょっとまだ不確定な部分があるのではないかなと思いますので、この場では私の回答は控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから、昨年に湯ヶ野の区のほうで来庁したときのちょっと話をさせていただきたいと思っております。

昨年9月28日に湯ヶ野区の区長様をはじめ、役員の方が町のほうに来ました。そのときは、土地の所有者が町になっているので、町に何とか今後協力をしてもらいたいというようなお話でございました。町では、過去の経過を確認をし、町名義となっておりますが、実質的に

は湯ヶ野区の所有である旨を伝え、ただ単に共同湯として残すのではなく、観光施設としての活用といったことも考えるのであれば、町も協力できるのではないかというようなお話をさせていただきました。地区としての意見がまとまれば、また話し合う旨を伝え、そのまま終わっております。

その後、地区のほうからは何の話もなく、現在に至っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 経過の説明、ありがとうございました。

私どもは本当に言いますと、一部の町民の方から聞いて、この共同湯が取壊しになるというような情報から、やはり先ほど町長のほうも、この湯ヶ野地区については歴史的な地域として大事に思っているということもありますと言われました。私も本当に同じ気持ちであります。その中で、やはり今後どういう形で残していくのか。

今の総務課長からは、観光施設として残すならば町として協力をしますよという回答をして、そこで終わってしまっているという回答もありましたが、どのような経過にしる、私の今聞いている範囲ですと、この3月には取壊しが始まって、共同湯だけが残るというふうになっております。もしそうなったときに、本当に、先ほど言ったように、例えば福田家さんにつきましては、本当におかみさんが一生懸命頑張って、大正から昭和初期のこの福田家さんの風情を残して、また川端康成先生の手稿ですとかも非常に大切に保存して、それこそ河津町の観光に多大に寄与していると思います。

それを含めて、先ほど言いましたように、小説の舞台に、実際本当に対岸の共同湯から踊り子が手を振ったというようなところも出てきております。それを考えますと、やはり先ほど文化財、そちらについては今後検討して残すという中で、福田家さんは先ほどのしずおか遺産の中で登録されておりますけれども、町として、ぜひこの湯ヶ野地域の風景ですとか、それに含まれます建物等について、河津町の文化財、条例を使いまして残すことができればご検討をいただきたいなということと、総務課長のほうから、今の観光としてやるのであれば町としても協力しますという言葉がありましたので、こちらについては、どうしても、やはり湯ヶ野区さん、今の持ち主であります湯ヶ野区さんのほうの意向もあると思いますが、例えば今の建物がある程度壊すと、共同湯が全ての今の底地にあると思いませんので、例えば横に空いたような土地があれば、そこに町のほうから提案して、少し観光の足湯を造ったり、いろんなことができると思います。ぜひそういうことを提案していただいて、今後、こ

の湯ヶ野地域の歴史的な景観や建物の保全というものについて真剣に取り組んでもらいたいと思います。

先ほど、昨日の宮崎議員のほうの質問にもありましたが、この川端康成の文学というのは、このシンポジウムですか、国際シンポジウムの中で発表している方がパリ大学、ナポリ大学、カリフォルニア大学やイエール大学の教授です。本当にフランス、イタリア、アメリカのそうそうたる方々、大学教授がこの川端文学についてわざわざ日本まで来てお話しする。

また、インターネットを調べてみますと、このアジア圏においても、中国語や韓国語、またマレー語やインド語にもいろいろ翻訳されて、世界で約80か国以上でもって「伊豆の踊子」という名前でもって発売されていますよということで、文字どおり本当に世界にファンがいる川端康成の代表する作品だと思います。

そうなりますと、今後、今回の桜まつりでも本当にインバウンド、外国からのお客様がすごく増えている現状を鑑みますと、例えば桜まつりのときに「伊豆の踊子」の里である湯ヶ野温泉というものを一緒にPRしてみたり、ご存じのように、今日もう桜まつりが終わってしまいますと、いきなりお客さんは落ちるかもしれませんが、今後、世界からいろんなお客さんを呼ぶためのコンテンツとして十分使えるのではないかなというふうにも思います。

先ほどの観光という中でもってあった中で、静岡県においては、観光施設整備事業というものを申請して補助金も出るというふうに聞いておりますので、ぜひそのような情報ももって、これは湯ヶ野区さんのほうとお話が必要かと思いますが、ぜひともいろいろな方策を考えて、この湯ヶ野地区を残していただきたいということと、やはり今後、先ほど言いましたけれども、ここにいる誰もが、河津町において踊り子というコンテンツは観光に欠かすことができないコンテンツだと分かっていると思います。

川端康成先生が投宿した福田家さんや原稿は、本当に福田家のおかみさんが一生懸命守ってくれております。共同湯を含めた湯ヶ野温泉の景色や小説に登場する舞台を、後世の我々の次の世代の河津町に残すのは、我々議員を含め行政に携わる方だけではなくて、今を生きる河津町民の責務だとも思います。

ぜひ、ふだんの町長、オール河津、町民の声を聞くというふうに標榜されている行政を行っておりますので、この河津町における歴史的な景色や景観、建物を残すことに当たって、先ほどの河津町文化財保護条例、これにちょっと真剣に、真剣にというか取り組んでいただいて、この湯ヶ野温泉以外にも、例えば河津三郎の関係ですとか、旧下田街道等もそういう歴史的なものに当たるのかと思います。ぜひいろんな町民の皆様の意見を聞いて、今後も議

論を重ねて取り組んでいただきたいと思いますと思ひまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員の一般質問は終わりました。

これをもって、今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

午後2時5分まで休憩します。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時05分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住所、河津町笹原282番地。

氏名、鈴木俊江、昭和38年8月4日生まれ。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由でございますが、本案は、現在、委員を務められている後藤一代氏の後任として、推薦同意を求めるものであります。後藤氏の任期は令和6年12月31日までとなっておりますが、自己都合によりまして、本年6月末をもって退任したいとの申出を受けて、後任者を

推薦するものであります。

鈴木俊江氏は、幼稚園教諭として20年余り河津町内の幼稚園に勤務した後、現在は家庭的保育の補助に携わっており、子供の気持ちに人一倍寄り添えることができます。また、人柄も明るく温厚で人当たりがよく、社会貢献での精神が旺盛で積極的な活動が期待されるため、適任者であります。

なお、任期は令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3か年であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり推薦について適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり推薦について適任とすることに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第1号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、河津町見高547番地の3。

氏名、飯田守、昭和31年12月29日生まれ。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由でございますが、飯田氏は平成31年4月21日に選任をされ、現在1期目であります。令和5年4月20日に任期を迎えることから、引き続き2期目をお願いするところでございます。

なお、新たな任期は令和5年4月21日から令和9年4月20日までの4年間であります。同意についてご審議をよろしくお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第1号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、議案第2号 河津町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第2号 河津町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について。

河津町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第2号 河津町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律が公布されました。これに伴い、関係条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

条例第 号。

河津町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例。

恐れ入ります。定例会資料1ページ目をお開きください。

2の改正内容でございます。

定年延長に関わる措置として5点ほどございます。

1点目でございますが、定年年齢の引上げに関する規定の整備でございます。

職員の定年年齢の段階的引上げ65歳とするための規定の整備を行うものでございます。

表のように、令和5年度から引上げを行い、令和13年度には65歳となります。

2点目でございます。

管理監督職勤務上限年齢制に関する規定の整備でございます。

管理監督職勤務上限年齢に達した管理監督職の職員については、翌年の4月1日までに非管理監督職に降任する規定を設けるものでございます。

3点目でございます。

定年前再任用短時間勤務制・暫定再任用制度に関する規定の整備でございます。

60歳に達した日以後の4月1日から、定年退職の日までの間、退職した職員を短時間の職に再任用できる規定を設けます。また、現行の再任用制度は廃止を行います。

なお、定年年齢の引上げ間、現行と同様に再任用できる制度を暫定的に措置するための規定を設けます。

4点目です。

情報提供・意思確認制度に関する規定の整備です。

職員に60歳以降の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認するための規定を設けます。

5点目です。

60歳を超える職員の給与に関する規定の整備でございます。

60歳に達した日以後、最初の4月1日以後の職員の給与の月額を7割水準とする規定を設けます。60歳に達した日の属する年度の3月31日以後に退職する場合に、定年年齢引上げ前に退職する場合と比べ、退職手当が下がらないようにする規定を設けます。

3でございます。

施行期日でございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。ただし、情報提供・意思確認制度に関する規定は公布の日からとなります。

次のページをご覧ください。

4、河津町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の内容でございます。

関係する条例、10の条例の一部改正や廃止を行います。

各条例の主な内容ですが、第1条に、河津町職員の定年等に関する条例の一部改正でございますが、職員の定年年齢の引上げ、管理監督職勤務上限年齢の導入、役職定年制による降任等の特例、定年前再任用短時間勤務制の導入、暫定再任用の特例、事前情報提供・勤務意

思確認制度の導入でございます。

第2条としまして、河津町職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、そちらのほうにつきましては、定年年齢引上げ後の給与の取扱い、これについては給料の月額7割措置といったものでございます。また、地方公務員法改正に伴う用語の整理等を行います。

第3条の河津町職員の旅費に関する条例の一部改正では、地方公務員法改正に伴う用語の整理等を行います。

第4条の河津町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正では、懲戒を受けた職員が定年延長による給料月額7割措置等による降給となった後の減給処分の規定を設けます。

第5条の河津町水道・温泉事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、また、第6条の河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、地方公務員法改正に伴う用語の整理等を行います。

第7条の河津町職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、役職定年後も管理監督職にとどまるものは育児休暇ができないとする旨の規定を追加をするものでございます。

第8条の河津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正では、地方公務員法改正に伴う用語の整理等を行います。

第9条の河津町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正では、役職定年後も管理監督職にとどまる者は派遣職員としない規定の追加等を行います。

第10条では、河津町定年退職者等の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

次に、定例会資料最終ページのほうをちょっとご覧いただきたいと思いますが、53ページの次のところに資料をつけてございます。

職員の定年年齢引上げの議案の追加資料といったものをつけてございます。そちらのほうをご覧いただければと思います。資料の53ページの次のところでございます。

これは、定年延長が実施されて、段階的に引上げ期間中の職員について、60歳から65歳までの職員の立場を示したものでございます。

60歳以降、定年までは常勤の職員、または定年前に退職した場合は、定年前再任用短時間職員として勤務が可能となります。定年後でございますが、定年後は65歳までは暫定再任用として勤務することが可能となります。

なお、60歳から定年まで常勤職員として雇用する職員については、職員の定数条例に含まれますが、それ以外の者については定数以外の職員となります。これは、各年代ごとの年により、何歳までが常勤雇用、それから、その後について暫定任用職員をまとめた表でござい

ますので、またご確認願えればというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、議案のほうにお戻りいただきまして、議案の付表といったところでございます。ごめんなさい。議案の附則でございます。議案の附則のほうへお戻りください。

議案の附則でございます。

まず、施行期日第1条でございます。

この条例は令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

それから、第2条でございますが、河津町職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置を掲載してございます。そちらのほうにつきましては、第2条から第11条までを附則として掲載しております。

それから、河津町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置を第12条に、それから、河津町水道・温泉事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置といったものを13条に、それから、第14条には河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置、それから、第15条には河津町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置、それから、第16条には河津町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置を掲載してございます。

それから、委任といったことを17条に掲載しております。

附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が定めるとしております。

定例会資料3ページから38ページまでには、各条例の新旧対照表をつけてございますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） すみません。上村でございます。

2点ほどございまして、まず1点目が、この定年延長期間中は、2年に一度ぐらい退職者が出ないという、多分感じになるんじゃないかなと思うんですけれども、その場合の新規の採用計画についてどのような感じでやっていくのか、確認でございます。

もう一点が、定年延長後、60歳の方がこれから増えてくるという感じになるんでしょうけれども、20代の若手職員、これの負担がちょっと増えるんじゃないかなと思うんですけども、この辺の対策についてどう考えているのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） まず、定年延長になるまでの間ということでございますが、町の職員の今の職員の年齢から見ますと、退職年齢まで迎えるまでに、あと2年ほど退職者がいないのが現状でございます。

そういった中で、新規の採用職員といったことでございますが、何人といった細かいところまでは、まだ業務として詰めておりませんが、少しずつ採用していきたいというふうに考えております。というのは、職員の年齢構成上、ある程度固まった年齢ではなく、ある程度、その年代、その年代に職員がいるような体制を取りたいということも考えておりますので、職員についての採用というのは少しずつ進めていきたいというふうに考えております。

それから、20代の職員といったものが少し負担が大きくなるのかといったことの質問でございますが、逆に、この定年延長になったことによって、そういった若手職員のフォローアップといったものを、この60歳を過ぎた職員ができるのかなというふうにも考えておりますので、そういった点については、逆にいろんなことを教えながら職員の育成に努めていくといったことをしていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○7番（上村和正君） 了解しました。ありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 5番、渡邊です。

文面には出てこないわけですが、管理監督職というのが60歳で降りてしまうということになると、61歳になった時点から管理職にならないということですから、一般の職員というか、係長以下に戻っていくのかなと考えますけれども、昨日までの上司が部下になるということというのは、書面上では問題はないとは思いますが、いろんな付度だとかそういうことがあって、非常に仕事がやりにくいのかなという点も出てくるかと思いますが、その辺の考え方の充当とか監督方法についてという、町長、副町長等の監督力が非常に重大になってくるのかなと考えますが、その辺についてはどのようにお考えか、ちょっとお聞かせください。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 先ほど言ったとおり、60歳を過ぎますと、役職定年という形の中で各課の職員として今度働くような形になると思います。

そうすると、先ほど言ったとおり、渡邊議員が言ったとおり、年齢が上の者が下につくといったことで、やりにくさは少しはあるかと思いますが、その仕事の内容といったことの中で、逆に課長のフォローとか、そういったこともできるかなというふうに考えております。

今、年齢が上だから管理職なるということではございませんので、仕事の能力等を考えながら管理職にしているということもございますので、現在でも職員の中では上の者が下位にいるといったようなこともございますので、そういった中で対応していくのかなというふうに思います。

やりにくさというよりも、逆にそれを力に変えた中で、今後業務に当たっていただくような形を考えたいというふうに思います。

また、定年退職、定年じゃなくて役職定年をした職員の業務といったものに対して、今後いろいろなことを見直しながら、どういった業務を当て込もうかといったことについて、今後検討していきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 言葉で言えば、今、課長の言ったとおり、そういう形でやっていければ一番いいなとは思いますが、心の中で非常に難しい点が出るかと思ひます。その辺のフォローが、町長、副町長がしっかりと見てやっていただければいいな、このように感じていますので、よろしくお願ひします。

○議長（遠藤嘉規君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） その辺のフォローはしっかりとやっていきたいなと思ひます。

また、まだ、この施行は4月1日からですが、対象となるまでには2年間ございますので、その中で、職員にはそのような形の中で対応できるように研修等を進めていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） そのほか質疑がある方は挙手を。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 1点お伺ひします。

今回の改正により、60歳以降、65歳、最長で5年間、定年後に勤務する方が出てくると思ひますが、例えば役職を解かれて、その後に異動した後に、例えば60歳で異動した

後に、その後の異動、定期異動のほうへその方々は乗るのかどうか教えてください。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 60歳以上の方が異動等、対象はどうかという話でございますが、先ほどもお話ししましたとおり、業務の内容等を今回精査した中で、どの業務に役職だった方は充てたほうがいいのかとか検討をさせていただきながら、通常の異動といった中で動かしていきたいなというふうに考えております。

仕事の内容を精査した中での話でございますので、そういった中での対応という形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今回の回答で、人によっては65歳以降、何年勤めるかにもよりますけれども、通常の異動の対象になるということで、ご認識させていただきました。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） そのほか質疑がある方は挙手をお願いします。

[発言する人なし]

○議長（遠藤嘉規君） ないようでしたら閉じさせていただきますが、よろしいですか。

[発言する人なし]

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第2号 河津町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、議案第3号 河津町職員の降給に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第3号 河津町職員の降給に関する条例の制定について。

河津町職員の降給に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第3号 河津町職員の降給に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、令和5年度から定年年齢の引上げや管理監督職勤務上の上限年齢制などを導入することに当たり、降給に関する規定の制定が必要となり、これに伴い条例を制定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町職員の降給に関する条例でございます。

こちらのほうの条例でございますが、第1条に本条の目的について掲載をしております。

第2条には降給の種類を定めております。

それから、第3条、第4条では降格、それから、降号の事由を定めております。

それから、第5条では通知書の交付、第6条では受診命令に従う義務、それから、第7条には雑則を定めております。

附則でございます。

第1項には、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

第2項でございますが、第2条で定める降給に給与月額の7割水準を含めます。

第4項には、公営企業の職員に該当条例を準用するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第3号 河津町職員の降給に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第6、議案第4号 河津町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第4号 河津町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

河津町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、議案第4号 河津町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について説明をさせていただきます。

こちらの制定趣旨ですが、令和3年に改正が行われました個人情報の保護に関する法律の公布に伴う関係条例の制定を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町個人情報の保護に関する法律施行条例です。

定例会資料で説明させていただきますので、定例会資料39ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号、5号、6号の資料ということでつけさせていただきます。

まず、個人情報保護に関する法律の改正に伴います制度の概要について説明をさせていただきます。

令和3年に改正行われました個人情報の保護に関する法律の公布によりまして、これまで国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者等及び各地方公共団体がそれぞれのルール、法律、条例等に基づき行ってきました個人情報保護制度について、デジタル社会の進展に伴いまして、個人情報保護とデータ流通の両立が求められる中、個人情報保護制度が見直され、令和5年4月1日から改正個人情報保護法において、全国的に統一されたルールが設けられるということになりましたので、改正するものでございます。

以下に図をつけてございます。

以前、当町を含む各市町は、各個別の個人情報保護条例というものを持って管理をしてきたということでございますが、今度、改正後につきましては、所管が個人情報保護委員会の所管によりまして改正後の個人情報保護法によりまして、統一されるということでございます。

2番目の河津町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定関係を説明させていただきます。

法律と条例の関係でございますが、改正個人情報保護法では、個人情報の定義、収集、利

用、提供、取扱い等に関する規定が全国共通ルールとして定められております。

改正個人情報保護法の施行に関しまして必要な事項として、同法で委任された事項、または条例で定めることが許容される事項を新たに規定するため、河津町個人情報保護条例を廃止をいたしまして、新たに河津町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。

主な制定内容でございます。

まず、(1)としまして定義について、第2条関係で記載してございます。

改正個人情報保護法では、町の機関として、町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員会が同法の適用を受けることとなっておりますが、河津町では、上記に合わせまして、河津町の区域内にある財産区において保有をする個人情報についても同法の適用を受けるよう、実施機関として加えるものでございます。

(2)としまして、開示決定等の期限の短縮の努力ということで、第4条に記載してございます。

次のページをお願いします。

改正個人情報保護法では、開示請求があった日から30日以内に開示決定を行うこと、また、事務処理上困難であると正当な理由があるときは、30日以内に限り、その期間を延長することができることとされておりますが、河津町個人情報保護施行条例におきましては、開示請求があった日から14日以内ということで、開示決定を行うよう努めるというものでございます。

次に、(3)です。

開示請求にかかる手数料等についてでございます。第5条関係でございます。

改正個人情報保護法では、開示請求する際、手数料については各地方公共団体で定めるところとされております。このことから、河津町個人情報保護施行条例につきましては、現在運用している河津町個人情報保護条例と同様に、無料としていきたいと思っております。また、写しの交付を行う場合には、開示請求者に写しの作成及び送付に係る費用を実費として負担していただくものでございます。

続きまして、(4)です。

河津町情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する規定ということで、第8条関係でございます。

改正個人情報保護法では、地方公共団体に、施策を講ずる場合等において、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審査会、その他の合議制の機関

に諮問することができる」とされていることから、河津町個人情報保護法施行条例につきましては、河津町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができるということで定めるものでございます。

(5)としまして、河津町個人情報保護条例の廃止ということで、現行あります河津町個人情報保護条例につきまして、今回の条例制定により廃止するものでございます。

それでは、議案第4号にお戻りいただきたいと思います。

すみません、附則でございます。

附則第1条に、施行期日を記載してございます。

第2条に、河津町個人情報保護条例の開始をうたってございます。

第3条に、旧条例廃止に伴います経過措置を記載してございます。

第4条に、河津町公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例内の一部を新条例制定、旧条例廃止に伴い改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） この条例に対してという質問ではないんですけれども、先ほどから、この法律の施行が令和3年ぐらいから、要は施行になっているわけなんですけれども、令和5年4月1日から運用する最終のもうぎりぎりのところでこの議案が出てくるんですけれども、こういうのはもう少し早めに提案してというような形にはならないんでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） すみません。令和3年に、こちら法律が改正されまして、それで、施行が令和5年4月1日ということで、国からのそういった条例改正の情報とか、そういったものの情報も出た中で、業者にお手伝いいただいて改正したものでございます。

できれば、議員言うように、もうちょっと早く提案できればよかったんですけれども、大変ぎりぎりになって申し訳ないんですけれども、一応そういった形で手續をさせていただいたというので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） この保護条例だけじゃなくて、前の給与の話も全部同じなんですよ。

だから、基本的には、そういう法が改正されるに当たり、最後の最後のぎりぎりに出すのではなくして、今議会のほうにはもう少し早めにご提案があつて、そういう審議がされるというような形を取っていただければ一番ありがたいかなというふうに思いましたので、質問をさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第4号 河津町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第7、議案第5号 河津町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第5号 河津町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につい

て。

河津町情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 議案第5号 河津町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、説明をさせていただきます。

制定趣旨ですが、令和3年に改正が行われました個人情報の保護に関する法律の公布に伴います関係条例の制定を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町情報公開・個人情報保護審査会条例でございます。

河津町個人情報保護法施行条例第8条の規定によりまして、諮問を受ける審査会の設置、審査会の組織、運営等、審査会における諮問に応じた審査審議の手續等について、河津町情報公開・個人情報保護審査会条例を新たに制定するものでございます。

まず、趣旨につきまして第1条でうたっております。

設置につきまして第2条でうたっております。

定義について第3条、所掌事項について第4条、組織について第5条、委員について第6条、会長及び副会長について第7条、審査会の調査、審議につきまして第8条、審査会の調査権限につきまして第9条、意見の陳述につきまして第10条、意見書等の提出につきまして第11条、提出資料の写しの送付等につきまして第12条、審査請求に係る調査、審議手續の非公開につきまして第13条、答申書の送付等につきまして第14条、個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議ということで第15条、委任につきまして第16条、罰則につきまして第17条に規定をしております。

附則としまして、第1条でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、次の条の規定は公布の日から施行するということで、第2条、委員の委任に関する準備行為ということで、4月1日の施行前に準備行為が行われるよう規定をしております。

第3条に旧情報公開審査会の廃止に伴う経過措置を記載してございます。

続きまして、第4条に旧個人情報保護審査会の廃止に伴う経過措置を記載しております。
説明は以上となります。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第5号 河津町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第8、議案第6号 河津町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第6号 河津町情報公開条例の一部を改正する条例について。

河津町情報公開条例（平成14年河津町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明します。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 議案第6号 河津町情報公開条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

こちらの改正条例の趣旨ですが、令和3年に改正が行われた個人情報の保護に関する法律の公布に伴います関係条例の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町情報公開条例の一部を改正する条例です。

定例会資料で説明をさせていただきますので、定例会資料40ページをお開きいただきたいと思います。

40ページの下段になります。4番の河津町情報公開条例の一部を改正する条例関係でございます。

改正個人情報保護法では、保有個人情報に係る開示請求があった場合における非開示情報が定められております。これらの非開示情報は、河津町情報公開条例で行政文書に係る開示請求があった場合における不開示情報と整合性を取る必要があるため、必要な改正を行うものでございます。

主な改正内容は以下のとおりでございます。

1としまして、非開示情報の改正を第7条関係、河津町情報公開・個人情報保護審査会設立に伴い、条文の改廃、第19条改正、第22条から27条の削除関係でございます。

3、河津町情報公開審査会廃止に伴います委員罰則条文の削除でございます。第37条関係でございます。

それでは、議案第6号 河津町情報公開条例の一部を改正する条例の附則へお戻りいただきたいと思っております。

附則、施行期日でございます。

第1項 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

適用区分でございます。

第2項 この条例に関する改正後の河津町情報公開条例第7条の規定は、この条例の施行

の日以後に行われる新情報公開条例第13条第1項に規定する開示決定等について適用する。

なお、定例会資料41ページから46ページまで新旧対照表を添付してございますので、参考としてください。

説明は以上となります。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第6号 河津町情報公開条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

法案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第9、議案第7号 河津町職員定数条例及び河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第7号 河津町職員定数条例及び河津町水道事業の設置等に関する

る条例の一部を改正する条例について。

河津町職員定数条例（昭和40年河津町条例第2号）及び河津町水道事業の設置等に関する条例（昭和46年河津町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明します。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第7号 河津町職員定数条例及び河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

河津町職員の定数及び河津町水道事業の事務を処理する職員について、業務量の増加や今後の職員採用、定年延長に伴う職員の数等を勘案して、定数の変更を行うものでございます。

なお、職員の実数につきましては、定員管理計画を策定、見直しながら、今後行っていく予定であります。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町職員定数条例及び河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

河津町職員定数条例の一部改正。

第1条 河津町職員定数条例（昭和40年河津町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「84人」を「90人」に改め、同条第3号中「2人」を「3人」に改め、同条第6号中「7人」を「8人」に改め、同条第7号中「職員4人」から「計20人」までを削る。

河津町水道事業の設置等に関する条例の一部改正。

第2条 河津町水道事業の設置等に関する条例（昭和46年河津町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「7人」を「8人」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

なお、定例会資料47ページのほうに新旧対照表をつけてございますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 町の職員の定数の増ということでございますけれども、ここに来て町の人口が相当減っていくわけです。減っている現状があります。もう7,000を切って6,000幾つと。そういう状況の中で職員の定数を増やしていく。これ、我々ちょっと職員の方たちの仕事の内容がまだ全然見えていないんですけれども、これ、人口が減ったから仕事が減るということはないのかなとは思いますが、人口が減ることによって、税収の面とかもろもろのことを考えると、あえてここで職員を増やす理由というのを教えていただきたい。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） まず、町の人口につきましては、渡邊議員のおっしゃるとおり、かなり減ってきておるのが現状でございます。

ただ、国からいろんな業務、権限移譲等で仕事といったものに対してはかなり下りてきているのが現状でございます。また、町民から求められるものに対応するというのを考えると、かなりハードなものを求められているというふうに感じております。

また、職員の休暇等、ある程度カバーすべき点ということもかなり出てきておりますので、そういったものに対応する面でも、職員といったものを今回条例の定数の中で増やさせていただきたいというふうに考えているものでございます。

なお、町長部局の職員の数でございますが、この定数条例、現在84人でございますが、現在の職員数は81名でございます。それから、令和5年4月1日現在、採用等勘案をしますと、現在予定をされておりますのが84名、ちょうどぎりぎりの数といったことを予定しております。

今後、先ほども説明をさせていただきましたが、採用計画等を踏まえますと、ある程度職員をカバーしながら、若い世代といったことも職員を確保していきたいということも考えまして、今回人数のほう、定数条例のほうを変更させていただきたいといったものでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 今のお話でお伺ひいたしますと、国からの仕事量が増えていると。国

からの仕事量が増えれば、必然的にその仕事に対する交付税等の措置がされるのかなという事はどんな形なんだろうかとということと、職員の休暇についても、前々から町の職員についてはしっかりした形の要は休暇を取れるようなシステムになっていると思うんですけども、それが結局しっかりした形で取り組んでいきたいということなんだろうけれども、理由は分かりますけれども、やはり町民の気持ちの中で、これだけ経済的に町民も負担が大きい中で、あえてここで町の職員の増をするということは、非常に町民の気持ちからすると、何でだというような声が出てくるんじゃないかなという危惧がされるわけですけども、そこら辺も踏まえて、国からの仕事の増に対する費用はどうなっているのかと、それをあえて人口減に対する部分で増員をしなければならない理由をもう一度お願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） まず、国から業務が増えてくるといったことの中で、まず権限委譲といったことの中で権限委譲交付金といった形の中で措置がされているものがあります。これ、国からというよりも、国が県に落とされ、県から町へという形になりますが、そういったものがかなり増えてきているのかなというふうに思います。

また、最終的に町の標準財政規模といったことの中で考えていくような形になろうかと思っておりますので、最終的には交付税措置の中で対応といったことになろうかというふうに思っております。

どの業務、国から下ろされた業務といったものに対しては、国庫の補助金等を使った中で事業を行いますし、また一般的に行わなければならない最低限の生活をといったことに対しては、交付税措置といった形で考えておりますので、そういった形の中でのお金が入ってきているというふうに考えております。

また、先ほど言ったとおり、町の人口が減っていく中で職員がそれだけ増やしてというような感情というのは分かりますが、実際、職員の中でもかなり遅くまで仕事をしている職員も現在いるのが現状でございます。職員の負担といったことを、かなり大変だなというふうに思いますし、それを町民にもう少し分かるというか、町はこういうことをやっているんだということを少し仕事の内容を伝えながら、町の業務に対して理解をしていただくといったことを今後していくべきかなというふうに思いますので、その点についても今後考えさせていただきますというふうに思います。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 本当はこれ大事なところなんで、あえて増やすことに対して町民の理解をどうやって得ていくか、それが例えば5人にしろ10人にしろ、同じことだと思うんですよ。人口が減って行って職員が増えていく。じゃ、そこでどういう仕事が増えたからという要は理由がないとやはり説明ができないので、そこら辺はじゃ町の仕事としてそういう形で取り組んでいただきたいというふうに思います。分かりました。ありがとうございます。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今、渡邊議員のほうから、人員増に対する回答ありましたが、やはり職員の仕事が忙しいというところが一番大きな原因だと思います。

今現在、日本ではワーク・ライフ・バランスですとか、年間労働時間の削減というものが叫ばれておる中で、今回のこの職員の増によって、例えば増えたことによって平均の労働時間がどういうふうになるかとか、先ほど言った休暇の取得が増えるとか、そのような統計取っているようでしたら、お教えてください。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 職員の休暇等の統計というのは、年度末でまとめているだけでございますので、今ちょっと手元に資料がございませんが、年間の年休等の消化についてはかなりよくなってきているのかなというふうに思っております。

また、特別休暇、今回ですとコロナの関係とかでも、かなり特別休暇扱いをさせてもらいましたので、そういったことに対しては多くなってきているのかなというふうに思っています。

データでちょっとまとめたものというのは特にございませんので、また今後提供できる資料があれば提供していきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今データがないということですが、今後ぜひとも、やはり今の渡邊議員からもありましたように、やっぱり一番大きいのは町民に対してどういう説明がつくということだと思います。そのときにどういう仕事が増えたとかということも大事ですけれども、やはり数字で表す。例えば、今年間労働時間が2,000時間超えて2,100とかってなるとか、そういうのも出ると思いますので、ぜひそういう数字も採録して説明等に使用していただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 時間的なものといったのは数字で表していると思うんですが、行政って地方公務員といったものに対しては、どこまでサービスを提供するかといった、すごい難しい点があるかと思imasので、また情報できる場については情報提供したいというふうに思います。

それから、仕事の内容と言っではあれなんですけど、いろいろな方がいらっしゃいます。町民の中でもいろんな方がいらっしゃいますので、それぞれ町民の求めるものといったものも多種多様でございますので、どこまでを取り入れて行政として行うか、そこら辺の精査といったものも今後必要となってくると思imasので、その点については今後検討させていただきたいなというふうに思imas。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） はい、了解しました。

労働時間には、例えば必ずどこの職場も1日労働時間が何時間、年間で何時間というのが決まっていると思imas。その中で、通常の労働時間と時間外労働時間、どういうものかとか、そういうところもぜひ示すほうが、例えば各職員にとっても人が増えたことによって、自分の仕事がこれだけ軽くなったというのも実感できると思imasので、よろしくお願imas。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） そのほか質疑がある方は挙手をお願いします。

10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） この職員の定数に関してですけれども、この根本的な原因は、15年前から10年前にかけて団塊の世代が大量に退職した、その原因があると思imas。当時は行財政改革という形の下で、定数が一挙に減り、他市町に比べて河津町は非常に異常なぐらい職員定数は少なくなっています。

私、何年前、五、六年前だったと思imasけれども、決算審査のときに、そのような形の下で若い職員が退職する異常事態がありました。残業が非常に多い事態がありまして、適正な定数に見直すようという事で意見書を出させていただいた覚えがあります。

やはりそういったことを勘案しますと、今回の定数増はやむを得ないといimasか、分母が非常に小さいためにこういう現象が起きていると、そういうことも理解した上で適正な定

数を見直していったほうがいいと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第7号 河津町職員定数条例及び河津町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

3時20分まで休憩します。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時20分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第10、議案第8号 河津バガテル公園の設置及び管理に関する条

例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第8号 河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例（平成13年河津町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明します。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、議案第8号 河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の説明を行います。

主な趣旨ですが、河津バガテル公園が令和5年4月1日から民間事業者によります指定管理となるため、指定管理者からの提案によります公園利用料金の変更によります条例改正でございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津バガテル公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条削除。

別表を次のように改める。

別表第8条関係、公園利用料金。

種別、フラワーシーズン。区分、一般大人1,200円、小中学生400円、幼児無料、団体大人900円、小中学生200円、幼児無料。その他の期間、一般大人500円、団体400円、小中学生200円、団体100円でございます。

備考1、団体とは10名以上とする。

2、河津町が発行する河津バガテル公園町民施設利用券持参者は無料とする。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

でございます。

なお、定例会資料48ページに新旧対照表を添付してございますので、参考としてください。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第8号 河津町バガテル公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第11、議案第9号 河津町町営バス設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第9号 河津町町営バス設置条例の一部を改正する条例について。

河津町町営バス設置条例（平成18年河津町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明します。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 議案第9号 河津町町営バス設置条例の一部を改正する条例でございます。

条例の趣旨ですが、小学校統合によります西小学校閉校に伴います通学路線廃止及び小中学生の通学費用無料化に伴います条例改正でございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町町営バス設置条例の一部を改正する条例。

河津町町営バス設置条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表、逆川線の項、運行区間の欄中「～西小学校」を削る。

第5条第1項第1号中「4月1日現在において7歳未満」を「中学生以下」に改め、同条第2項中「児童、生徒」を「高校生」に改める。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

なお、定例会資料49ページに新旧対照表を添付してございますので、参考としてください。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。よろしいですか。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） すみません、運行回数について1日13便以内というふうになっていますが、実際に今1日何便動いているのか。

また、乗車率等によって減らせるものなのか、増やさなきゃならないのかというような判断があればお教えください。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 便数をちょっと後でお答えさせていただいていいですか、すみません。資料なくて申し訳ないです。便数については後で回答させていただきます。

また、便数の増減ということですが、この改正に伴います便数の増減はありません。

○議長（遠藤嘉規君） よろしいですか。

その他質疑がある方は挙手をお願いします。

企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） すみません、町長のほうが資料を持っていまして、1日13便です。

○議長（遠藤嘉規君） よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（遠藤嘉規君） それでは、以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第9号 河津町町営バス設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第12、議案第10号 河津町立学校開放施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第10号 河津町立学校開放施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例について。

河津町立学校開放施設等使用料徴収条例（昭和56年河津町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） それでは、議案第10号 河津町立学校開放施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本議案の提案理由でございますが、令和5年4月1日の小学校統合に伴い、東小学校、西小学校が廃校となり学校施設ではなくなることで、南小学校の施設が河津小学校の施設となるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いします。

条例第 号。

河津町立学校開放施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例。

河津町立学校開放施設等使用料徴収条例（昭和56年河津町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加える。

別表を次のように改める。

別表につきましては、定例会資料にて説明させていただきますので、定例会資料の50ページ、51ページをお開きください。

学校の名称、東小学校、西小学校、南小学校を河津小学校とし、使用料は南小学校の金額が河津小学校の金額となります。

また、南小学校のミーティングルームと卓球場につきましては、学童保育で使用しているため削除となります。

それでは、議案のほうにお戻りください。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 1点、学校施設でなくなるということで、西小学校と東小学校が削除ということになりましたけれども、この前のいろんな説明を聞いているところだと、学校施設でなくなるから、今度は管理が変わってグラウンドについては自由に使えるという話が出ておりました。

そんな中で、東小学校、西小学校のグラウンドを一部、グラウンドゴルフ等をやっている方たちには、この金額というのはどのようにっていくのか、それについて。

学校施設でなくなるから、学校の条例では関係ないと言われればそのとおりなんですけれども、それについてはどのようにっていくのか、ちょっと解説をお願いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） これまで学校施設として利用した場合には、この学校施設の開放使用料等の徴収条例の中でうたわれておりましたので、この条例に伴う使用料等を徴収しておりました。

今度、この前一般質問等ございましたとおり、自由開放という形でございますので、特に料金等の徴収は考えておりません。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） それでは、無償開放ということでもいいわけですか。

じゃ条例等も一切なしということで理解しました。ありがとうございます。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第10号 河津町立学校開放施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第13、議案第11号 河津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第11号 河津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

河津町国民健康保険条例（昭和39年河津町条例第13号の2）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（臼井理治君） それでは、議案第11号 河津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

提案理由でございます。

少子化対策として子育て世帯の負担を軽減するため、出産育児一時金を引き上げるものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

河津町国民健康保険条例（昭和39年河津町条例第13号の2）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するということでございます。

なお、定例会資料52ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしてください。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 出産一時金の増額については、町民の方も関係する方、本当に喜ぶことだと思います。

この中で、この42万円を50万円にした根拠というものがもしあればお教えてください。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（臼井理治君） この改正につきましては、令和5年2月1日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことによりまして金額が定められております。

以上です。

○1番（正木誠司君） ありがとうございます。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第11号 河津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第14、議案第12号 河津バガテル公園施設使用料徴収条例及び河津町河津バガテル公園運営基金条例の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第12号 河津バガテル公園施設使用料徴収条例及び河津町河津バガテル公園運営基金条例の廃止について。

河津バガテル公園施設使用料徴収条例（平成13年河津町条例第9号）及び河津町河津バガテル公園運営基金条例（平成13年河津町条例第10号）を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当者より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、議案第12号 河津バガテル公園施設使用料徴収条例及び河津町河津バガテル公園運営基金条例の廃止について説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、以前、河津バガテル公園、第三セクター株式会社の指定管理者が施設を使用する際に協議により使用料等を規定した条例ですが、新たに民間企業の指定管理に伴い、現在の運営状況を鑑み、条例を廃止するものでございます。

また、河津町の河津バガテル公園運営基金条例につきましても、基金残高がなく、積立ての予定もないことから廃止するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津バガテル公園施設使用料徴収条例及び河津町河津バガテル公園運営基金条例を廃止する条例。

次に掲げる条例は廃止する。

第1号 河津バガテル公園施設使用料徴収条例（平成13年河津町条例第9号）。

第2号 河津町河津バガテル公園運営基金条例（平成13年河津町条例第10号）。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第12号 河津バガテル公園施設使用料徴収条例及び河津町河津バガテル公園運営基金条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第15、議案第13号 デイサービス施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第13号 デイサービス施設の指定管理者の指定について。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第13号 デイサービス施設の指定管理の指定について説明をさせていただきます。

デイサービス施設の指定管理者を次のように指定する。

公の施設の名称、デイサービス施設。

指定管理者、所在地、河津町田中266番地。名称、社会福祉法人河津町社会福祉協議会。

指定期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

本提案理由でございます。

デイサービス施設は、指定管理期間の期限が令和5年3月末となっております。その更新を行うものでございます。

河津町公の施設に係る指定管理の指定の手續等に関する条例に基づきまして、河津町指定管理者選定委員会におかれまして審議され、現在までの事業の実績、今後の事業計画を考慮し、指定が妥当と認めたため、議案を上程するものでございます。

今回の指定管理の管理者の指定に関しまして、指定管理者選定委員会を1月16日、2月13日に開催をしております。事業実績や指定管理者の意向等を考慮した結果、3年間ということの上程でございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第13号 デイサービス施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第16、議案第14号 指定管理者の指定に係る決議事項の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第14号 指定管理者の指定に係る決議事項の一部変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、令和4年議案第61号で議決を得て指定した、河津バガテル公園の指定管理者の指定に係る記述事項を次のとおり変更することにつき議会の議決を求める。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第14号 指定管理者の指定に係る決議事項の一部

変更について説明をさせていただきます。

まず、指定管理者の変更でございます。

変更前でございます。

指定管理者、所在地、東京都千代田区外神田二丁目18番8号。名称、株式会社共立メンテナンス。

指定期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日。

変更後でございます。

指定管理者、所在地、東京都中央区築地二丁目12番10号。名称、株式会社共立ソリューションズ。

指定期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日。

提案理由でございます。

株式会社共立メンテナンスのグループ企業内での事業再編が行われました。株式会社共立メンテナンスが行う事業のうち、PKP事業、自治体向けの業務委託事業は、全国自治体に対する包括受託の運営体制や人材採用、育成やIT関連業務のノウハウなどを生かした株式会社共立メンテナンスの100%子会社である株式会社共立ソリューションズが行うこととなりました。

河津バガテル公園の指定管理による管理運営を行うに当たり、計画内容の変更はなく実施されること等から、指定管理者の変更を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第14号 指定管理者の指定に係る決議事項の一部変更についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第17、議案第15号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第15号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を変更することを関係地方公共団体の協議により定めることについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 議案第15号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約について説明させていただきます。

本規約の一部変更の提案理由でございますが、静岡地方税滞納整理機構が現在入居している静岡市内の建物について建て替え計画があり、所有者から退去を求められているため、藤枝市内の建物に事務所を移転する予定です。

については、本規約中、事務所の位置に係る規定を変更することを構成団体の協議により定めることについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を要するため提案す

るものでございます。

次のページをお開きください。

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約。

静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年総行市第1号）の一部を次のように変更する。

第6条中「静岡市」を「藤枝市」に改める。

附則。

この規約は、令和5年10月1日から施行する。

定例会資料の53ページに新旧対照表をつけてございますので、ご参照ください。

説明は以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第15号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を改正する規約についてを採決
します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後4時まで休憩します。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 4時00分

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第18、議案第16号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第16号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第9号）。

令和4年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,495万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,209万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

総務課長に申し上げます。

説明が長くなるようでしたら、着座にて説明をしてください。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、議案第16号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第9号）について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

年度末における事務事業の確定及び確定見込みによるもの、新型コロナウイルス感染拡大による地域経済対応の予算の前倒し確保、円滑に執行するための繰越明許費などの補正予算となっております。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

13款使用料及び手数料17万6,000円 1項使用料、同額でございます。

14款国庫支出金△632万円 1項国庫負担金△1,078万9,000円、2項国庫補助金610万2,000円、3項委託金△163万3,000円。

15款県支出金△410万3,000円 1項県負担金△479万3,000円、2項県補助金69万円。

18款繰入金△5,421万1,000円 2項基金繰入金、同額でございます。

19款繰越金 1億2,803万円 1項繰越金、同額でございます。

20款諸収入138万7,000円 5項雑入、同額でございます。

歳入合計6,495万9,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費4,900万6,000円 1項総務管理費5,505万5,000円、2項徴税费17万9,000円、3項戸籍住民基本台帳費△53万円、4項選挙費△569万8,000円。

3款民生費△2,036万8,000円 1項社会福祉費△1,154万4,000円、2項児童福祉費△882万4,000円。

4款衛生費769万8,000円 1項保健衛生費、同額でございます。

5款農林水産業費ゼロ 1項農業費ゼロ、2項林業費ゼロ、3項水産業費ゼロ。

6款商工費4,331万7,000円 1項商工費、同額でございます。

7款土木費△273万1,000円 1項土木管理費6万円、2項道路橋梁費△159万1,000円、5項

住宅費△120万円。

8 款消防費△187万円 1 項消防費、同額でございます。

9 款教育費△1,009万3,000円 1 項教育総務費△470万6,000円、2 項小学校費ゼロ、3 項中学校費△14万8,000円。

次のページをお願いいたします。

5 項社会教育費△436万4,000円、6 項保健体育費△87万5,000円。

歳出合計6,495万9,000円。

次のページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順に述べさせていただきます。

2 款総務費 1 項総務管理費、庁内ネットワーク更新事業4,295万1,000円、町有地購入事業3,666万1,000円。

5 款農林水産業費 3 項水産業費、見高地区護岸かさ上げ事業6,446万円。

6 款商工費 1 項商工費、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業4,313万円。

7 款土木費 2 項道路橋梁費、町道荻ノ入1号線（初景橋）橋梁改修事業5,563万円。

事業の内容でございますが、庁内ネットワーク更新事業につきましては、半導体不足による資源の納入が遅れたことに伴い、年度内の完成が見込めないことから繰り越すものでございます。

町有地の購入事業でございますが、農地転用等に時間を要しているため、繰り越すものでございます。

見高地区護岸かさ上げ事業につきましては、資材の調達に時間を要したため、繰り越すものでございます。

電力・ガス・食料品価格高騰重点支援事業は、コロナ禍における地域経済活性化のため、早期に事業実施したいため本補正予算に計上し、繰り越して実施するものでございます。

町道荻ノ入1号線（初景橋）橋梁改修事業は、資材調達に時間を要したため、繰り越すものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正。変更です。

事項、スクールバス運行业務委託。変更前、期間、令和5年から令和7年度、限度額9,000万円。変更後、期間、令和5年度から令和7年度、限度額5,600万円。

スクールバス運行业務委託を入札した結果により、限度額を変更するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4表 地方債補正でございます。

変更でございます。

起債の目的、変更前の限度額、補正後の限度額を説明をさせていただきます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

道路新設改良事業、1,000万円。変更後、960万円。

橋梁維持事業、4,680万円。変更後、4,720万円。

こちらにつきましては事業費の確定、それから財源更正を行うための補正といったものでございます。

次の7ページ、8ページの歳入歳出予算事項別明細書1、総括は省略をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

それでは、ここから座って説明をさせていただきます。

事項別明細書2、歳入です。

款、項、主要な事業について説明をさせていただきます。

13款使用料及び手数料1項使用料。こちらは農林水産使用料としまして、見高入谷温泉観光施設の使用料を徴収するものでございます。貸出しに伴い使用料の徴収でございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金。こちらにあっては事業費の確定による減でございます。障害者自立支援給付費負担金、それから児童手当の負担金といったものの減額でございます。

2項国庫補助金でございます。こちらにあっては衛生費の国庫補助金としまして、妊娠出産子育て支援交付金につきましては、県補助金から国庫補助金に変更するものでございます。

それから、住宅費の国庫補助金。こちらは実績によるものでございます。

それから、総務費の総務管理費の補助金としまして、こちらのほうにつきましては、マイナンバーカード交付の事務費分を計上するものでございます。

新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金につきましては、交付金の確定によるものでございます。

ワーケーション推進事業モデル実証事業補助金については、事業費の確定見込みによる減額でございます。

6目の農林水産業費の国庫補助金の中でございますが、こちらについては、見高地区護岸

かさ上げ工事費の国庫補助金の追加分でございます。

次のページをお願いいたします。

3項の委託金でございます。

総務費の委託金としまして、参議院議員選挙通常選挙費の委託金が確定したことによります事業の確定に伴い減額するものでございます。

15款県支出金1項県負担金、民生費の県負担金としまして、重度心身障害者医療費の負担金、障害者自立支援給付費負担金、児童手当負担金につきましては、事業費の確定に伴う減額でございます。

2項の県補助金でございます。

1目の総務費の県補助金としまして、自主運行バスの補助金でございます。こちら事業費の確定によるものでございます。

それから、民生費の県補助金でございますが、成年後見推進事業費の補助金でございます。賀茂地区を代表した市町が行ってございましたが、今年度につきましては各市町の申請となったことによる補助金の増加でございます。

3目の衛生費県補助金でございます。こちらは先ほど国庫のほうでもありました出産・子育て支援事業の補助金を一部国庫のほうへ計上するため、県費を減額するものでございます。

土木費の県補助金でございます。こちらは建築物等耐震化促進事業費の補助金で、事業費の確定によるものでございます。

8目の消防費の県補助金でございます。こちらは防災拠点施設整備に伴う地質調査の業務委託が終わったことに伴い、確定したものに伴い減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

18款繰入金2項の基金繰入金、1目の基金繰入金でございますが、これは財政調整基金の繰入れでございます。今年度の基金繰入額の確定によるものでございます。

19款繰越金1項繰越金でございます。こちらについては1億2,803万円の計上でございます。繰越金の計上でございます。

20款諸収入5項雑入1目の雑入でございます。こちらについては防犯灯電気料の地元負担金の確定、それから、伊豆流域林業活性化センターの助成金、それから賀茂地区指導主事の共同設置負担金の返還金、それからその他としましてワーケーション推進事業、それからモデル実証事業の補助がついたことに伴い、金額を変更するものでございます。138万7,000円の追加でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費1項の総務管理費でございます。一般管理費としまして、給料それから職員手当、共済費については、職員の休業によるものでございます。

12節の委託料については、事業確定によるものでございます。

4目の財産管理費でございます。こちらについては負担金の確定といったことで、県水源造林推進協議会の負担金の確定によるものでございます。

5目の電算費については財源更正を行います。

7目の企画費でございます。こちらについては、役務費の11節の役務費、12節の委託料で、3月12日実施の伊豆縦貫自動車道、河津下田道路（Ⅱ期）開通イベントの追加する費用の計上でございます。

13節の使用料及び賃借料、18節の負担金、補助及び交付金、それから扶助費でございますが、こちらについては事業費の確定に伴う減額でございます。

8目の地域づくり推進事業でございます。こちらについては、7節の報償費、次のページの8節の旅費、10節の需用費、11節の役務費、こちらについては事業の確定に伴う、または確定見込みによる減額でございます。

それから、12節の委託料でございます。空き家情報バンクの業務委託料として、36万9,000円ほど追加をしています。こちらについては件数の増によるものでございます。

また、アクティビティの委託料ということで、ワーケーションモデル実証事業における委託料の増ということで、3万円の追加をしております。

13節の使用料及び賃借料でございます。こちらにあつては、建物賃借料としまして、事業確定による減額でございます。

それから、施設使用料でございますが、これチャレンジショップの電気、水道料の増によるものでございます。

また、自動車の借上料についても、事業の確定見込みによる減額でございます。

18節の負担金、補助及び交付金、こちらについても事業の確定見込みによるものでございます。

12目の財政調整基金費でございます。こちらについては、財政調整基金の積立てを行うものでございます。

16目の諸費でございます。こちらについては、需用費でございますが、光熱水費、防犯灯電気料の増によるもの。

18節の負担金、補助及び交付金につきましては、自主運行バスの補助金として交付算定額の増によるものの追加、それから、公共交通機関等原油価格高騰対策支援事業費の補助金は、トラック協会の補助金の減を行うものでございます。総務管理費としまして計5,505万5,000円の増加でございます。

次のページをお願いいたします。

2目2項の徴税費でございます。税務総務費としまして、まず旅費でございますが、会計年度任用職員分の追加のものでございます。

22節の償還金、利子及び割引料でございます。これは町税等の還付金の見込みによる増額でございます。計17万9,000円でございます。

次に、3項の戸籍住民基本台帳費でございます。こちらについては、1節の報酬としまして会計年度任用職員の時間外、それから2節、4節につきましては育児休業による減額といったものでございます。計としまして、△の53万円でございます。

4項の選挙費、こちらについては3目の参議院議員の通常選挙費。

次のページをお願いいたします。

次の4目の町議会議員選挙費、こちら、いずれとも選挙の事業終了に伴う減額でございます。

その次のページのほうをお願いをしたいと思います。

補正額の合計でございます。△の569万8,000円でございます。

3款の民生費、1項の社会福祉費でございます。社会福祉総務費としまして、共済費でございます標準報酬月額改定による減額でございます。

2目の老人福祉費としましては、職員の扶養、職員手当、それから共済費といったものでございますが、職員手当については子の出産によるもの、共済組合の負担金にあっては、標準報酬月額改定によるものでございます。

3目の障害者福祉費でございます。こちらにあっては、まず負担金、補助及び交付金でございますが、南伊豆地域生活支援センターふれあいの過年度分の負担金の支払いでございます。

19節の扶助費でございます。こちらについては、障害者の支援費、それから重度心身障害者の医療費の事業支出見込みによる減額でございます。

4目の国民年金費でございます。こちらについては共済費としまして、標準報酬月額の設定によるものでございます。

6目の介護保険費でございます。こちらは介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。町負担分の繰り出しでございます。

次のページをお願いいたします。

後期高齢者医療費でございます。職員手当でございます。これは人事異動に伴う減額でございます。

1項の社会福祉費としまして、△の1,154万4,000円でございます。

3項の児童福祉費でございます。こちらにあつては委託料としまして、保育所の委託料の実績見込み、それから扶助費としまして児童手当の給付費の実績見込み、それから22節の償還金、利子及び割引料でございますが、令和3年度低所得の子育て世帯特別給付金の国庫分として返還するものでございます。計△の882万4,000円でございます。

4款衛生費1項保健衛生費でございます。保健衛生総務費としまして、2節の給料、職員手当については、部分休業取得による減。それから4節の共済費にあつては、標準報酬月額の改定によるものでございます。

2目の予防費でございます。22節の償還金、利子及び割引料としまして、新型コロナワクチン接種の対策、それからワクチン接種の体制確保事業費の確定による追加といったものでございます。757万3,000円でございます。

4目の環境衛生費でございます。負担金、補助及び交付金としまして、上佐ヶ野の簡易水道組合の修繕に対する補助を行うものでございます。

5目の母子衛生費でございます。こちらについては財源更正でございます。県費から国庫補助金への変更を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

保健衛生費の計としまして、769万8,000円でございます。

5款農林水産業費、1項農業費でございます。こちらにあつては農業振興、それから山村振興対策事業費とも財源更正を行うものでございます。山村振興対策事業については、見高入谷高原温泉施設の使用料の徴収に伴い、財源更正を行うものでございます。

次に、2項の林業費でございます。こちらも財源更正でございます。伊豆流域林業活性化センターからの補助による財源更正を行うものでございます。

3項の水産業費でございます。こちらについては見高地区護岸かさ上げ工事の国庫補助金

の増による財源更正を行うものでございます。

6款商工費1項商工費でございます。2目の商工振興費でございます。プレミアム商品券の補助金3,190万円、それから受注機会拡大対策事業補助金870万円、それから小規模事業者おもてなし工事券工事費254万円でございます。プレミアム商品券についてはプレミアム率50%、それから工事券につきましてはプレミアム率20%のものを予定しているものでございます。

次のページをお願いいたします。

6目の河津バガテル公園管理費でございます。こちらについては事業費としまして販売材料収入、これは事業費の確定、それから燃料費も事業費の確定というものでございます。それから修繕料としまして維持修繕、それから11節の役務費の樹木の伐採等の手数料でございますが、こちらについては指定管理者の協議によりまして、第1駐車場のライン引き、それからキオスクへの通路の修繕、それから第1駐車場の支障木の剪定といったものを行うものでございます。

すみません、先ほどの1項の商工費につきましては、4,331万7,000円でございます。

7款土木費1項土木管理費でございます。こちらにあっては河津下田道路（Ⅱ期）の開通に伴う負担金の増ということで、6万円の追加でございます。

2項の道路橋梁費でございます。道路新設改良事業としまして、町道笹原大堰線の歩道改修設計業務の委託の事業完了に伴う減。それから橋梁維持費につきましては、橋梁長寿命化計画策定に伴い専門家から意見を伺いたいということで、専門家への報償費を予定しております。

計としまして、△の159万1,000円でございます。

5項の住宅費でございます。こちらにあっては木造住宅の耐震補強助成事業費補助金ということで、本年については申請がなかったことに伴い減額するものでございます。△の120万円でございます。

次のページをお願いいたします。

8款消防費1項消防費でございます。防災費としまして、委託料でございますが、見高地区防災拠点施設の地質調査事業の確定に伴う減額でございます。△の187万円でございます。

9款教育費1項教育総務費でございます。

まず、1目の教育委員会費でございます。負担金、補助及び交付金でございますが、こちらについてはリモート研修に伴い減額となったものでございます。

それから、2目の事務局費でございます。こちらについては8万1,000円の追加でございますが、職員の退職に伴い、現在の会計年度任用職員の時間を変更するものでございます。時間の増に伴い報酬の増加でございます。

3目の学校教育振興費でございます。こちらにあつては報償費としましてサイエンス教室の講師料、事業確定による減。それから、事業費としまして新型コロナウイルス感染症対策事業消耗品を予定しております。これは1人1台のパソコン用の事業用のフィルタリングソフトの経費ということで403台分を予定しております。

それから、17節の需用費でございます。こちらについては事業の確定に伴うもの、それから事業の確定見込みによる減ということで、備品購入費負担金の減額を行っております。

次に、4目の学校教育費でございます。委託料、工事費とも事業工事の完了に伴うものでございます。委託料につきましては、中学校の空調設備の設計・監理委託、それから工事費についても同様でございます。

次のページをお願いいたします。

教育総務費の計でございます。△の470万6,000円でございます。

次に、2項の小学校費でございます。東小学校管理費、西小学校管理費、それから南小学校管理費ともに財源更正を行うものでございます。コロナの交付金の充当によるものでございます。

次に、3項の中学校費でございます。中学校管理費としましては財源更正、小学校と同じくコロナの交付金の財源充当するもの。

それから、中学校の教育振興費でございます。こちらは備品購入の終了に伴う減額でございます。計△の14万8,000円でございます。

次に、5項の社会教育費でございます。こちらにあつては社会教育総務費としまして、2節、3節、4節につきましては職員退職に伴う減額でございます。

次のページをお願いいたします。

7節の報償費でございます。こちらにあつては事業完了に伴う減でございます。

それから、使用料及び賃借料でございます。バス借上料の減額をしております。遊び名人塾の事業中止に伴う減額でございます。

それから、17節の備品購入費、こちらは備品の購入による減額ということでございます。

それから、18節の負担金、補助及び交付金でございます。まず、通学合宿の推進事業につきましては、事業中止によるもの。それから女性団体活動費の補助金については、事業費の

確定によるもの。それから社会教育関係団体の活動費補助金については、ふるさと歴史を学ぶ会の解散に伴う減額でございます。

それから、2目の文化財保護費でございます。こちらについては町県指定文化財の補助金としまして見高三番叟の補助金の減額でございます。

3目の図書館費でございます。こちらにあつては12節の委託料としまして、図書館改修工事の施工監理業務委託の事業完了に伴うもの。それからシステムの保守委託料、それから次の図書館のシステム賃借料については、再リースによる減額ということでございます。

14節の工事請負費、こちらについては文化の家の長寿命化工事の完了に伴う減。それから17節の備品購入費にあつては、新型コロナウイルス感染対策による事業完了に伴う減。それから負担金、補助及び交付金にあつては、東部地区図書館研究会の負担金の確定による減額でございます。

計としまして、△の436万4,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

6項の保健体育費でございます。保健体育総務費としまして報酬、それから報償費、それから需用費、使用料及び賃借料、いずれとも事業完了、それから事業取りやめ等により事業を確定したことに伴う減額でございます。

それから、3目の学校給食費としまして、負担金、補助及び交付金でございます。こちらは研修会が中止になったことに伴う減額でございます。

計としまして、△の87万5,000円でございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 1点質問させていただきます。

13ページ、この前の全員協議会の中で、トラック協会への補助というのはなくなったよということで説明がございました。前回私が定例会で質問した中で、農業者への出荷運賃については補助しないということで解説がございました。ここにそのときの議事録があるんですけども、運輸分野への助成は対象としておりません。運輸分野につきましては、昨日の課長の答弁にもありましたが、それぞれの業界で助成など効果的に行っており、運賃を農業者

に限って今回抑えるということは、なかなか難しい、そういったものがありますということで、運送業界には別のほうで補助するんだよということをおっしゃっていらっしゃいました。ところがこれを見ますと、トラック協会への補助があるということで納得したところもあったんですけども、前回これがトラック協会は補助されていないということでしたので、どういうふうになっているのか、その辺の回答をお願いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 以前にも、ほかの議員からの質問等でお答えをしていると思いますけれども、改めてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、トラック協会、運送業の補助金ですが、燃油高騰により経営難になっている事業所は運送業のみだけではなく土木業者等、広い範囲で起こっており、限定的な範囲での支援となってしまうということと、影響を受ける費用の算出根拠が未定であることや、公共交通機関と違いまして、燃油高騰の影響を運送料等に費用転嫁が容易に行えるということでございます。当時、物価価格の高騰の一因にも報じられておりまして、周辺市町では実施する市町は少なく、河津町が支援したとしても当町の町民だけ運送料が減額されるというわけでもないということで、効果が限定的と考え、支援を行っておりません。

また、県単位等の広域での支援実施の要望を、各市町で要望を行いまして、県では所有貨物車両の1台3万円から5万円の補助を実施、貨物自動車運送事業物価高騰緊急対策事業ということで実施をしております。

こうしたことから、町としては限定した事業者だけでなく、農業者も含めて町民並びに全事業者の事業規模に沿った価格高騰への支援策として、水道料の一部期間の減額事業を選択し、実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） ということで、では町では補助はしなかったけれども、県のほうの補助があったということで、これについては重なるからしなかったという判断をしてよろしいでしょうか。

よろしいということで、了解しました。

○議長（遠藤嘉規君） そのほか、質疑がある方は挙手をお願いします。

8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 22ページの文化財の町指定文化財補助金というところで、見高の三番

叟の補助金ですか。これ何で削ったのか。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） コロナの関係で、地区の保存されている方のほうでお祭り、実際に三番叟をやらなかった、練習もやらなかったということで、補助金は今年は結構ですと申入れがありました。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 練習費用として出すわけですか、これは。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 練習も含めて本番等にやっぱりかかるものが結構あると思うんですけども、保存していくのにそういう練習も含めて、あと衣装なんかのクリーニング代とかそういうものに対して補助しているということになっています。でも、それが実際今年度はやらなかったということで、申請もされませんでしたので、お支払いしなかったという形です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 分かりましたけれども、ちょっと……。それはそれで結構です。

次のもう1件です。教育委員会のほうで聞いておきたいんですけども、東小が閉校するわけですけども、その閉校に際して段間遺跡、要は文化財だとかそういうものが相当まだ残っているのかなという感じはするんですけども、それはどういう形で今後保存していくのか、そこら辺はどのようになっているんでしょうか。これちょっとお金とは関係ないんだけれども、すみません、追加で聞かせていただきたい。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 東小学校の中に段間遺跡の展示が今もされています。

ですけども、これから先の管理としては、当面の間予約制を、今ももうコロナの関係で予約、見せていない状態なんですけれども、今度学校閉校しますので、教育委員会のほうに申込みいただければ、うちのほうで開けて見ていただくような形ということで。当面東小で次の利用が決まるまでは、あそこに置いて管理しようかと思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） こういう文化財的な財産というのかな、要は河津町の財産と言えるも

のだと思うんですよ。やっぱりこれちゃんと保管をして、保存をしておいていく必要があるんじゃないかなというふうに感じますんで、これはちゃんとした形で、その鍵だとかそういうものも含めて、盗難に遭わないようなこととか、そういうことをちょっと対策をいただいて保存をしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） そのほか。

3番、大川議員。

○3番（大川良樹君） 3番、大川です。

5ページの債務負担行為補正。スクールバスの運行委託料ということで、先ほど一般質問でも、スクールバスの運行については着々と準備をしているということで承知いたしました。その中で、限度額を9,000万円持っていて3年間、1年間で約3,000万円予定していた中で、5,600万円ですと1年間につき2,800万円ちょいということで、大分抑えられたことは非常にいいことだと思うんですけれども、委託会社が伊豆バスさんということで、バス会社なので、ドライバーさんの免許とかも、スクールバスをやること自体はたしか大型免許があれば運行は白バスなのでできると思うんですけれども、バス会社さんが入札で決まったということで、そこら辺のドライバーの質というんですか、やっぱり子供たちの安心安全を担保するに当たってバス会社さんが落としたということは、二種免許所得者がドライバーとして採用していただけるのか、そこら辺ちょっとまずお伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 入札要件には二種のドライバーということはおたっておりません。指名入札をしたんですけれども、東海バスさん、伊豆バスさん、あと共立メンテナンスさんで行いました。当然共立さんなんかは二種ないものですから一種、普通の免許でできるということで、そこについては制限をしませんでした。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 共立さんが委託されるのであれば、普通の大型ドライバーでもいいのかなという感じがするんですけれども、そこは指定していないということなので、広く門戸は開いたのかなという中で、年間1,800万円という、町にとっては非常に圧縮できたのはいいことだとは思いますが、やっぱり伊豆バスさんの部分というので、そこら辺がちょっと確認ができればなと思うんですけれども、またそれは改めて、大型ドライバーなのか二種ドライバーがするのかな、分かったら教えてください。

ある程度、ドライバーって固定されるんですかね。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 今の段階で、どなたがドライバーになるかという報告はまだ受けておりません。多分ですけれども二種じゃない、うちのほうで二種というふうに制限をかけていませんので、多分二種じゃないのかなというふうに思っています。あと、ドライバーのほうは4名確保したというふうには報告を受けていますので、固定されてやられると思いますし、こちらもそうしていただきたいと考えております。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 何分本当に事故がないようにしていただくのが、私たちも希望しますので、やっぱり今回の保育園バスを見ましても、実際不慣れな、応援に来た運転手が子供の降車の確認をしていないとか、実際そういうことが近隣でも起きているわけですよ。運行についても、やっぱりそこら辺をしっかりと監督をしていただいて、初めての事業ですので、そこら辺、また安かろう悪かろうじゃちょっといけませんので、その点をお願いできればと思います。

あともう一点、すみません、前回もちょっとお伺いしたんですけれども、プレミアム商品券の部分で、たしか国庫の残りが1,600万円程度あって、財調のほうから2,600万円をとということで、たしかお話をいただいたかと思います。収入の部分のところですか。財調の繰入金 Δ の5,400万ということで、そのほか財調の繰入れを減らした部分というのはどういうところにしたのかということ、ちょっとお伺いしたいんです。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 財政調整基金につきましては、当初計画で金額を財政調整基金を入れた中で、今年度の運用をしようという形で計画をしておりました。ただ、精査をした中で、繰越金等がかなり多くなったことから、そちらのほうについては減額、中の調整をさせていただいて、最終的には先ほどのプレミアム商品券等の財源に充当した金額のみといった形の財源構成となっております。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） そういう中で繰越金のほうにということで、財務構成ということで分かりました。ありがとうございます。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方、よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ないようですので、質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第16号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第19、議案第17号 令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第17号 令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,312万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、私から議案第17号 令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。

こちらの介護保険特別会計補正予算でございますが、主な提案理由といたしまして、介護給付実績を勘案した保険給付費等の歳出増と、それに伴います国県支出金等の歳入増でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

3款国庫支出金86万円 1項国庫負担金64万円、2項国庫補助金22万円でございます。

4款支払基金交付金89万1,000円 1項支払基金交付金、同額でございます。

5款県支出金41万2,000円 1項県負担金40万円、2項県補助金1万2,000円でございます。

6款繰入金61万7,000円 1項一般会計繰入金、同額でございます。

9款繰越金72万5,000円 1項繰越金、同額でございます。

歳入合計350万5,000円でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 介護福祉課長に申し上げます。長くなるようでしたら着席にてお願いいたします。

○福祉介護課長（土屋 勉君） ありがとうございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費20万5,000円 3項介護認定審査会費、同額でございます。

2款保険給付費320万円 1項介護サービス等諸費200万円、4項高額介護サービス等費120万円でございます。

4款地域支援事業費10万円 1項介護予防生活支援サービス事業費、同額でございます。

歳出合計350万5,000円でございます。

3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書2、歳入でございます。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金、2 項国庫補助金。

4 款支払い基金交付金 1 項支払い基金交付金。

5 款県支出金 1 項県負担金。

次のページをお願いいたします。

2 項県補助金。

6 款繰入金 1 項一般会計繰入金。

9 款繰越金 1 項繰越金。

これらの歳入につきましては、今回の補正の財源でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

事項別明細書 3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 3 項介護認定審査会費、郡介護認定審査会費負担金の増でございます。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費、4 項高額介護サービス等費、保険給付費の増による国民健康保険団体連合会への負担金の増でございます。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防生活支援サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費の増による国民健康保険団体連合会への負担金の増でございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第17号 令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は定刻再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 3 日

3 月 9 日（木曜日）

令和5年河津町議会第1回定例会会議録

議事日程(第3号)

令和5年3月9日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第18号 令和5年度河津町一般会計予算
議案第19号 令和5年度河津駅前広場整備事業特別会計予算
議案第20号 令和5年度河津町土地取得特別会計予算
議案第21号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計予算
議案第22号 令和5年度河津町介護保険特別会計予算
議案第23号 令和5年度河津町後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号 令和5年度河津町水道事業会計予算
議案第25号 令和5年度河津町温泉事業会計予算

出席議員(10名)

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 正木誠司君 | 2番 | 北島正男君 |
| 3番 | 大川良樹君 | 4番 | 桑原猛君 |
| 5番 | 渡邊昌昭君 | 6番 | 遠藤嘉規君 |
| 7番 | 上村和正君 | 8番 | 渡邊弘君 |
| 9番 | 稲葉静君 | 10番 | 宮崎啓次君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 岸重宏君 | 副町長 | 木村吉弘君 |
| 教育長 | 鈴木基君 | 総務課長 | 川尻一仁君 |
| 企画調整課長 | 稲葉吉一君 | 町民生活課長 | 土屋典子君 |
| 健康増進課長 | 臼井理治君 | 福祉介護課長 | 土屋勉君 |
| 産業振興課長 | 中村邦彦君 | 建設課長 | 山本博雄君 |
| 防災課長 | 村串信二君 | 水道温泉課長 | 渡辺音哉君 |

教育委員会
事務局長

島崎和広君

会計管理者
兼会計室長

鈴木亜弥君

事務局職員出席者

事務局長

飯田吉光

書

記

山田祐司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下、関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎議案第18号～議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、議案第18号 令和5年度河津町一般会計予算、議案第19号 令和5年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第20号 令和5年度河津町土地取得特別会計予算、議案第21号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第22号 令和5年度河津町介護保険特別会計予算、議案第23号 令和5年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 令和5年度河津町水道事業会計予算、議案第25号 令和5年度河津町温泉事業会計予算、以上8議案につきましては、同種の令和5年度予算でありますので、一括審議としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第25号までの8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第18号 令和5年度河津町一般会計予算、議案第19号 令和5年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第20号 令和5年度河津町土地取得特別会計予算、議案第21号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第22号 令和5年度河津町介護保険特別会計予算、議案第23号 令和5年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 令和5年度河津町水道事業会計予算、議案第25号 令和5年度河津町温泉事業会計予算、以上8議案につきましては、それぞれ担当課長より説明いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

説明が長くなる時は着座をお願いします。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、令和5年度河津町一般・特別企業会計予算について説明をさせていただきます。まず当初予算の概要について説明をさせていただきます。

予算書の表紙をめくっていただきたいと思います。

令和5年度河津町予算総計表及び純計表でございます。これは一般会計、特別会計、企業会計、それぞれの予算の歳入歳出予算額を一覧表にしたものでございます。企業会計では歳出の現金を伴わない予算を除いて算出しています。

8会計の歳入総額は下から3段目になりますが、総計として74億2,268万1,000円、歳出については74億997万2,000円でございます。会計間で重複している金額がありますので、純計額としまして歳入71億6,815万7,000円、歳出につきましては71億5,544万8,000円でございます。

2枚ほどめくっていただきまして、議案第18号をお願いいたします。

議案第18号 令和5年度河津町一般会計予算。

令和5年度河津町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ47億7,200万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

それでは着座にて説明をさせていただきます。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入です。

款、項、金額の順に朗読させていただきます。単位は千円です。

1 款町税10億320万4,000円 1 項町民税 3 億363万9,000円、 2 項固定資産税 5 億8,668万6,000円、 3 項軽自動車税2,742万円、 4 項町たばこ税6,437万4,000円、 5 項入湯税2,108万5,000円。

2 款地方譲与税5,127万8,000円 1 項地方揮発油譲与税1,137万4,000円、 2 項自動車重量譲与税3,070万6,000円、 3 項森林環境譲与税919万8,000円。

3 款利子割交付金41万4,000円 1 項利子割交付金、同額でございます。

4 款配当割交付金413万1,000円 1 項配当割交付金、同額でございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金575万円 1 項株式等譲渡所得割交付金、同額でございます。

6 款法人事業税交付金1,028万2,000円 1 項法人事業税交付金、同額でございます。

7 款地方消費税交付金 1 億7,789万4,000円 1 項地方消費税交付金、同額でございます。

8 款環境性能割交付金589万2,000円 1 項環境性能割交付金、同額でございます。

9 款地方特例交付金299万3,000円 1 項地方特例交付金、同額でございます。

10款地方交付税16億1,586万9,000円 1項地方交付税、同額でございます。

次のページをお願いいたします。

11款交通安全対策特別交付金125万5,000円 1項交通安全対策特別交付金、同額でございます。

12款分担金及び負担金4,010万6,000円 1項負担金、同額でございます。

13款使用料及び手数料6,495万4,000円 1項使用料4,588万4,000円、2項手数料1,907万円。

14款国庫支出金 3億739万6,000円 1項国庫負担金 1億8,988万6,000円、2項国庫補助金 1億1,414万9,000円、3項委託金336万1,000円。

15款県支出金 3億2,492万2,000円 1項県負担金 1億3,019万9,000円、2項県補助金 1億7,664万7,000円、3項委託金1,807万6,000円。

16款財産収入2,062万2,000円 1項財産運用収入1,760万9,000円、2項財産売却収入301万3,000円。

17款寄附金 1億5,310万5,000円 1項寄附金、同額でございます。

18款繰入金 1億7,746万円 1項特別会計繰入金 2万8,000円、2項基金繰入金 1億7,743万2,000円。

19款繰越金5,000万円 1項繰越金、同額でございます。

20款諸収入4,767万8,000円 1項延滞金145万7,000円、2項預金利子1,000円、3項受託事業収入14万1,000円、4項雑入4,607万9,000円。

21款町債 7億679万5,000円 1項町債、同額でございます。

歳入合計47億7,200万円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款議会費5,534万3,000円 1項議会費、同額でございます。

2款総務費 8億7,163万8,000円 1項総務管理費 7億5,333万4,000円、2項徴税費5,826万8,000円、3項戸籍住民基本台帳費4,864万7,000円、4項選挙費977万2,000円、5項統計調査費70万2,000円、6項監査委員費91万5,000円。

3款民生費 8億6,606万7,000円 1項社会福祉費 6億5,142万円、2項児童福祉費 2億1,444万7,000円、3項災害援助費20万円。

4款衛生費 6億7,779万円 1項保健衛生費 3億428万1,000円、2項清掃費 3億7,350万

9,000円。

5款農林水産業費 2億875万2,000円 1項農業費 1億2,027万1,000円、2項林業費6,959万6,000円、3項水産業費1,888万5,000円。

6款商工費 2億1,415万6,000円 1項商工費、同額でございます。

7款土木費 3億4,689万5,000円 1項土木管理費4,478万8,000円、2項道路橋梁費 2億3,712万円、3項河川費4,886万2,000円、4項都市計画費976万4,000円、5項住宅費636万1,000円。

8款消防費 8億4,358万7,000円 1項消防費、同額でございます。

9款教育費 3億6,178万2,000円 1項教育総務費 1億5,747万1,000円、2項小学校費3,162万7,000円、3項中学校費3,288万7,000円、4項幼稚園費5,467万9,000円、5項社会教育費4,141万8,000円、6項保健体育費4,370万円。

10款災害復旧費4,000円 1項公共土木施設災害復旧費2,000円、2項その他公共施設・公有施設災害復旧費1,000円、3項教育施設災害復旧費1,000円。

11款公債費 3億1,598万6,000円 1項公債費、同額でございます。

12款予備費1,000万円 1項予備費、同額でございます。

歳出合計47億7,200万円。

次のページをお願いをいたします。

第2表 債務負担行為です。

事項、期間、限度額の順に説明をさせていただきます。単位は千円です。

庁舎カラー印刷機リース料、令和6年度から令和10年度、417万6,000円。後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器リース料、令和6年度から令和10年度、278万円。子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料、令和6年度、382万3,000円。地籍調査事務支援システムリース料、令和6年度から令和8年度、330万3,000円。防災情報伝達システム整備設計監理業務委託料、令和6年度から令和7年度、1,320万円。防災情報伝達システム整備工事、令和6年度から令和7年度、5億5,017万円。河津小学校電話機リース料、令和6年度から令和10年度、68万4,000円。河津小学校自動体外式除細動器リース料、令和6年度から令和9年度、28万円。河津中学校自動体外式除細動器リース料、令和6年度から令和9年度、28万円。さくら幼稚園自動体外式除細動器リース料、令和6年度から令和9年度、28万円。図書館システムリース料、令和6年度から令和10年度、886万3,000円。

次のページです。

第3表 地方債です。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で説明をさせていただきます。
なお、起債の方法、利率、償還の方法については全て同様ですので、最初の事業のみ説明を
させていただきます、2事業目からについては、起債の目的、限度額のみ説明をさせていただきます
と思いますのでよろしく願いをいたします。

地区集会施設大規模整備事業費補助事業1,590万円、証書借入、5%以内。ただし、利率
見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利
率。借入先の融通条件による。ただし、財政等の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰
上償還、または低利債に借り換えることができる。なお、起債の全部、または一部を翌年度
へ繰り越して借り入れることができる。

子ども医療費等助成事業1,580万円、治山事業900万円、道路維持事業1,630万円、道路新
設改良事業1,340万円、橋梁維持事業費4,610万円、河川維持事業1,850万円、防災拠点施設
整備事業2億6,130万円、防災施設整備事業2億2,320万円、高校生通学費補助事業550万円、
次のページをお願いをいたします。中学校施設修繕事業5,900万円、臨時財政対策債2,279万
5,000円。計7億679万5,000円。

9ページ、10ページの歳入歳出予算の事項別明細書、1総括については説明を割愛させて
いただきます。

詳細については、予算審査特別委員会のほうでお願いをいたします。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、議案第19号について説明をさせていただきます。

議案第19号 令和5年度河津駅前広場整備事業特別会計予算。

令和5年度河津駅前広場整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ454万6,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予
算」による。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

1ページをおめくりください。

第1表 歳入歳出予算の歳入でございます。

款、項、金額の順に説明をさせていただきます。単位は千円です。

1 款使用料及び手数料370万2,000円 1 項使用料370万1,000円、2 項手数料1,000円。

2 款財産収入1,000円 1 項財産運用収入、同額でございます。

3 款繰入金67万円 1 項基金繰入金、同額でございます。

4 款繰越金17万3,000円 1 項繰越金、同額でございます。

歳入合計454万6,000円です。

次ページをお願いいたします。

歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費454万6,000円 1 項総務管理費、同額でございます。

歳出合計454万6,000円です。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第20号 令和5年度河津町土地取得特別会計予算
について説明をさせていただきます。

議案第20号 令和5年度河津町土地取得特別会計予算。

令和5年度河津町土地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入です。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。

1 款財産収入119万5,000円 1 項財産運用収入、同額でございます。

2 款繰入金1,000円 1 項一般会計繰入金、同額でございます。

3 款繰越金35万7,000円 1 項繰越金、同額でございます。

4 款諸収入1,000円 1 項預金利子、同額でございます。

歳入合計155万4,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款諸支出金155万4,000円 1 項土地取得費35万8,000円、 2 項繰出金119万6,000円。

歳出合計155万4,000円。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（臼井理治君） それでは、私からは議案第21号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計予算の説明をさせていただきます。

議案第21号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計予算。

令和5年度河津町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億1,981万6,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長に申し上げます。説明長くなるようでしたら着座で。

○健康増進課長（臼井理治君） ありがとうございます。

第1表 歳入歳出予算歳入でございます。

款、項、金額の順で説明させていただきます。

単位は千円でございます。

1 款国民健康保険税 1 億8,817万円 1 項国民健康保険税、同額でございます。

2 款一部負担金1,000円 1 項一部負担金、同額でございます。

3 款使用料及び手数料14万5,000円 1 項手数料、同額でございます。

4 款国庫支出金1,000円 1 項国庫補助金、同額でございます。

5 款県支出金 8 億3,479万2,000円 1 項県負担金・補助金 8 億3,479万1,000円、2 項財政安定化基金支出金1,000円。

6 款財産収入2,000円 1 項財産運用収入、同額でございます。

7 款繰入金8,594万1,000円 1 項他会計繰入金6,334万6,000円、2 項基金繰入金2,259万5,000円。

8 款繰越金2,000円 1 項繰越金、同額でございます。

9 款諸収入1,076万2,000円 1 項延滞金加算金及び過料74万4,000円、2 項預金利子1,000円、3 項雑入1,001万7,000円。

歳入合計11億1,981万6,000円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費623万7,000円 1 項総務管理費362万8,000円、2 項徴税费242万8,000円、3 項運営協議会費18万1,000円。

2 款保険給付費 8 億1,998万4,000円 1 項療養諸費 7 億576万4,000円、2 項高額療養費 1 億1,060万8,000円、3 項移送費15万円、4 項出産育児諸費210万2,000円、5 項葬祭諸費125万円、6 項傷病手当諸費11万円。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億6,457万8,000円 1 項医療費給付費分 1 億7,343万2,000円、2 項後期高齢者支援金等分6,467万6,000円、3 項介護納付金分2,647万円。

4 款財政安定化基金拠出金1,000円 1 項財政安定化基金拠出金、同額でございます。

5 款保健事業費1,800万円 1 項保健事業費666万2,000円、2 項特定健康診査等事業費1,133万8,000円。

6 款基金積立金2,000円 1 項基金積立金、同額でございます。

7 款公債費1,000円 1 項公債費、同額でございます。

8 款諸支出金1,071万3,000円 1 項償還金及び還付加算金、同額でございます。

次のページをお願いします。

9 款予備費30万円 1 項予備費、同額でございます。

歳出合計11億1,981万6,000円。

議案第21号の説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、私から議案第22号 令和5年度河津町介護保険特別会計予算の説明をさせていただきます。

令和5年度河津町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億3,323万3,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。単位は千円でございます。

1 款保険料 2 億1,846万4,000円 1 項介護保険料、同額でございます。

2 款手数料 5 万円 1 項手数料、同額でございます。

3 款国庫支出金 2 億 4,714 万 7,000 円 1 項国庫負担金 1 億 6,725 万 6,000 円、2 項国庫補助金 7,989 万 1,000 円。

4 款支払基金交付金 2 億 6,468 万 4,000 円 1 項支払基金交付金、同額でございます。

5 款県支出金 1 億 4,869 万円 1 項県負担金 1 億 4,219 万 5,000 円、2 項県補助金 649 万 5,000 円。

6 款繰入金 1 億 4,993 万 8,000 円 1 項一般会計繰入金 1 億 4,993 万 7,000 円、2 項基金繰入金 1,000 円。

7 款諸収入 325 万 6,000 円 1 項延滞金加算金及び過料 1 万 2,000 円、2 項預金利子 1,000 円、3 項雑入 324 万 3,000 円。

8 款財産収入 3,000 円 1 項財産運用収入、同額でございます。

9 款繰越金 1,000 円 1 項繰越金、同額でございます。

10 款分担金及び負担金 100 万円 1 項負担金、同額でございます。

歳入合計 10 億 3,323 万 3,000 円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 903 万 5,000 円 1 項総務管理費 388 万 6,000 円、2 項徴収費 44 万 8,000 円、3 項介護認定審査会費 470 万 1,000 円。

2 款保険給付費 9 億 5,220 万 2,000 円 1 項介護サービス等諸費 8 億 7,043 万 7,000 円、2 項介護予防サービス等諸費 1,185 万 2,000 円、3 項その他諸費 56 万 4,000 円、4 項高額介護サービス等費 2,416 万 5,000 円、5 項高額医療合算介護サービス等費 265 万円、6 項特定入所者介護サービス等費 4,253 万 4,000 円。

3 款財政安定化基金拠出金 1,000 円 1 項財政安定化基金拠出金、同額でございます。

4 款地域支援事業費 4,581 万 4,000 円 1 項介護予防生活支援サービス事業費 1,514 万 3,000 円、2 項一般介護予防事業費 1,310 万 7,000 円、3 項包括的支援事業・任意事業費 1,751 万 9,000 円、4 項その他諸費 4 万 5,000 円。

5 款公債費 1,000 円 1 項公債費、同額でございます。

6 款基金積立金 2,532 万 7,000 円 1 項基金積立金、同額でございます。

7 款諸支出金 85 万 3,000 円 1 項繰出金 1,000 円、2 項償還金及び還付加算金 85 万 2,000 円。

歳出合計10億3,323万3,000円でございます。

以上で議案第22号の説明を終了させていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（臼井理治君） それでは、私からは議案第23号 令和5年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の説明をさせていただきます。

議案第23号 令和5年度河津町後期高齢者医療特別会計予算。

令和5年度河津町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,284万2,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順で説明させていただきます。単位は千円でございます。

1 款後期高齢者医療保険料9,243万9,000円 1 項後期高齢者医療保険料、同額でございます。

2 款使用料及び手数料2万4,000円 1 項手数料、同額でございます。

3 款繰入金3,007万円 1 項一般会計繰入金、同額でございます。

4 款諸収入30万8,000円 1 項延滞金及び過料2,000円、2 項償還金及び還付加算金30万5,000円、3 項預金利子1,000円。

5 款繰越金1,000円 1 項繰越金、同額でございます。

歳入合計1億2,284万2,000円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款後期高齢者医療広域連合会納付金1億2,251万円 1 項後期高齢者医療広域連合会納付金、同額でございます。

2 款諸支出金33万2,000円 1 項償還金及び還付加算金30万5,000円、2 項繰出金2万7,000

円。

歳出合計 1 億2,284万2,000円。

議案第23号の説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（渡辺音哉君） 私からは、議案第24号と議案第25号の説明をさせていただきます。

まず初めに、水道事業会計の予算でございます。

まず1 ページ目をお開きください。

議案第24号 令和5年度河津町水道事業会計予算の説明をさせていただきます。

（総則）

第1条 令和5年度河津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 3,526戸。
- (2) 年間の総給水量 86万立方メートル。
- (3) 1日の平均給水量 2,357立方メートル。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益 2億1,058万5,000円 第1項営業収益 1億9,746万9,000円、第2項営業外収益 1,311万5,000円、第3項特別利益 1,000円。

支出。

第1款水道事業費用 2億629万9,000円 第1項営業費用 1億9,355万円、第2項営業外費用 1,224万7,000円、第3項特別損失 2,000円、第4項予備費 50万円。

次のページをお願いいたします。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,450万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金 5,783万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 666万9,000円で補填するものとする）

収入。

第1款資本的収入3,879万9,000円第1項企業債3,400万円、第8項他会計補助金479万9,000円。

支出。

第1款資本的支出1億330万4,000円第1項建設改良費7,335万7,000円、第2項企業債償還金2,994万7,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、建設改良費、限度額3,400万円、起債の方法、証書借入、利率、政府資金は指定利率、その他については5%以内。ただし利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。償還の方法、借入先の貸付条件に従う。ただし企業財政、その他の都合により措置期間を短縮し、もしくは繰上償還、または低利債に借り換えすることができる。なお、起債の全部、または一部を翌年度へ繰越して借り入れることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は3,000万円と定める。

次のページをお願いいたします。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員の給与費 2,808万円。

(2) 交際費 5万円。

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計が補助を受ける額は、次のとおりとする。

(1) 水道量水器設置替事業のため479万9,000円。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は300万円と定める。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

議案第24号の説明は以上でございます。

次に、河津町温泉事業会計の説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。

議案第25号 令和5年度河津町温泉事業会計予算。

(総則)

第1条 令和5年度河津町温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給湯戸数 495戸。
- (2) 年間の総給湯量 24万6,000立方メートル。
- (3) 1日平均給湯量 674立方メートル。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款温泉事業収益1億1,831万6,000円第1項営業収益1億1,137万8,000円、第2項営業外収益693万7,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款温泉事業費1億1,600万4,000円第1項営業費用1億1,003万円、第2項営業外費用547万3,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費50万円。

次のページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額154万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金140万1,000円、当年度分の消費税及び地方消費税の資本的収支調整額14万円で補填するものとする)

収入。

第1款資本的収入99万円第9項温泉加入金、同額でございます。

支出。

第1款資本的支出253万1,000円第1項建設改良費、同額でございます。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は3,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費はその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,768万9,000円。

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は200万円と定める。

令和5年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以上が議案第25号の説明でございます。

説明は以上でございます。

○議長(遠藤嘉規君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

あらかじめ申し添えておきますが、本8議案は議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、その特別委員会に付託する予定でございます。

なお、質疑は議事進行上、議案番号順に、また歳入歳出とも款の順にお願いします。

議案第18号 令和5年度河津町一般会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤嘉規君) 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第19号 令和5年度河津駅前広場整備事業特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第20号 令和5年度河津町土地取得特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第21号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第22号 令和5年度河津町介護保険特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第23号 令和5年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第24号 令和5年度河津町水道事業会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第25号 令和5年度河津町温泉事業会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

お諮りします。

これをもって質疑を打ち切り、ただいま議題となっております議案第18号から議案第25号の8議案を会議規則第39条第1項の規定により、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、その特別委員会へ付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第25号までの8議案を予算審査特別委員会へ付託することに決しました。

予算審査特別委員会の委員長を副議長にお願いしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

副議長に予算審査特別委員会委員長をお願いいたします。

委員長は、16日の本会議までに審査報告書を議長へ提出されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の日程はこれをもって終了しました。

ただいまから16日午後3時までを休会とし、特別委員会の予算審査をお願いします。

16日は午後3時から議会を再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午前10時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 4 日

3 月 16 日（木曜日）

令和5年河津町議会第1回定例会会議録

議事日程(第4号)

令和5年3月16日(木曜日)午後3時開議

- 日程第 1 議案第18号 令和5年度河津町一般会計予算
議案第19号 令和5年度河津駅前広場整備事業特別会計予算
議案第20号 令和5年度河津町土地取得特別会計予算
議案第21号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計予算
議案第22号 令和5年度河津町介護保険特別会計予算
議案第23号 令和5年度河津町後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号 令和5年度河津町水道事業会計予算
議案第25号 令和5年度河津町温泉事業会計予算
- 日程第 2 発議第 1号 河津町議会個人情報保護条例の制定について
- 日程第 3 発議第 2号 河津町議会改革特別委員会の設置に関する決議
- 追加日程第 1 議案第26号 河津町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について
- 追加日程第 2 議案第27号 令和4年度見高地区護岸嵩上げ工事変更請負契約について
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 第2常任委員会研修視察報告について
- 日程第 6 委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

出席議員(10名)

1番	正木誠司君	2番	北島正男君
3番	大川良樹君	4番	桑原猛君
5番	渡邊昌昭君	6番	遠藤嘉規君
7番	上村和正君	8番	渡邊弘君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木基君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	稲葉吉一君	町民生活課長	土屋典子君
健康増進課長	臼井理治君	福祉介護課長	土屋勉君
産業振興課長	中村邦彦君	建設課長	山本博雄君
防災課長	村串信二君	水道温泉課長	渡辺音哉君
教育委員会 教育事務局長	島崎和広君	会計管理者 兼会計室長	鈴木亜弥君

事務局職員出席者

事務局長	飯田吉光	書記	山田祐司
------	------	----	------

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） こんにちは。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎議案第18号～議案第25号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、議案第18号 令和5年度河津町一般会計予算、議案第19号 令和5年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第20号 令和5年度河津町土地取得特別会計予算、議案第21号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第22号 令和5年度河津町介護保険特別会計予算、議案第23号 令和5年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 令和5年度河津町水道事業会計予算、議案第25号 令和5年度河津町温泉事業会計予算につきまして議題とします。

本8議案につきましては、去る9日に議員全員で構成する予算審査特別委員会に付託してあります。また、これに関して委員長より審査報告書が提出されております。これより本案について、委員長の審査報告を求めます。

大川良樹議員。

〔予算審査特別委員会委員長 大川良樹君登壇〕

○**予算審査特別委員会委員長（大川良樹君）** 報告書の読み上げをもって報告いたします。

令和5年3月16日。

河津町議会議長、遠藤嘉規様。

河津町議会予算審査特別委員会委員長、大川良樹。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、審査件名、事件の番号、件名、審査の結果の順で読み上げます。

議案第18号 令和5年度河津町一般会計予算 原案可決

議案第19号 令和5年度河津駅前広場整備事業特別会計予算 原案可決

議案第20号 令和5年度河津町土地取得特別会計予算 原案可決

議案第21号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計予算 原案可決

議案第22号 令和5年度河津町介護保険特別会計予算 原案可決

議案第23号 令和5年度河津町後期高齢者医療特別会計予算 原案可決

議案第24号 令和5年度河津町水道事業会計予算 原案可決

議案第25号 令和5年度河津町温泉事業会計予算 原案可決

次のページをお願いいたします。

2、意見。

1) 豊かな財政基盤を確立するため、ふるさと納税の増収を図るとともに、基金の効率的運用など様々な面で検討をされたい。

2) 景観計画の策定に際し、次世代に残すべき文化的な町の宝を消さない対策を強化されたい。

以上です。

○**議長（遠藤嘉規君）** 委員長の審査報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（遠藤嘉規君）** 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより議案第18号 令和5年度河津町一般会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第18号 令和5年度河津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第19号 令和5年度河津駅前広場整備事業特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第19号 令和5年度河津駅前広場整備事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第20号 令和5年度河津町土地取得特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第20号 令和5年度河津町土地取得特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第21号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第21号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第22号 令和5年度河津町介護保険特別会計予算の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第22号 令和5年度河津町介護保険特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第23号 令和5年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第23号 令和5年度河津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第24号 令和5年度河津町水道事業会計予算の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第24号 令和5年度河津町水道事業会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第25号 令和5年度河津町温泉事業会計予算の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第25号 令和5年度河津町温泉事業会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、発議第1号 河津町議会個人情報保護条例の制定についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

3番、大川良樹議員。

[3番 大川良樹君登壇]

○3番（大川良樹君） 発議第1号 河津町議会個人情報保護条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び河津町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年3月16日。

河津町議会議長、遠藤嘉規様。

提出者、河津町議会議員、大川良樹。

賛成者、河津町議会議員、正木誠司、同じく河津町議会議員、北島正男、同じく河津町議会議員、桑原猛、同じく河津町議会議員、渡邊昌昭、同じく河津町議会議員、上村和正、同じく河津町議会議員、渡邊弘、同じく河津町議会議員、稲葉静、同じく河津町議会議員、宮崎啓次。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会における個人情報の取扱いに関する必要な事項を規定するために制定するものです。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町議会個人情報保護条例で、第1章、総則で条例の目的を、第2章から第5章で個人情報等の取扱いや開示などの事務について、第6章、罰則で個人情報の不正な提供や濫用等に対する罰則を規定するものです。

附則です。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は令和5年4月1日から施行する。

経過措置。

第2項、この条例の施行の日前に議長に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意

がある場合において、その同意が第4条第1項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、同日において第12条第2項第1号又は第13条第2項の同意があったものとみなす。

説明は以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第1号 河津町議会個人情報保護条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上げ、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、発議第2号 河津町議会改革特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

提出者からの説明を求めます。

3番、大川良樹議員。

〔3番 大川良樹君登壇〕

○3番（大川良樹君） 発議第2号 河津町議会改革特別委員会の設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり、河津町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年3月16日。

河津町議会議長、遠藤嘉規様。

提出者、河津町議会議員、大川良樹。

賛成者、河津町議会議員、正木誠司、同じく河津町議会議員、北島正男、同じく河津町議会議員、桑原猛、同じく河津町議会議員、渡邊昌昭、同じく河津町議会議員、上村和正、同じく河津町議会議員、渡邊弘、同じく河津町議会議員、稲葉静、同じく河津町議会議員、宮崎啓次。

次のページをお願いいたします。

河津町議会改革特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり河津町議会改革特別委員会を設置するものとする。

記

- 1、名称、河津町議会改革特別委員会。
- 2、設置の根拠、地方自治法第109条及び河津町議会委員会条例第5条。
- 3、目的、河津町議会の議会活動の改革に関する調査。
- 4、委員の定数、10名。
- 5、調査期間、調査に必要な期間とする。なお、調査終了まで閉会中もこれを行うものとする。

説明は以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第2号 河津町議会改革特別委員会の設置に関する決議を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎河津町議会改革特別委員会委員長及び副委員長の互選

○議長（遠藤嘉規君） この際、特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行いたいと思います。

河津町議会委員会条例第9条の規定により、議長が委員会を招集することとなっておりますので、ただいまより河津町議会改革特別委員会を招集します。

3時25分まで休憩とします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時25分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

河津町議会改革特別委員会の委員長、副委員長が決定しましたので、報告します。

委員長に渡邊弘議員、副委員長に宮崎啓次議員が選任されました。

◎日程の追加

○議長（遠藤嘉規君） 先ほど、町長から議案第26号 河津町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について及び議案第27号 令和4年度見高地区護岸嵩上げ工事変更請負契約についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号及び議案第27号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時27分

○議長（遠藤嘉規君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 追加日程第1、議案第26号 河津町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第26号 河津町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について。

河津町企業版ふるさと納税地方創生基金条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月16日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、議案第26号 河津町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定についてを説明させていただきます。

主な提案理由でございますが、企業版ふるさと納税の柔軟かつ最大限に活用を図るため、本基金条例の制定を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町企業版ふるさと納税地方創生基金条例でございます。

まず、企業版ふるさと納税制度の概要について説明をさせていただきます。

同制度は、国が認定する地方公共団体の地域再生計画に記載された地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に法人関係税から税額控除する仕組みで、既存の軽減措置と併せて最大9割の優遇措置が受けられるものでございます。10万円以上の寄附が対象となりまして、本社が所属する地方公共団体への寄附は対象となりません。

当町が認定を受けている地域再生計画につきましては、河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略計画の各事業でございます。

また、企業版ふるさと納税は、原則として寄附を受けた当該年度の事業に寄附を充てるということになっておりますが、本基金を設置することで、翌年度以降の事業にも寄附金を充てることが可能となることから、寄附金を柔軟かつ最大限に活用するため、河津町企業版ふるさと納税地方創生基金条例を制定するものでございます。

本基金条例設置に当たりまして、国、内閣府への事前相談が必要であり、内容につきましては、問題ないとの回答をいただいております。

次に、条例の内容でございます。

第1条で設置の趣旨を記載してございます。第2条に積立金については予算の定めるところによるとしてございます。第3条につきましては管理条項を記載してございます。第4条につきましては運用益金の処理ということで、一般会計予算に計上し、この基金に繰り入れるとしてございます。第5条に繰替運用の条項を定めております。第6条に処分方法について定めております。第7条に委任条項を記載してございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するとしてございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 一般質問でもずっと何度かさせていただきまして、やっこの企業版ふるさと納税が今回頂けるようになって、本当によかったなと思っております。もう、たしか期限も大分近いのかなという部分もあったんですけども、やっぱり企業にしても9割の免除を受けられるということで、本当にメリットのある企業版のふるさと納税を頂けたということで、河津町まち・ひと・しごと創生の内容を内閣府に登録して、その中での事業をということで、たしか企業から寄附を頂けると。その寄附に関しての事業内容というんですか、詳しい、何に対して使えるのかという、そういう内容をちょっとお伺いできますでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 先ほど説明しましたとおり、地域再生計画につきましては、河津町としましては、河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業を掲げてございます。

具体的にいきますと4事業ございまして、まず河津の特性を生かした安心して働けるまちづくり事業、これにつきましては観光産業の活性化と雇用の確保。続きまして、物産の付加価値化・6次産業化による雇用機会の創出。3つ目に、若者、女性、高齢者就業促進となっております。

基本目標2つ目でございますけれども、河津への新しい人の流れをつくるということで、1つ目に関係人口の創出拡大、2つ目に働く場の創出、3つ目に移住・定住促進でございます。

基本目標3でございますけれども、結婚・出産・子育てに希望をかなえるということで、具体的な施策として、1つ目ですけれども、安心して結婚・出産・子育てのできる支援。2つ目に魅力ある教育環境の整備でございます。

続きまして、基本目標4でございます。こちらが、人が集い、安心して暮らすことのできる魅力的なまちづくりということで、具体的な施策としまして、1つ目に特徴ある拠点形成、2つ目に地域社会の活性化、3つ目に安心・安全に暮らせる地域づくりということでございます。

この基本目標4つのうち、企業のほうが指定する事業につきまして、その寄附金を充当させていただいて事業を推進していくということでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） じゃ、施策に反映するような具体的なものというのは、まだ企業から求められているものというのはあるんでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 現在、2件ほどそういった話がございます、まず1件目につきましては、既に寄附をお受けしております。それで、そちらの事業者さんにつきましては、河津への新しい人の流れをつくる事業にということで寄附を頂いております。2件目につきましては、今、交渉中というか折衝中ということでご了承いただきたいと思っております。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 分かりました。また分かったら議会にも報告していただけるとありがたいです。よろしく願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） そのほか質疑がある方は挙手をお願いします。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 1番、正木誠司です。

1点お伺いします。

個人版のふるさと納税につきましては、いろいろなホームページですとか募集方法もあるんですが、今回、こちらの基金をつくったからには、やはり1円でも多くの企業様からのふるさと納税というものを頂けることが大事だと思っております。今後、どのような形でいろいろな企業に周知をしてふるさと納税をしていただけるか、具体的な取組があれば教えてください。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） この事業につきましては、既に2年ほど前からホームページには掲載してございます。それで募集はしてございますけれども、やはりなかなか企業さんのほうから申出をいただけるということがあまり今まではなかったということで、今回寄附を頂いた事業者さんにつきましては、町が様々な広報とか、あと交流事業とか、そういったところをつながりのある企業さんからそういった申出をいただいたということで、やはり町のほうも企画調整課内に秘書交流係というのを新設しておりますので、そういった企業への広報とか、そういった折衝とか、そういったものは積極的に行って、こういった企業版ふる

さと納税も増やしていけるように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） ありがとうございます。

今後、いろいろな企業様から多くのふるさと納税を河津町に向けていただけるためには、やはりこの河津町が魅力ある町というふうに映らなければ、企業のほうも心を動かさないとしますので、今後はぜひそのような取組をしていただいて、1円でも多くの企業様からのふるさと納税が頂けるよう取り組んでもらいたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） そのほか質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第26号 河津町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 追加日程第2、議案第27号 令和4年度見高地区護岸嵩上げ工事変更

請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第27号 令和4年度見高地区護岸嵩上げ工事変更請負契約について。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、議案第27号 令和4年度見高地区護岸嵩上げ工事変更請負契約について説明させていただきます。

令和4年度見高地区護岸嵩上げ工事変更請負契約を、下記のとおり締結したいので、議会の議決を求める。

記

1、契約の目的、令和4年度見高地区護岸嵩上げ工事。

2、契約金額、変更前9,061万8,000円、変更後1億25万1,800円。

3、契約の相手方、静岡県賀茂郡河津町峰222番地、東海建設株式会社、代表取締役、土屋順一。

令和5年3月16日提出。

河津町長、岸重宏。

変更の内容でございます。

変更の内容につきましては、工事の変更としまして、まず下部工における差筋の増加、そして2つ目としましては、練り石積み工におけます現地調達予定の石材が不足したため、コンクリート方式に変えました。3つ目としましては、陸閘部分の接続に対しまして湾曲しているものを直壁に変更しました。また、階段の形状につきましても、現場で精査した形で変更しております。そのほかには安全経費として、通学路ということもありまして誘導員の増加も重なっております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） ここに来ての工法の変更ということですが、これはどういう意味で変更せざるを得なかったのでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 工法につきましては、ここに来てというよりも、最終的な段階での精算に近い形の変更契約となります。

今までやってきた中で最後の、何度も補正等させていただきましたけれども、その中の工法は、工事が進む中でどうしても必要になってくるものでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） こういうのは、工法はどんどん変わっていくんですか。

〔「うん」と言う人あり〕

○8番（渡邊 弘君） 「うん」と言っているけれども、本当にそうなの。そうすると、最初の見積りは何なんのでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

産業振興課長、マイクを向けていただけると……。

○産業振興課長（中村邦彦君） すみません。説明が足りなくて申し訳ございません。

下部工におけますまず差筋ですけれども、設計のほうでは下部、中部、上部となっているんですけれども、上部工と中段のものを足す分につきましては、当初設計に入っていましたけれども、下部には入っていなかったもので、強度的には問題はないんですけれども、県と協議した結果、やはり修正をしようということになって、それは現場で修正することになりました。

また、2番目の練り石積み工におけます現地調達の手配ですけれども、現場の石材、現場の石を使う予定だったんですけれども、掘った現場でもう採取ができなくなりましたので、そこは予定がまた違った形だったのでコンクリート枠に、そういった形で、現場で変わってくることは当然あると思っておりますので、そういうことをご認識いただければと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 実際問題、現場合わせの仕事というのも確かにあると思いますけれども、何か基本的な部分でやっぱりちょっと変わっている部分があるのかな。だから、これで例えば9,000万の仕事で約1,000万ぐらい出るわけですね。そういう見積りの要は入札の仕

方ということ自体に、ちょっと設計のときからの問題が今後発生してくると、これでもう9,000万の仕事で1割ぐらい上がっちゃうわけですよ。こういう入札の在り方というのはいかなものかと思うんだけど、今後やっぱりこういうことが発生してくるということになる、やはり予算的にもある程度の余裕を持った予算を計上していかないといけないという、そんな解釈をすればよろしいのでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） すみません、工事につきましては、一概には言えないと思っております。ただ、今回の工事につきましては、2度の補正もさせていただきました。物価高騰とか製品が入らないなどの流れもございまして、工期も延びております。そういったことで、工事の規模や工事の工法、そういったもので予算額より大きくなることもあれば、また気候などによって変更になることもあると思います。ですので、一概に大まかに組んでおいたほうが良いということではないと思いますので、一応設計とか入札については、精査した上で入札または工事の指名委員会等出しておりますので、そういうふうな形でご理解いただければと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 工事ができないと困るんで、仕方がないかなと思いますけれども、今後、入札で2回、3回、4回というような工事費の要は値上げみたいなやつは、取りあえずもう少し注意を払って町のほうも取り組んでいただきたいと思います。

これ、工期はいつまでですか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 現在、後期の終わりは5月31日を予定しております。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） これで5月31日だと、もうあと2か月ぐらいしかないんですけれども、それまでで要は完了するという解釈をしてよろしいですか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 現在の予定ではそのような形になっております。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 今の予定だとそういうことで、例えばそれが延びる可能性もあるということになりますか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 災害等とか気候によっても、波間ですので、あるかなとは思っておりますけれども、今のところは、何もなければこのまま終わる予定です。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） そうすると、一応これが最終的な予算金額ということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 最終的な工事につきましては、精算というのがございます。

その中で決まってくるので、最終的とは今断言はできません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 町長のほうは、こういう工事の仕方について何か考え方はございますか。仕方がないことだという解釈をしてよろしいのでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 仕方がないということではなくて、工事の状況によって、実はこの件については、補正額は皆さん認められております。今回は大きい工事だものですから、議会の議決を経なければならないということで、そういった額を決めて皆さんに了解いただきたいということで上げたものでございます。当然、補正予算組む段階では皆さんご審議いただいているものと考えております。その枠の中でお金を決めたいということで、今回議会の議決の中で最終的な額を決めてやっていきたいということで、今回の議題の提案ということになりました。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 分かりました。

何転何転、なるべくしないような予算の組み方をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） すみません。

先ほど、説明の中で方式が、何かアーチ式と直立式ですか、そこの変更になったというよ

うなご説明ですが、ちょっと私どもも詳しいのは分からないんですが、ここまで全部工事をやってきた中で全面的に全部それ変えるのか、それとも一部だけ変えるのか、またその方式を変更したことよっての安全率というんですか、安全的なところは問題ないのか、お分かりいただける範囲で説明をお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 波返し部分は、大半は波返し、アーチをかけたもので、型枠を組んでやっておりますけれども、製品化した陸閘部分については直壁じゃないと接合部が合わないの、その部分を直壁に変えただけでございます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） じゃ、元々はアーチ式だというところで、この直立式というんですか、安全的なところは、波返しのところは問題ないという認識でよろしいですね。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 波返しの大半の部分はアーチ式というより湾曲しております。ただ、陸閘といって扉が開くところだけはアーチだと合わない部分があるので、その一部だけを直壁に変えて製品に合わせたという形になります。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 分かりました。

その扉の部分というのは、元々多分決まったところでもって、そのところの元々直立式のほうがよかったのかなとか思いますが、やはり一番重要なのは、本当に波が上がってこないこと及びちゃんとした安全が確保できることだと思いますので、十分安全に配慮した工事ということでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第27号 令和4年度見高地区護岸嵩上げ工事変更請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思いをします。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いをしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎第2常任委員会研修視察報告について

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、第2常任委員会研修視察報告についてを議題とします。

第2常任委員会の研修視察報告については、お手元に配付いたしましたとおりであります。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これをもって第2常任委員会の研修視察報告についてを終わります。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（遠藤嘉規君） 日程第6、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所掌事務等の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日これをもって令和5年河津町議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年河津町議会第1回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和5年第1回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	5. 3. 8	適任 鈴木俊江
同意第1号	教育委員会委員の任命について	〃	同意 飯田守
議案第2号	河津町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について	〃	原案可決
議案第3号	河津町職員の降給に関する条例の制定について	〃	〃
議案第4号	河津町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	〃	〃
議案第5号	河津町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	〃	〃
議案第6号	河津町情報公開条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第7号	河津町職員定数条例及び河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第8号	河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第9号	河津町町営バス設置条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第10号	河津町立学校開放施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第11号	河津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第12号	河津バガテル公園施設使用料徴収条例及び河津町河津バガテル公園運営基金条例の廃止について	〃	〃
議案第13号	デイサービス施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第14号	指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について	〃	〃
議案第15号	静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約について	〃	〃
議案第16号	令和4年度河津町一般会計補正予算(第9号)	〃	〃
議案第17号	令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算(第3号)	〃	〃
議案第18号	令和5年度河津町一般会計予算	5. 3. 16	〃
議案第19号	令和5年度河津駅前広場整備事業特別会計予算	〃	〃
議案第20号	令和5年度河津町土地取得特別会計予算	〃	〃
議案第21号	令和5年度河津町国民健康保険特別会計予算	〃	〃
議案第22号	令和5年度河津町介護保険特別会計予算	〃	〃
議案第23号	令和5年度河津町後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃
議案第24号	令和5年度河津町水道事業会計予算	〃	〃
議案第25号	令和5年度河津町温泉事業会計予算	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
発議第 1 号	河津町議会個人情報保護条例の制定について	〃	〃
発議第 2 号	河津町議会改革特別委員会の設置に関する決議	〃	〃
議案第 26 号	河津町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について	〃	〃
議案第 27 号	令和 4 年度見高地区護岸嵩上げ工事変更請負契約について	〃	〃
	議員派遣の件	〃	決 定
	第 2 常任委員会研修視察報告について	〃	報 告
	委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	〃	決 定